

平成 2 7 年度

法務省事後評価実施結果報告書

平成 2 8 年 8 月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定により作成した法務省事後評価の実施に関する計画（平成27年4月17日決定。平成27年10月21日改定）に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、平成28年7月1日に開催した第46回政策評価懇談会における意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成27年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	11
(3)	法教育の推進	52
(4)	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究）	58
(5)	法務に関する調査研究（非行少年と保護者に関する研究）	72
(6)	検察権行使を支える事務の適正な運営	86
(7)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	145
(8)	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	151
(9)	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	163
(10)	人権の擁護	169
(11)	出入国の公正な管理	202
(12)	法務行政における国際協力の推進	209
(13)	施設の整備（大分法務総合庁舎整備等事業）	240
(14)	施設の整備（さいたま第2法務総合庁舎整備等事業）	246
(15)	施設の整備（富士法務総合庁舎整備等事業）	252
(16)	施設の整備（仙台第3法務総合庁舎整備等事業）	258
(17)	施設の整備（八日市場拘置支所整備等事業）	264
(18)	施設の整備（仙台少年鑑別所整備等事業）	270
	(参考資料)	

法務省大臣官房施設課「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 検察権の適正迅速な行使 (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により, 社会の平和を保持し, 個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い, 裁判所に法の正当な適用を請求し, 裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため, 検察運営の全般にわたって改善を加え, 検察機能のより一層の強化を図る。)

5 矯正処遇の適正な実施 (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため, 適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (矯正施設の適正な管理運営を維持するため, 各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに, 研修, 訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため, 被収容者の個々の状況に応じて, 収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施** (職員の業務負担の軽減を図るとともに, 矯正処遇の充実を図るため, 民間委託等を実施する。)

6 更生保護活動の適切な実施 (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに, 犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等** (保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため, 社会内において適切な処遇を行うとともに, 犯罪や非行のない地域社会作りのため, 犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため, 医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (公共の安全の確保を図るため, 破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為

を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。)

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うとともに，その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。)

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し，適正な審査及び決定を行う。)

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに，円滑な運営を行う。)

- (1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。)
- (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。)
- (3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。)

10 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。)

- (1) 人権の擁護（人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。)

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一に対処し適正な調和を図る。)

- (1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため，国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。)

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 出入国の公正な管理（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27- (1))				
施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))					
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度(※)	27年度	28年度	
	状況 (千円)	当初予算(a)	116,823	138,590	124,477	122,782
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	116,823	138,590	124,477	
執行額(千円)	91,313	115,553	82,502			
政策評価実施時期	平成32年8月 (平成28年8月は中間報告)		担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課		
評価方式	総合評価方式					

※ 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から本施策に組替を行ったため、平成26年度の予算額・執行額等は、同事業分を含めたものとしている。

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来約120年の間、実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていく

ことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組むこととなり、平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成27年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成27年度に実施した政策（具体的内容）

平成27年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち、平成27年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

- 民法の一部を改正する法律案（平成27年3月提出）
- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成27年3月提出）
- 人事訴訟法等の一部を改正する法律案（平成28年2月提出）
- 民法の一部を改正する法律案（平成28年3月提出）

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし、国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成28年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備^{*1}を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号^{*2}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

職員旅費について、外国旅費の計画見直しを実施するとともに、庁費の外国立法翻訳料を実績反映することで経費の削減を図った。

*1 「両罰規定の漸進的整備」

いわゆる両罰規定とは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、事業主たる法人又は人に対して、罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては、新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
<p>【民事関係】</p> <p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（債権関係）の見直し 	<p><u>国会提出中</u></p> <p>民法（債権関係）の見直しについては、平成21年10月に法制審議会に諮問され、同年11月から平成27年2月まで民法（債権関係）部会において調査審議が行われた。同月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、同年3月、これらの法律案を第189回国会に提出したが、同国会においては、審議未了のまま閉会中審査となり、第190回国会において、継続審議となっている。</p>
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔公益信託ニ関スル法律等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益信託ニ関スル法律の見直し 	<p><u>検討中</u></p> <p>公益信託ニ関スル法律の見直しについては、平成27年4月から、「公益信託法改正研究会」（信託法研究者や、関係省庁の担当者等で構成）において検討が行われ、同年12月に報告書が取りまとめられた。これを受け、平成28年中に法制審議会信託法部会を再開し、同部会において調査審議が行われる予定である。</p>
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び非訟事件手続法・家事審判法の改正を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討 	<p><u>国会提出中</u></p> <p>人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討については、平成26年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成27年9月まで国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会において、調査審議が行われた。同年10月「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、</p>

		この答申を踏まえ、「 <u>人事訴訟法等の一部を改正する法律案</u> 」を立案し、平成28年2月、この法律案を第190回国会に提出した。
商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。	〔商法等〕 ・商法（運送・海商関係）等の見直し	<u>国会提出検討中</u> 商法（運送・海商関係）等の改正については、平成26年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成28年1月まで商法（運送・海商関係）部会において調査審議が行われた。同年2月、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「 <u>商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(仮称)</u> 」を立案し、 <u>国会へ提出することを検討している</u> 。
相続法制については、配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降、大きな法改正はされていない。しかしながら、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで、相続法制について全般的な見直しを行う。	〔民法等〕 ・民法（相続関係）の見直し	<u>法制審審議中</u> 平成27年4月から調査審議を行っており、現在は中間試案の取りまとめに向けた議論を行っている段階である。今後、中間試案を取りまとめ、パブリック・コメントを実施する予定である。
最高裁が、民法第733条第1項の定める再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの判断を示した（最大判平成27年12月16日）。同条は、婚姻の要件を規律するものであり、国民の生活に直接関わるものであるから、違憲状態を速やかに是正し、国民生活の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定の改正を行う。	〔民法等〕 ・民法（第733条等）の見直し	<u>国会提出中</u> 民法（第733条等）の見直しについては、「 <u>民法の一部を改正する法律案</u> 」を立案し、平成28年3月8日、 <u>第190回国会に提出した</u> 。

【刑事関係】

近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業	〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕 ・企業の刑事責任の在り方	<u>検討中</u> ・企業の刑事責任の在り方については、新規立法や法改正の際に、きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めることとは別に、企業の刑
---	--	--

活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。

事責任の在り方を抜本的に見直す必要性を引き続き検討している。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27- (2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け：I-2-(2))					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	22,963	30,327	19,663
		補正予算(b)	—	0	0	—
		繰越し等(c)	—	0	0	/
		合計(a+b+c)	—	22,963	30,327	
執行額(千円)	—	22,745	28,776			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日)(別紙1参照) ○法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)(別紙2参照) ○法曹養成制度改革推進会議の開催について(平成25年9月17日閣議決定)(別紙3参照) ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について(平成25年9月24日法務大臣決定)(別紙4参照) ○法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)(別紙5参照) 					

測定指標	平成26年度～27年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法務省の下に設置された法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及びその下に設けられた各分科会において，更なる活動領域の拡大を図るための検討及び施策の試行等を行う。また，前記有識者懇談会の設置期限後は，推進会議決定に従い，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体等の間で共有されるよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	達成
施策の進捗状況(実績)		

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」（別紙4参照）及びその下に設置された分科会において、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い、それを踏まえ、平成27年5月25日、前記有識者懇談会において、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」（別紙6参照）が取りまとめられ、各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。

また、「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定、別紙2参照）を踏まえ、政府においては、同年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成）において、法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い、前記推進会議は、平成27年6月30日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（別紙5参照）を決定した。前記推進会議決定では、前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、前記推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（別紙7参照）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、その資料等については法務省ホームページに掲載して、関係省庁や自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備した。

測定指標	平成26年度～27年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後、連絡協議等の環境を整備し、関係機関・団体の協力を得て、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

前記平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定（別紙5参照）では、法務省において、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと、予備試験について、その在り方の検討を行うこと、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めるとされた。

法務省においては、前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（別紙7参照）を開催しており、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めた。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
（測定指標の目標達成度の補足）		

【測定指標 1】

平成24年8月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日に行った意見の取りまとめの中で、「法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にある」としている。そして、同年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る」とされた。

前記決定を踏まえ、同年9月24日、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が設置され、前記有識者懇談会の下に、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」に関して3つの分科会が設置され、それぞれ必要な検討や試行的な取組が進められ、前記有識者懇談会は、それらを踏まえ、今後の具体的な取組の在り方に関する指針を、平成27年5月25日、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」として取りまとめた。

また、同年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度の更なる推進について」においても、前記取りまとめを踏まえ、「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である」とされたところであり、前記推進会議決定を踏まえて開催している法曹養成制度改革連絡協議会では、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組状況について、関係省庁や自治会等の担当者から報告を受けるとともに、今後の取組に向けた意見交換を行ったほか、その資料等を法務省ホームページに公表するなど、各自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備していることから、目標を達成することができたと評価できる。

【測定指標 2】

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第6 今後の検討について」では、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、法務省及び文部科学省は連絡協議等の環境を整備するとされたところであり、法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後に、両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、法務省は、文部科学省と連携し、連絡協議等の体制を整備した。具体的には、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めているところであり、目標が達成することができたと評価できる。

（取組の有効性、効率性等）

【測定指標 1 及び 2 関係】

測定指標 1 及び 2 については、『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、各種会議を実施し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための体制の整備も行った。また、法曹有資格者の海外展開に資する取組として、法曹有資格者を海外に派遣し、海外の法制度等の調査研究を行う取組を行っており（別紙8参照）、そのための予算を獲得した。

これらに鑑みれば、本取組は目標の達成に有効に寄与したものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標 1】	<p>法曹有資格者の活動領域の在り方については、平成28年度も法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、今後も環境の整備に取り組む。</p>
【測定指標 2】	<p>法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成28年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成28年7月1日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○法曹養成制度改革連絡協議会 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.htm)</p>
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	---

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------	----------	---------

**法曹養成制度検討会議取りまとめ
(抜粋)**

平成25年6月26日

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。
各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

- ・ 企業分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

- ・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- ・ 日本経済のグローバル化が進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

○ 受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう、その制限を緩和するべきである。

- ・ 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について、法科大学院の教育状況が目標としていたとおりになっていないことや法科大学院修了後5年の間に合格しない者が多数いることなどから、受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが、受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく、また、法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに、法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって、受験回数制限を設けること自体は合理的である。
- ・ 受験回数については、現行制度は、3回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ、その上で、受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し、5年間に3回受験できることとされている。
- ・ もっとも、現在、多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとすることを求めている。そもそも、受験回数制限制度において制限される回数については、3回とすることが必須であるというものではなく、その制度の趣旨に反しない限度であれば、受験回数制限を緩和することも考えられる。

この点に関し、これまでの司法試験の結果によれば、法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く、受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ、受験期間を維持するのであれば、この傾向に与える影響は大きくないと考えられる。また、受験期間と受験回数との差がない方が、受験資格があるのに受験を控えるようなことはなく、全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになるとの利点もあると考えられる。

さらに、受験回数制限を緩和し、受験期間内において司法試験を受験できることとすれば、単年合格率が低下し、更に志願者を減少させるおそれがあるとの意見もあるが、受験回数制限を緩和しても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も一定数いることが想定されることからすれば、単年合格率の低下は一定の範囲にとどまると考えられるし、累積合格率はほとんど低下しないものと想定される。また、今後、制度全体の改善を図ることによって、法曹志願者の減少を防ぐことは可能であり、むしろ、受験回数制限を緩和し、5回ま

で受験できるとする方が法曹を志願しやすい環境につながると考えられる。

以上のことから、受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう、その制限を緩和することとするべきである。

なお、この場合、既に3回受験して資格を失った者であっても、法科大学院修了又は予備試験合格後5年を経過していない場合には、受験資格が認められることとなる（既に5年を経過した者については、法科大学院教育の成果が維持される期間を過ぎていると考えられるため、新制度開始後に受験資格を認める経過措置はとらない。）。

(2) 方式・内容，合格基準・合格者決定

○ 法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて、論文式試験の試験科目の削減につき、選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。

- ・ 司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため、科目数等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もある。

法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第3の2(2)参照）ことから、司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており、司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し、短答式試験の試験科目（司法試験法第3条各号所定のかっこ書の内容を含む）を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて、論文式試験の試験科目につき、選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、第4で述べる新たな検討体制において、2年以内に検討し、結論を得るべきである。

また、具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

(3) 予備試験制度

○ 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを檢

討すべきであり、第4で述べる新たな検討体制において、2年以内に検討して結論を得るべきである。

- ・ 予備試験制度は、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、その合格者には、司法試験の受験資格が与えられる。
- ・ 予備試験制度について、制限的にすべきとの立場は、予備試験制度が、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは、これまでの2回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成24年司法試験の結果によれば、既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており、その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや、それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。
 一方で、予備試験制度について、積極的に評価すべきとの立場は、予備試験制度が、法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり、法科大学院の時間的・経済的負担を考えると、予備試験制度について、法科大学院を中核とする現在の法曹養成制度においても、重要な制度として位置付けるべきであるとする。
- ・ このように、予備試験制度については、様々な見方があるものの、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。また、(2)で述べた司法試験の内容との関係でも、予備試験の在り方を検討する必要がある。そこで、予備試験の在り方については、法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ、第4で述べる新たな検討体制において2年以内に検討し、結論を得ることとすべきである。

第4 今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方

○ 今後、本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、これらを省庁横断的にフォローアップしつつ、検討課題について速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するとともに、学識経験者や法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

- ・ 本検討会議においては、司法制度改革の理念を踏まえ、法曹の養成に関する制度の在り方について、有機的に関連する諸問題を統合的に解決するべく、詳細に検討を行ってきたところであるが、検討した各論点について一定の結論が得られたものがある一方、今後の法曹人口、法科大学院、司法試験及び司法修習の在り方について、今後の検討課題を残すこととせざるを得なかった。

今後、本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、これらを省庁横断的にフォローアップするとともに、検討課題については、速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するべきである。その際、法曹の養成に関する制度は、その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから、新たな検討体制は、各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制として整備する必要がある。

また、第1で述べたとおり、法曹有資格者の活動領域の在り方については、活動領域の拡大に向けて、各分野の有識者で構成する有識者会議及び各分野別の分科会を設けるべきであり、これを新たな検討体制の下に置くべきである。

さらに、今後の検討課題を検討するに当たっては、学識経験を有する者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

法曹養成制度改革推進会議の開催について

〔平成25年9月17日〕
閣議決定

- 1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。
議長 内閣官房長官
副議長 法務大臣及び文部科学大臣
議員 総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣
- 3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。
- 4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

〔平成 25 年 9 月 24 日〕
〔法 務 大 臣 決 定〕

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第 2 を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け、その運営に関して以下のように定める。

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第 1 の内容を踏まえつつ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成 27 年 7 月 15 日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以 上

別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長
岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事
田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方**1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方**

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会
取りまとめ

平成27年5月25日
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

前文

国民の権利意識が高まり、また、社会情勢が複雑化している現代社会において、「法の支配」を広く社会に及ぼすためには、法曹有資格者が、公的機関、企業、国際的な分野等において、その専門性を生かして多様な役割を果たすことが重要である。平成24年8月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日に行った意見の取りまとめの中で、法曹有資格者の活動領域は広がりつつあり、法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められつつある、とする一方、未だその広がりが限定的といわざるを得ない状況にあるとしている。そして、同年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。」とされたところである。

当有識者懇談会は、同決定を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として平成25年9月に設置され、当有識者懇談会の下に設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の3つの分科会においてこれまで実践されてきた試行的な取組等の状況を踏まえた検討を進めてきた。

本報告は、このような、当有識者懇談会及び各分科会における取組とその成果、それらに基づく検証・検討状況及びこの間の法曹有資格者の活動領域の拡大の状況を踏まえ、引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組の在り方に関する指針をまとめたものである。

国・自治体・福祉等の分野

1 これまでの取組及び成果について

- (1) 国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア 日本弁護士連合会は、地方行政分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の専門性に対するニーズを把握するために、全国の自治体を対象に調査を実施した。その結果、多くの自治体が弁護士会からの支援を受けることに関心を示していること、また、弁護士を始めとする法曹有資格者を職員として任用し、訴訟対応や法律相談だけでなく、条例等の制定に関与する例規業務などの政策法務、債権回収等の分野で活用することに関心を示している自治体があることが明らかとなった。

このような実態把握の取組と並行して、日本弁護士連合会においては、各地の弁護士会に働きかけて自治体との連携構築を進めてきた。これまでに10の弁護士会が、自治体行政の支援のために弁護士が提供可能なサービスをリスト化した行政連携メニューを作成し、自治体に提供している。このような取組の結果、弁護士会が、自治体からの依頼で専門分野に応じた弁護士を相談員として紹介したという具体的な実績も挙げられている。

イ 福祉分野に関する取組の例としては、大阪で、弁護士会の負担により大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し、その職員から法的問題に関する相談を受ける取組を実施し、400件を超える相談実績を挙げた。また、各地の弁護士会においても、ひまわりあんしん事業による電話相談・出張相談等を行い、弁護士会によっては、数千件の活用実績を挙げた例もある。

また、法務省は、認知機能等が十分でない高齢者・障がい者への法テラスによる法的支援の拡充などを内容とする、総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

ウ 法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、国・自治体・福祉の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携し、国の機関、自治体及び福祉機関を対象として、司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行ってきた。その結果、これまでに複数の国の機関、自治体及び福祉機関が司法修習生の受入れに前向きな姿勢を示している。また、日本弁護士連合会は、各地の弁護士会や関係機関と協力して、今後弁護士の専門性の活用が期待される分野に関する研修会や、弁護士の公務員任用等に関する各種の研修やセミナー等を開催した。

さらに、一部の法科大学院では、自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身に付けた人材を養成するための講座の開設等の取組を進めている。

- (2) 以上のような取組の成果もあり、この分野における法曹有資格者の活動領域は拡大傾向にある。例えば、地方自治体で常勤職員として勤務する、

弁護士を始めとする法曹有資格者は、平成25年10月時点で48自治体において62名であったものが、平成27年3月現在では、64自治体において合計87名に増加している。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後この分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

- (1) 自治体の分野では、従来から多くの自治体が顧問弁護士への委嘱を行っているほか、前記のような各地の弁護士会と自治体との連携構築も進んでおり、法曹有資格者の専門性の活用は一定程度広がっていると見える。他方、法曹有資格者を職員として活用することについては、多くの自治体が関心を有しているが、任用に向けた具体的な検討にまでは至っていない。

この原因としては、まず、多くの自治体においては、法曹有資格者の活用を想定している局面としては法律相談や訴訟対応など、従来から外部の弁護士が担っていた業務が中心となっているため、外部の弁護士の活用とは別に法曹有資格者を職員として任用する必要性が薄いと考えていることが挙げられる。また、政策法務等の新たな分野での法曹有資格者の活用が始まってから間もないため、法曹有資格者が自治体の職員として果たし得る役割、法曹有資格者の活用による行政サービスの向上などの効果及び外部の弁護士との役割の違いなどを具体的に示す実例が限られており、法曹有資格者を任用することについて市民の理解を得るに際しての根拠となり得る情報を、任用に関心を有する自治体が十分に蓄積できていないことも挙げられる。

他方、法曹有資格者の側においても、自己の活躍の場としての認識が薄いことに加え、自治体で求められる能力を涵養する機会も十分でないといった問題がある。

- (2) 福祉の分野では、前記のような弁護士会の取組が、自治体や福祉機関から一定の評価を得ている。しかし、この分野に関するこれまでの取組は、弁護士会や有志の弁護士による自発的な取組にとどまっているものが多く、自治体や福祉機関から、継続的な施策又は事業として行われるべきものと認識されるには至っていない。福祉の分野において法曹有資格者の活用が進むためには、法曹有資格者の専門性が施策又は事業の中で活用される取組が積み重なることにより、福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割が拡大していくものと考えられる。
- (3) 国の機関においては、特定任期付公務員などの形での法曹有資格者の任用は自治体と比べて一定程度進んでいるが、今後、法曹有資格者の活用が更に進むためには、それが法の支配の実効化のために有用であるという認識をより広く共有することや、国の機関で行政等の業務に従事できる専門性を身に付けた適切な人材の養成・確保が重要となる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると、これらの分野で法曹有資格者の活用を一層拡大するためには、以下のような取組を更に進めることが有用である。

- 日本弁護士連合会は、関係機関や自治体等の協力を得て、前記1の取組から明らかとなった、自治体や福祉の分野において弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を、セミナーやシンポジウム等を通じるなどして、実際に弁護士の活用を検討する自治体等との間で共有する取組を実施する。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めるとともに、各自治体や福祉機関等に対し、弁護士の活用に向けて個別的に働きかけることが期待される。

これに併せて、各地の弁護士や弁護士会が、各分野で生じる問題を解決する実績の積み重ねに基づき、自治体や福祉機関の側においても、実際に法曹有資格者を複数活用することで行政サービスの向上等を実現している自治体の例などを参考に、それぞれの規模に応じ、政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策を検討・実施することが期待される。

- 日本弁護士連合会は、関係機関の協力を得つつ、自治体における政策法務や福祉の分野について、弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要とされる能力を涵養し、あるいは経験を共有するための研修等の取組を実施する。各地の弁護士会においても同様の取組を実施することが期待される。
- 最高裁判所においては、法務省の協力を得て、国の機関、自治体及び福祉機関における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。また、これと併せて、法科大学院においても、自治体法務に関するプログラムの設置、自治体におけるエクスターンシップ、修了生の就職に関する自治体との連携などに取り組むことが期待される。
- 法務省は、これまでの実績や以上のような取組を通じて得られた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体や福祉機関等の間で共有され、もって法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、日本弁護士連合会、関係省庁、自治体等の協力を得て、必要な連絡協議等の環境を整備する。

企業の分野

1 これまでの取組及び成果について

(1) 企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア 日本弁護士連合会においては、弁護士の求人・求職情報を掲載する「ひまわり求人求職ナビ」の利用企業に対するアンケート等を行い、企業による弁護士の求人・採用の実態を調査した。その結果、企業に採用された弁護士の所属部門は依然として法務部門が多くを占めているが、企業戦略の構築に携わる部門に所属する例も認められた。

また、「ひまわり求人求職ナビ」についてシステムの運用改善のための措置が講じられた結果、月ごとの平均申請件数が増加した。

イ 日本弁護士連合会においては、各経済団体等の協力を得るなどして、弁護士の採用に関する企業向け情報提供会・情報交換会を開催したほか、司法修習予定者等を対象とした企業への就職活動ガイダンスを実施し、さらには、東京三弁護士会による司法試験合格者を対象とした就職合同説明会を実施し、いずれも相当数の参加者・参加企業を得た。

これらの取組を通じ、企業による法曹有資格者の具体的な活用に結びついた例も分科会で紹介された。

ウ 法曹有資格者の能力の涵養については、一部の法科大学院において企業法務等に関する科目の開設や継続教育の取組が実施されている。また、日本弁護士連合会においても弁護士を対象とする研修・セミナーなどを開催した。

法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、企業の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携の上、各経済団体の協力も得て、企業を対象として、司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行い、これまでに複数の企業が司法修習生の受入れを表明したところである。

(2) 以上のような取組の成果等もあり、企業内弁護士の数は増加傾向にあり、日本組織内弁護士協会の統計によると、平成26年6月には619社において1179名となっており、平成25年の同時期と比較して200名以上増加している。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、企業の分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 前記のような企業や法曹有資格者への情報提供の取組の効果などもあって、企業内弁護士の数は増加を続けており、弁護士を始めとする法曹有資格者を活用することの利点は、企業にも相当程度共有されているといえる。もっとも、実際に企業内弁護士を採用する企業は、大都市圏の大企業が中心と

なっているのが現状であり，企業規模的にも地域的にも，更なる採用の広がり
の余地が残っている。

- (2) 企業内で勤務する法曹有資格者が担当する業務は，法務に関連するもの
が中心となっているのが現状である。しかし，法曹有資格者が，企業にお
いて求められる素養や能力を養成段階や継続教育等で身に付け，企業内に
おいて更に経験を積み重ねることなどを通じ，その法的な専門性を生かし
て経営戦略の構築などに関与することができるようになれば，企業におけ
る法曹有資格者の活躍の場面は，更に広がることが期待できる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及びその成果並びに課題を踏まえると，企業の
分野で法曹有資格者の活用を更に拡大するためには，以下のような取組を更に
進めることが求められる。

- 日本弁護士連合会は，経済団体等と協力し，企業内弁護士を活用すること
の有用性や具体的な実績等について，前記1のような形での企業への情報提
供並びに企業間及び企業・弁護士間の情報共有の取組を全国各地に広げてい
く。また，各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待される。
- 日本弁護士連合会は，企業内弁護士の実情に配慮した会内の環境整備につ
いて，引き続き検討を進める。これに併せて，各地の弁護士会においても同
様の取組が進むことが期待される。
- 日本弁護士連合会は，日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して，その
採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態や，キャリアパスに
関する情報を調査した上，各種の媒体を通じて，法科大学院を始めとする法
曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図る。
- 日本弁護士連合会は，企業のニーズに応じた実践的な研修の強化を図る。
また，法科大学院において，企業法務に関する科目の設置，企業におけるエ
クスターンシップ，法曹有資格者の就職に関する企業との連携などに取り組
むことが期待される。
- 最高裁判所においては，法務省の協力を得て，企業における司法修習（選
択型実務修習）の充実に向けて，必要な取組を継続することが期待される。
- 法務省は，日本弁護士連合会，経済団体等の協力を得て，これまでの実績
や前記のような取組を通じて明らかとなった，法曹有資格者の専門性の活用
の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され，この分野における法
曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，必要な連絡協議等の環境を
整備する。

海外展開の分野

1 これまでの取組及び成果について

海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関しては、これまで、以下のような取組が進められてきた。

- (1) 法務省では、平成 26 年度から、日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において、現地の法執行の状況や、現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき、弁護士に委託して調査を実施してきた。
- (2) 日本弁護士連合会は、日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携の下、各地の弁護士会の協力を得て、海外展開に取り組む中小企業に対し、渉外法律業務に通じた日本の弁護士による法的支援を提供する取組（日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度）を行ってきたところ、これまでに 100 件を超える支援の申込みがあり、海外展開する中小企業に法的支援のニーズが一定程度あることが明らかとなった。
日本弁護士連合会では、このほかにも、関係省庁等と連携した中小企業等支援の取組や、渉外対応力のある弁護士の育成支援等の取組を進めてきた。
- (3) 外務省は、日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するための方策を検討し、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に委託する取組を平成 27 年度から実施することとした。
- (4) 一部の法科大学院等においては、学生のみならず弁護士をも対象とした、法律英語や国際紛争解決手続等に関するカリキュラムの策定・開講が進められている。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後、法曹有資格者の海外展開を一層進展させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

- (1) 新興国市場への進出は、政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており、中小企業がこれらの国に海外展開する機会も増加しているものの、多くの中小企業は、海外展開に関する経験が必ずしも豊富ではなく、また、海外展開に当たって直面する法的リスクに関する情報に接する機会も多くない。したがって、多くの中小企業では、海外展開の際に日本の法曹有資格者を活用する利点や、国際的な分野に明るい法曹有資格者へのアクセスの方法に関する知見が乏しい。
- (2) 海外に在留する邦人を法的に保護するという観点からは、現地で邦人保護を担う領事機関との連携、現地の弁護士・関係機関との関係構築等が必要であるが、これらの取組は緒に就いたばかりである。
- (3) 法曹有資格者が国際的な分野の職務に従事するためには、語学、交渉能力、外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要であるが、そのような機会の確保を更に進める必要がある。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると、海外展開の分野で弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を一層拡大するためには、既存の取組を引き続き継続することに加えて、以下のような取組を更に進めることが有用である。

- 日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力し、特に中小企業等の海外展開の際に直面することが想定されるリスクやこれに対する日本の弁護士の具体的な貢献の在り方といった有益な情報について、具体的事例を集積し整理した上で、そこから得られる知見や典型例を共有し、海外展開を予定する企業等に情報提供していく。
- 日本弁護士連合会は、関係機関と協力して、日本の企業等の海外展開支援を始めとする、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために、身近にいる弁護士や関係機関を窓口として、様々な国際的な法務の分野に対応能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することを検討する。
- 法科大学院においては、法律英語に関する講座や、国際的なビジネス法務に関する講座等、国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供に取り組むことが期待される。
- 法務省は、内閣官房に設置され、法務省も構成員となっている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

構成員等及び開催経過

第1 有識者懇談会について

1 構成員

座長 大島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員 泉 房 穂 明石市長
 岡野 貞彦 公益社団法人経済同友会常務理事
 田島 良昭 社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事

2 開催経過

第1回（平成25年10月11日）

委員の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大について意見交換

第2回（平成25年11月8日）

各分科会からの結果報告

新たな活動領域で業務を遂行する上での課題に関する意見交換

第3回（平成26年3月25日）

各分科会における取組の現状及び課題

これまでの取組で明らかとなった課題等に関する意見交換

第4回（平成26年10月24日）

各分科会からの報告及び意見交換

第5回（平成27年2月9日）

各分科会からの取りまとめ骨子（案）の報告及び意見交換

第6回（平成27年5月18日）

各分科会の取りまとめに関する報告

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）」に関する意見交換

第2 各分科会について

1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

(1) 構成員等

座長 田島良昭 社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事

構成員 泉房穂 明石市長

北川正恭 早稲田大学政治経済学術院教授

大貫裕之 中央大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

日本司法支援センター

日本弁護士連合会

オブザーバー 人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

公益社団法人日本社会福祉士会

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月30日）

構成員等の紹介

国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第2回（平成25年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年2月6日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年5月22日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年9月17日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第6回（平成26年11月21日）

試行方策の進捗状況等に関する報告及び意見交換

第7回（平成27年1月26日）

試行方策の進捗状況等に関する報告

内閣官房法曹養成制度改革推進室による調査報告

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第8回（平成27年4月10日）

取りまとめ案に関する意見交換

2 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

(1) 構成員等

座長	岡野貞彦	公益社団法人経済同友会常務理事
構成員	井上由理	昭和シェル石油株式会社常務執行役員 経営法友会幹事
	片山直也	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授 内閣官房 法務省 一般社団法人日本経済団体連合会 日本組織内弁護士協会 日本弁護士連合会
オブザーバー	文部科学省 経済産業省	

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月29日）

構成員等の紹介

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第2回（平成25年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年1月27日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年3月5日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年6月19日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第6回（平成26年9月9日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第7回（平成26年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第8回（平成27年2月5日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第9回（平成27年4月22日）

取りまとめ案に関する意見交換

3 法曹有資格者の海外展開に関する分科会

(1) 構成員等

座長	大島 正太郎	元WTO上級委員会委員, 株式会社国際経済研究所 理事長, 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
構成員	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授
	内閣官房	
	法務省	
	外務省	
	海外業務研究会	
	日本商工会議所	
	日本弁護士連合会	
オブザーバー	文部科学省	
	経済産業省・中小企業庁	
	独立行政法人日本貿易振興機構	

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月15日）

構成員等の紹介

法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の報告及び意見交換

第2回（平成25年11月27日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年1月30日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年5月28日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年9月11日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

日本の弁護士の海外での活動についての報告及び意見交換

第6回（平成26年12月19日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

国の機関における国際交渉等における法曹有資格者の活用の例につき、米谷三以氏からヒアリング

第7回（平成27年1月27日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第8回（平成27年4月24日）

取りまとめ案に関する意見交換

法曹養成制度改革のための連絡協議体制について

法務省・文部科学省

1 目的

法務省及び文部科学省は、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第6 今後の検討について」を踏まえ、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進し、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため、両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制を下記のとおり定める。

2 連携体制

法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局は、両部局からなる法曹養成制度改革連携チーム（以下「連携チーム」という。）を構成し、前記推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため、政府内における必要な連携を図ることとする。

3 法曹養成制度改革連絡協議会の開催

法務省及び文部科学省は、前記の目的を達成するため、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は、議事に応じて必要がある場合は、関係府省庁その他の関係機関・団体に出席を求めることができる。

4 協議会の庶務

協議会の庶務は、連携チームにおいて処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、連携チーム及び協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局が協議の上定める。

日本の法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究

平成28年度予算計上額

19,663千円

問題点・現状

- 日系企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向
→特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。
- 在留邦人も私生活上の法的トラブルに巻き込まれ得るリスク

「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても法の支配の理念の下でビジネス環境整備を進めるとされている。

日本企業や在留邦人等が直面する法的リスクの実情等を把握する必要

調査委託の方法等

○法曹有資格者をアジア新興国に派遣

平成27年度は4か国(タイ, シンガポール, インドネシア, フィリピン)に派遣。(タイ, シンガポール, インドネシアは今年度まで)
→平成28年度は, 日本企業等が多く進出し, または今後の進出が見込まれる合計3か国(フィリピン, ミヤンマー, インド)における調査について予算計上

○現地における調査方法

- 現地法令等の文献調査, 現地当局からのヒアリング
- JETRO等の現地関係機関からのヒアリング, 現地日本企業等や在留邦人へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

調査結果を公開し, 日本企業等と情報共有を進める

効果

日本企業等

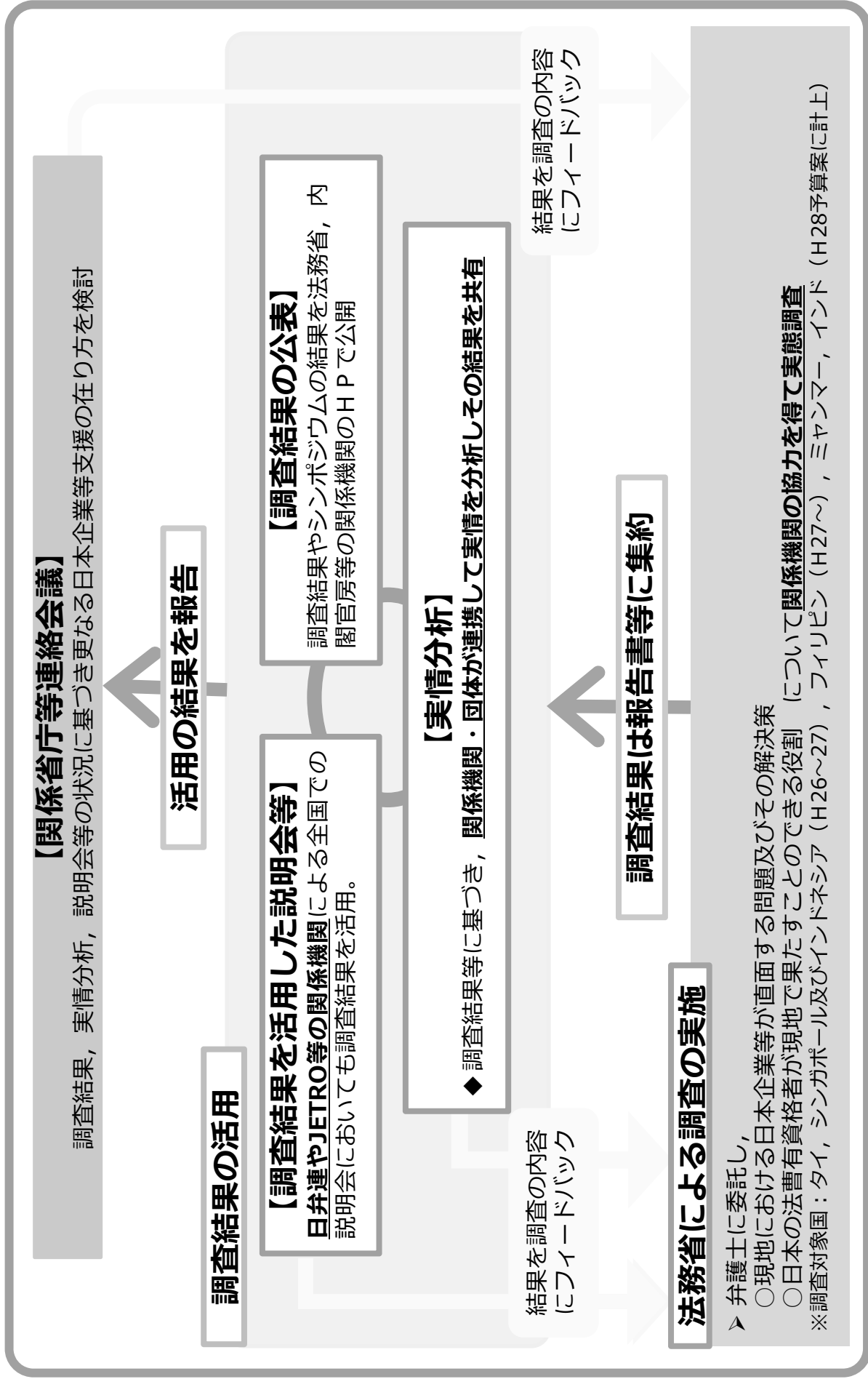
- 直面しやすい法的問題の実態
- 法的問題に対する対応の在り方
- 現地関係機関との連携等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

現地での活躍を目指す法曹有資格者

- 現地法制度やその運用上の留意点
- 現地における日本の法曹有資格者の活動規制
- 日本企業等による法的支援のニーズの実情等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

調査委託事業の成果物の活用イメージ

関係機関と連携して調査結果を日本企業等の海外展開に最大限活用



【関係省庁等連絡会議】

調査結果，実情分析，説明会等の状況に基づき更なる日本企業等支援の在り方を検討

調査結果の活用

【調査結果を活用した説明会等】

日弁連やJETRO等の関係機関による全国での説明会においても調査結果を活用。

【実情分析】

◆ 調査結果等に基づき、関係機関・団体が連携して実情を分析しその結果を共有

活用結果を報告

【調査結果の公表】

調査結果やシンポジウムの結果を法務省，内閣官房等の関係機関のHPで公開

法務省による調査の実施

▶ 弁護士に委託し，

- 現地における日本企業等が直面する問題及びその解決策
- 日本の法曹有資格者が現地ですることのできる役割

※調査対象国：タイ，シンガポール及びインドネシア（H26～27），フィリピン（H27～），ミャンマー，インド（H28予算案に計上）

調査結果は報告書等に集約

結果を調査の内容にフィードバック

結果を調査の内容にフィードバック

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4))					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,677	14,119	14,387	9,638
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	15,677	14,119	14,387	
執行額(千円)	12,416	9,312	5,963			
執行額(千円)	12,416	9,312	5,963			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略について(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)Ⅲ-3-(6)-①法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³					

測定指標	平成27年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホームページで公表することにより、その内容を広く一

般に情報提供した。

さらに、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に資する法教育教材の作成、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活用した広報の在り方等に関する検討を行った⁵。

参考指標	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
協議会等の過去5年間の開催実績（回）	8	6	5	7	5

測定指標	平成27年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を深め、法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年度には、高校生向け法教育教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とする法教育実践状況調査を実施したほか、法務大臣自ら、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として県法教育推進協議会が立ち上げられた群馬県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と法教育の更なる普及・充実に向けた地域のネットワーク作りを中心に意見交換を行った。また、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務省関係機関においても、法教育授業を多数実施した（別紙参照）。

参考指標	実績値				
法教育授業実施回数（回）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	2,066	2,261	2,992	3,325	2,947

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p>	

法教育の推進のため、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。

同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議、情報交換等を行い、互いに理解を深めるとともに、その内容をホームページで公表することにより、広く一般に情報提供を行った。

さらに、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、平成27年度に実施した全国の専門学科及び総合学科高等学校に対する法教育の実践状況調査の結果を踏まえ、高校生向けの法教育教材の作成について協議するとともに、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活用した広報の在り方等に関する協議等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標 2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、高校生向け教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とした法教育実践状況調査を実施したほか、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として立ち上げられた群馬県法教育推進協議会の協力の下、法務大臣自ら同県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と「法教育の推進に向けた地域のネットワーク作り」をテーマに意見交換を行った。さらに、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

する者の知見 の活用	平成28年7月1日
	<p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 法教育の普及・推進のためには、子供に対して、法に関心を持つきっかけを与えられるような取組が必要ではないか。</p> <p>〔反映内容〕 学校現場におけるきっかけ作りとして、教職員による法教育の実践拡大のため、法教育に関する副教材を作成・配布（高校生向け教材については、作成に向けて法教育授業の実践状況調査を実施）しているほか、法務省職員による出前授業を実施している。加えて、学校外でのきっかけ作りとして、車座ふるさとトークの開催や法教育マスコットキャラクターを活用した広報活動を行っており、今後も積極的かつ多角的な取組を実施していきたいと考えている。</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。
----	---

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------	----------	---------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方について検討を行うため、法教育推進協議会のもとに平成26年3月に設置された（法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うために設置された「法教育普及検討部会」に代わるもの）。

*3 「『世界一安全な日本』創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

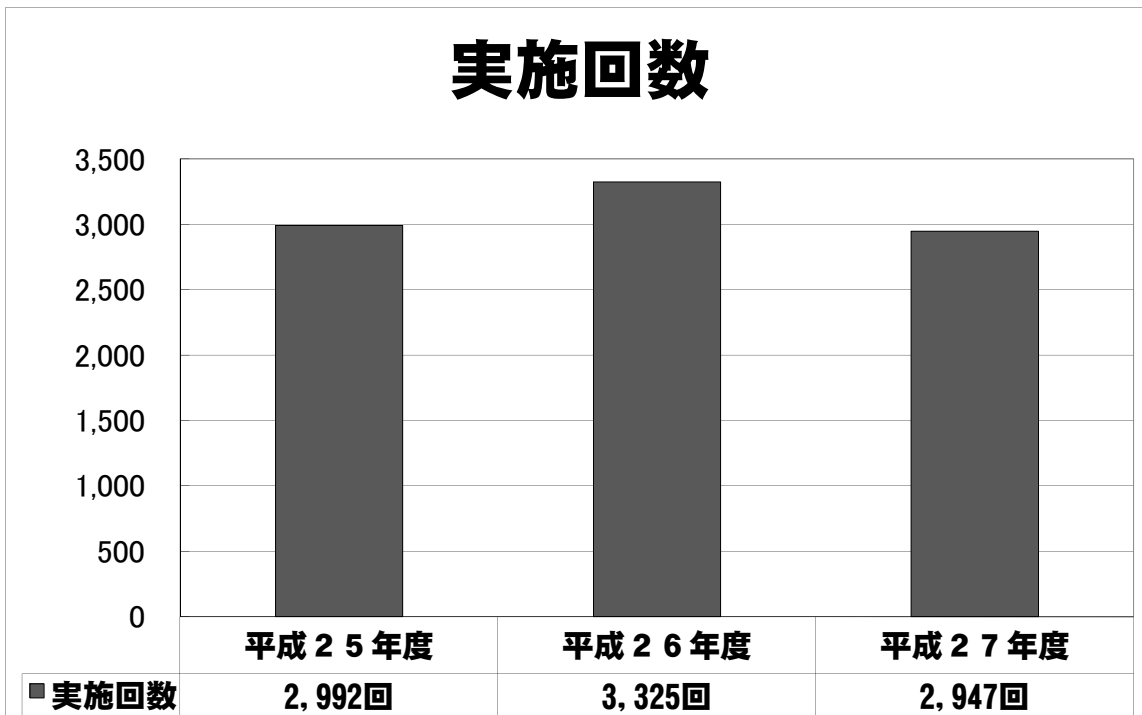
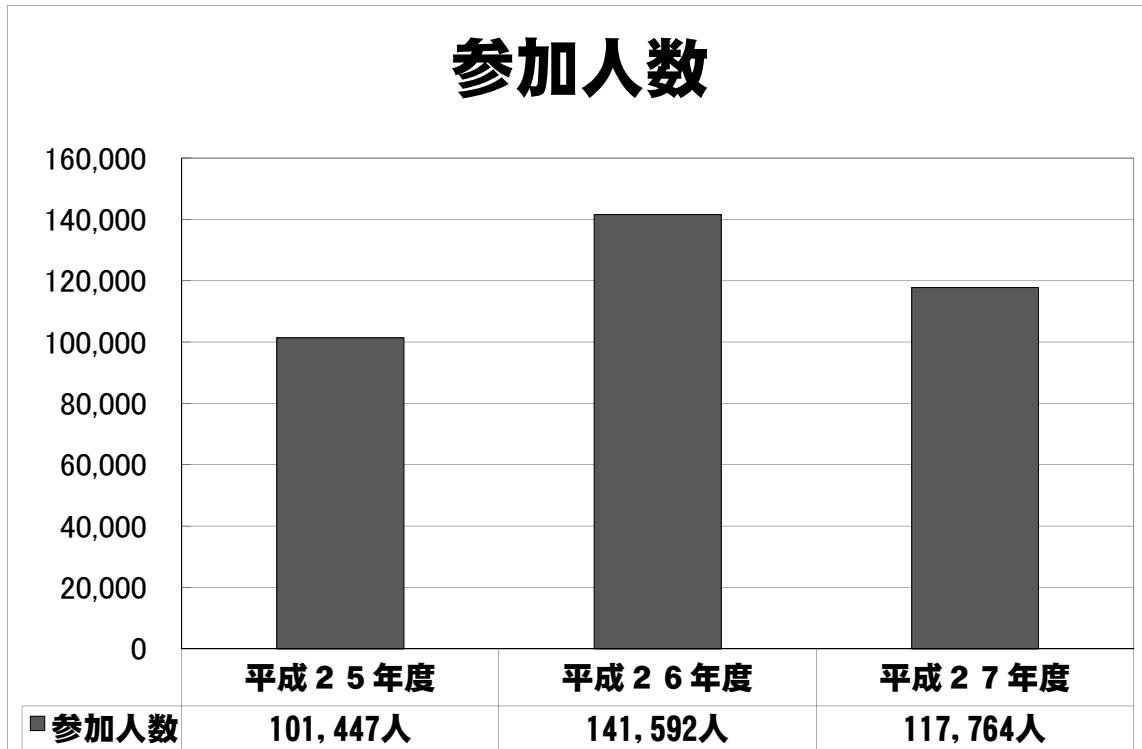
*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科高等学校を、平成27年度は専門学科及び総合学科高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法教育推進協議会における各検討状況」

法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照

法教育授業実施結果



平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27- (4))				
施策名	法務に関する調査研究 (外国人の犯罪に関する研究)					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	507	4,154	—	—
		補正予算(b)	0	0	—	—
		繰越し等(c)	0	0	—	
		合計(a+b+c)	507	4,154	—	
執行額(千円)	507	4,154	—			
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

グローバル化の進展並びに観光立国実現への取組及び外国人労働者の一層の受入れ等の施策を受けて、昨今の外国人入国者数は940万人に達し(平成22年)、外国人登録者数も210万人を超える(平成22年)など、現在の我が国において外国人の存在は大きなものとなっている。一方で、それら外国人の一部は我が国社会に適応できず、犯罪等につながってしまうとの問題があり、外国人による一般刑法犯の検挙件数は平成17年に約4万3,000件と過去最多を記録し、その後減少はしているものの依然として高い水準にある。

他方、外国人による犯罪については、各種の身分関係書類、カードの偽造又はその使用、地下銀行・マネーロンダリング等の犯罪基盤作出型の犯罪、集団窃盗、薬物密売等の組織的犯罪の横行などのように、一般的な日本人の犯罪とは異なる特徴があるとの指摘もある。しかしながら、外国人の犯罪について、全体的な動向は把握されているが、国籍、在留資格、在留期間等の各種属性、罪名、動機・犯行態様等の具体的な実態は、明らかになっていない。

また、外国人に対しては、使用言語の問題から通訳を介した処遇が必要となるのみならず、生活習慣・文化、風習などその行動様式も日本人と異なる面があり、その処遇においても日本人とは異なる考慮を必要としているほか(刑事施設において日本人と異なる処遇を必要とする者の収容人員は約2,800人〔平成22年〕である。)、平成14年に国際受刑者移送法が成立し、運用が開始されている。これらのことから、外国人に対する処遇は、一般的な日本人に対する処遇とはおのずと異ならざるを得ず、費用対効果の観点を含めて、適切な処遇の在り方を検討していく必要がある。

したがって、外国人による犯罪の実態と処遇の現状を詳細に明らかにする研究は、その犯罪防止対策及び適切な処遇の在り方を検討するために重要である。

さらに、現在、我が国で外国人の受入れの拡大に関する検討が行われていることをも踏まえると、そのような研究を行う意味は一層高い。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成24年度から平成25年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 外国人の犯罪の動向

出入国管理統計，警察統計，検察統計，矯正統計，保護統計等を用いて，外国人の犯罪の発生状況，その処遇状況等を明らかにする。

(イ) 外国人の犯罪の実態の分析

(i) 刑事事件記録による調査

刑事事件記録を用いて，地域，住居環境，在日期間，在留資格，言語能力，国籍等の外国人犯罪者の属性要素と，罪名，共犯性，組織犯罪性，動機，態様等の犯罪傾向について調査し，それらの関連性の有無の分析を行う。

(ii) 地方自治体における現地調査

外国人在住数の多い地域，又は自治体等を抽出し，在住外国人の総数及び国籍等を調査し，当該地域での犯罪動向との関連性を調査するとともに，外国人との共生に向けた取組を調査する。

(ウ) 外国人犯罪者の処遇実態の調査

(i) 外国人犯罪者に対する公判の実態調査

外国人犯罪者の公判の実態を明らかにするとともに，問題点等を明らかにする。

(ii) 外国人犯罪者を処遇する刑事施設の実態調査

外国人を処遇する刑事施設において，その処遇の実態を調査するとともに，現実に処遇に当たる職員から聴取し，処遇上の問題点等を明らかにする。

(iii) 外国との受刑者移送の調査

諸外国との受刑者移送に関して，国別の送出移送，受入移送の人員，罪名，執行済・残刑期の状況等を調査し，実務上の問題の有無を検討する。

(エ) 成果物の取りまとめ

上記(ア)から(ウ)を総合して，従来明らかになっていない外国人の犯罪とその処遇の実態等を明らかにし，その犯罪抑止策に関する課題と展望を取りまとめて，平成25年版犯罪白書の特集及び法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究について，平成23年4月18日に実施された研究評価検討委員会（学者7名，法務省の他部局4名計11名により構成）の結果を踏まえ，評価基準（別紙1参照）第4に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

本研究は，治安の回復，外国人の適正な管理という法務省の重要な施策に関連するものであり，来日外国人の数は減少傾向にあるものの，日本人とは質的に異なる特性を有する外国人の犯罪の実態を調査し，対策を検討することは早期に行うべき課題であると言える。また，本研究の内容は，刑事事件記録等を利用し，あるいは刑事司法関係機関の実情等を総合的に調査するものであって，法務総合研究所以外で行うことができない研究である。以上のことなどから，必要性を評価する3項目の評点は30点中27点となった。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲の設定，調査分析の手法に関して具体的に詳細な部分まで確定されるに至っておらず，今後検討を要する部分が認められるものの，本研究は，刑事事件記録や刑事施設を始めとする諸機関における調査等を行うものであって，調査項目は多

岐にわたることが予定され、分析の視点は網羅的で偏りがないことが見込まれる。以上のことなどから、効率性を評価する3項目の評点は30点中24点となった。

(3) 有効性

本研究は、外国人の犯罪の抑止・低減、その捜査・公判の適切な遂行、外国人犯罪者に対する適切な処遇、適切な出入国管理策の策定に有用な資料を提供するためのものである。また、外国人の犯罪は治安対策という観点からも社会的関心が高く、注目を集めることが見込まれ、研究の成果は内外において広く利用されることが期待できる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中30点となった。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は81点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成28年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、グローバル化が進展する中で、外国人犯罪の現状、外国人犯罪者の処遇の実態や問題点等を明らかにするため、公式統計や特別調査、現地調査等に基づき、以下の知見を得た。

ア 外国人犯罪の動向

一般刑法犯については、近年、総検挙件数及び総検挙人員が減少傾向にある中で、来日外国人の検挙件数についても平成17年をピークに減少し続けているが、総検挙人員に占める来日外国人の比率は、過去20年間を通じて大きな変動はなく、おおむね2%前後で推移しており、正規に滞在する来日外国人が増加し、そのうちの一定の割合の者が犯罪を行っている一方で、不法滞在者の減少によりそれらの者による犯罪は減少しており、正規滞在者による犯罪の割合が相対的に上昇していると考えられることなどが明らかとなった。

また、平成24年の刑事施設からの出所者に関するデータをもとに、F指標受刑者¹¹について、非F指標受刑者と比較しつつ、その特徴を明らかにすることを試みた。F指標受刑者は非F指標受刑者に比較して、職業訓練を受講する者の割合が低いこと、非F指標受刑者に比較して仮釈放率は高いが、刑の執行率を比較すると、両者に有意差は見られないことなどが判明した。また、仮釈放決定に当たって考慮される要因について分析を行ったところ、全出所受刑者では、再犯リスク、所内生活のまじめさ、社会の感情等がいずれも有意に作用しているが、F指標であることは、他の指標のものに比較して仮釈放判断において有利に作用している可能性が示唆された。

イ 外国人犯罪者の実態及び刑事手続における実態の調査

平成23年に刑事施設に新たに入所した外国人受刑者671人（以下「調査対象者」という。）を対象として特別調査を実施し、国籍等の属性、犯罪事実、出入国及び在留状況等を調査した。また、調査対象者のうち、主たる罪名が窃盗及び強盗であった者263人（以下「窃盗・強盗事犯者」という。）や主たる罪名が薬物犯（覚せい剤取締法

違反、麻薬取締法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反をいう。)であった者229人(以下「薬物事犯者」という。)については、公判における認否の状況等をも含め、より詳細な調査を行った。

その結果、①調査対象者の主たる犯行時の在留資格等としては、定住者が最も多く、次いで、不法残留、不法入国等の順であること、②本件犯行に財産犯(窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領・背任をいう。)が含まれる者の財産犯被害総額別構成比を在留資格等別にみると、居住資格²⁾の者は他の在留資格等の者に比較して、少額にとどまる一方、留学、不法残留及び不法入国の者は被害総額が大きい者の比率が高い傾向にあること、③居住資格の者について、無職であることが財産犯のリスク要因であることが明らかとなった。

また、④窃盗・強盗事犯者について、外国人登録上の届出居住地に居住していた者に比べると、届出居住地と異なる場所に居住していた者は犯罪事実数・被害額が高く、居住形態がリスクとなりうること、⑤窃盗・強盗事犯者の日本語能力は高くなく、居住資格の者であっても、日本語での日常会話ができなかったり、日常会話に難がある者が半数以上に上ること、⑥薬物事犯者のうち、短期滞在の者のほとんどが薬物密輸入事犯であり、その比率は他の在留資格等の者と比べても顕著に高い一方、居住資格の者はこれ以外の使用・所持・譲渡等の事犯が6割を超えていること、⑦薬物事犯者、とりわけ薬物密輸入事犯者の否認率が非常に高いこと、⑧居住資格の者のうち、窃盗及び薬物の使用・所持・譲渡等については、同一罪名の前科をもつ者の割合が高く、外国人犯罪者であっても、特に居住資格の者は、刑事処分を受けても、国内にとどまって我が国で生活する場合があります、同一罪名の再犯が多いことなどを示した。

ウ 外国人犯罪者の処遇実態の調査

我が国刑事施設における外国人受刑者の処遇内容及び国際受刑者移送の実状について、実地調査等に基づき詳しく紹介した。また、海外の事情についても調査を行い、米国及びドイツにおける外国人受刑者の処遇等について、その実態を紹介した。

エ 地方自治体等における外国人との共生に向けた取組

外国人が多く居住する地域における、外国人との共生を目的とした日本語習得、子どもの教育、雇用・労働等の環境の整備の取組を調査し、さらに、外国人犯罪者の円滑な社会復帰に向けた地域参加・貢献の具体例を紹介した。

オ 提言

以上の調査・分析を踏まえ、本研究では、居住資格の者が多くを占める一方、不法滞在の者及び短期滞在の者も半数近くを占める上、その二者による犯行は、外国人犯罪の中で量的に相当の部分だけを占めるだけではなく、質的により深刻であるため、引き続き、不法入国や不法残留を着実に防止し、不法滞在者を積極的に摘発する取組を押し進めていくことが重要であり、刑事司法機関と入国管理局の更なる連携を図ることが有効である旨を指摘した。

また、刑事施設の出所後においても国内に在留する可能性のある外国人受刑者については、日本人と同様、その者の問題性に即した、各種の再犯防止プログラムを実施し、職業訓練や就労支援、日本語能力の向上等、我が国の社会へ復帰するための支援を充実させる必要があるのに対し、出所後に退去強制が予定される外国人受刑者については、その生活の本拠とする国又は地域に帰還させ、そこで更生を支援する国際受刑者移送制度を一層活用すべきであると指摘した。

さらに、外国人犯罪の刑事手続に関しては、薬物事犯者、とりわけ薬物密輸入事犯の否認率が非常に高く、我が国の治安にとって、外国人の薬物密輸入事犯は、脅威であり続けており、これに対する適切な対策と着実な捜査・訴追が重要であることに鑑み、薬物密輸入事件における共謀や犯意の立証においては、これを裏付ける客観的証拠の収集に当たって、コントロールド・デリバリーや通信傍受等これらの点の立証に有用な手法をなお一層活用すべきであり、捜査共助等の捜査・訴追における国際協

力のより一層の推進も求められることなどを提言した。

カ 成果物

本研究の成果は、平成25年版犯罪白書の特集及び研究部報告53「外国人犯罪に関する研究」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、刑事政策に関する雑誌に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

本研究は、外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的としたものであるところ、犯罪対策閣僚会議が平成20年12月に決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進等が掲げられているほか、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた対策等が戦略の一つとして掲げられていることからしても、法務省の施策に関連するものとして実施の必要性が極めて高かった。また、本研究における特別調査では、一定時期に刑事施設に入所した全外国人受刑者を対象としており、法務総合研究所以外の研究機関では同様の研究を行うことが著しく困難であり、代替性のない研究であった。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(効率性の評価項目)

本研究における特別調査のうち、刑事確定記録等を用いた調査は窃盗・強盗事犯者に限定されているため、財産犯以外の対象者についても、より詳細な調査分析を行うことができれば良かったという課題はあるものの、全施設の全外国人受刑者を対象としたものであり、居住資格の者が多くを占める一方、不法滞在の者及び短期滞在の者も半数近くを占め、その二者による犯行は外国人犯罪の中で質的にも深刻であることなどが明らかにされており、調査対象の設定は適切であった。また、本研究は、刑事施設等が保有する公的記録等の信頼性の高いデータに基づき、実務経験を有する研究官等が専門知見をもって分析したものであり、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであり、特別な支出を要しておらず、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点であった。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、平成25年版犯罪白書の特集として公表されたほか、研究部報告53「外国人犯罪に関する研究」としても刊行されている。同報告の内容も明確な構成となっており、全体的には、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても分かりやすいものとなっている。また、本研究は、従来にない大規模かつ詳細な調査であったことを踏まえると、外国人犯罪者に対する施策や再犯防止対策の検討のための基礎資料や、大学の研究等に今後大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(3) 総合評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、大いに効果があったと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

この研究によって、最終的な政策目標に達するだけの具体的な施策というものにつなげていくという、研究に関してのPDCAサイクルが必要ではないか。

〔反映内容〕

個々の研究成果が、今後の具体的な施策に活用されるように、研究内容につき法務省職員に対する研修及び説明会を実施する等、より効果的な周知に努めるとともに、研究テーマの選定や研究計画を立案する際においても、将来の施策につながるような具体的なニーズの把握に努めていく。

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}

第3-2-⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備

第3-3-③ 地域における多文化共生の推進

第3-4-① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

第3-4-③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 F指標受刑者

外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、F指標受刑者として、その文化及び生活習慣等に応じた処遇が行われている。

*2 居住資格

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に定められた、永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格をいう。

*3 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備

不法入国・不法滞在等やこれらを助長する集団密航、偽装結婚、旅券偽変造、不法就労助長等に係る犯罪等について、関係機関間での迅速・的確な情報交換を行うなど緊密な連携を図り、取締りを強化するとともに、新たな在留管理制度における在留カード（仮称）に係る罪の創設等より効果的な取締りの実施のための関係法令の整備について検討する。また、外国人雇用状況届の履行徹底を図り、不法就労

防止のための事業主指導を促進する。

第3-3-③ 地域における多文化共生の推進

我が国に在留する外国人が我が国の生活環境に円滑に適応し、我が国社会の一員として日本人と同じような教育、医療、社会保障等の住民サービスを楽しむことができる社会を実現するため、市区町村において、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる適法な在留外国人の台帳制度を整備するとともに、外国人児童生徒の地域・学校での受入れ体制の整備、外国人を対象とした日本語教室の設置や日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者養成研修の実施、外国人労働者を雇用する事業者に対する外国人に関する社会保険等の加入促進、雇用不安を解消するための施策の実施、日系人集住地域やインターネット上における適正就労促進のための情報提供等地域住民と外国人の共生に向けた取組を推進する。

第3-4-① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

来日外国人の増加・定着化の傾向が進む中、外国人の受入れが国際組織犯罪、国際テロ、暴動等による治安の悪化の要因とならないように、外国人犯罪について、事案や組織の全容解明に努めるとともに、関係法令を駆使して関係者を的確に処罰し、犯罪収益の剥奪を徹底する。

第3-4-③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

国際犯罪組織の弱体化を図るため、来日外国人が不法に得た収入を海外へ送金する手段として利用する地下銀行に対する取締りを徹底する。また、クレジットカード関係業界及び加盟店において、すべてのクレジットカードのICカード化等の偽造防止対策及びクレジットカード使用時の本人認証のための仕組みの整備・充実が十分に図られるよう更なる連携を進める。さらに、クレジットカードの偽造防止のため、その原料となる生カードの密輸に対してコントロールド・デリバリーを可能とする方策を検討する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【外国人の犯罪に関する研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進等が掲げられ、「世界一安全な日本」創造戦略においても、安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた対策等が戦略の一つとして掲げられていることからしても、法務省の重要施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究の特別調査部分は、一定時期に刑事施設に入所した全外国人受刑者の調査（全施設の全受刑者を対象としたもの）であり、我が国のみならず世界的に見ても大規模調査の部類に位置付けられる。また、調査対象施設が保有する記録をもとにデータを収集し、統計的手法を駆使して分析していることに照らし、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことはできないと思われることから、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難であった。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	本研究における特別調査のうち、刑事確定記録等を用いた調査は窃盗・強盗事犯者に限定されており、財産犯以外の対象者についても、より詳細な調査分析を行うことができれば良かったという課題はあるものの、全施設の全外国人受刑者を対象としたものであり、居住資格の者が多くを占める一方で、不法滞在の者及び短期滞在の者も半数近くを占め、その二者による犯行は外国人犯罪の中で質的にも深刻であることなどが明らかにされており、調査対象の設定は適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究に使用したデータは、刑事施設が保有する公的記録に基づき収集されたもののみならず、入国管理官署で収集された対象者の在留資格に関する詳細な記録も利用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、外国人犯罪者の捜査・処遇等に関する実務経験を有する研究官等が、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行ったものであり、研究の趣旨・目的に照らし、実施体制及び手法は非常に適切なものであった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	調査分析に用いたデータは、公開されている統計資料のほか、法務省機関である入国管理官署及び刑事施設の協力により入手したものである上、その分析も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等が既存の設備・備品等を活用して行っており、特別な支出を要しておらず、本研究の手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、平成25年版犯罪白書の特集として公表されたほか、研究部報告53「外国人犯罪に関する研究」としても刊行されており、①要旨紹介、②外国人犯罪動向のまとめ、③刑事施設における処遇内容の分析、④外国人犯罪者に関する特別調査結果、⑤海外調査結果、⑥考察・展望といった明解な構成となっている。また、その記述内容は図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容も記載されているため、統計学の専門知識を要する部分があるものの、全体的には、実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすいと評価できる。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、従来にない大規模かつ詳細な調査であったことを踏まえると、外国人犯罪者に対する施策や再犯防止対策検討の際の基礎的な資料として利用されることが見込まれる。法務省のホームページを通じて成果物が広く一般に公開されていることからしても、今後、大学等における講義や研究のほか、マスメディア関係者等に今後大いに利用される見込みである。

評点合計： 67点 / 70点

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27- (5))				
施策名	法務に関する調査研究 (非行少年と保護者に関する研究)					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,305	—	—	—
		補正予算(b)	0	—	—	—
		繰越し等(c)	0	—	—	
		合計(a+b+c)	1,305	—	—	
執行額(千円)	1,305	—	—			
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

これまでの犯罪白書等により、再犯防止対策としては、可塑性に富む少年・若年者に対する取組が重要であることが明らかとなっており、「再犯防止に向けた総合対策」^{*1}においても同様の考えが示されている。

ところで、平成23年版犯罪白書によれば、非行少年・若年犯罪者（以下「非行少年等」という。）のおおむね7割の者が、犯罪を思いとどまる心のブレーキとして家族を挙げており、また、少年院在院中の親族との面会状況や出院後の保護者等との安定した生活の継続の有無がその後の刑事処分の状況に影響している傾向が認められた。同白書により明らかになったとおり、非行少年等の再非行・再犯を抑止するためには、非行少年等と家族の間に信頼関係を構築し、良好な関わりを保つことが重要である。

他方で、同白書は、具体的な事例を挙げながら、少年の非行や若年者の犯罪の要因に家庭環境が関連していることも明らかにしており、少年らの保護者等による児童虐待、過干渉及び放任、家族構成員の精神障害等など、様々な家庭内における問題点が、少年らの発達に大きな影響を与え、非行や犯罪のリスク要因であるとしている。

さらに、再非行という観点から見ると、非行少年の再非行を抑止するためには、保護者等による更生の支援や適切な監護が重要であるにもかかわらず、現実には、少年らと保護者等との家族関係の不安定さや、保護者の監護力が低下している場合などが見受けられ、保護者等による更生の支援や再非行の抑止機能を期待できないことが少なくない。かえって、少年の非行により、新たな家庭内の問題（例えば、養育に関する保護者の自信喪失、他者からの非難に伴う社会的な孤立、転居・転職等を余儀なくされることによる経済的な困窮等）が生じ、非行以前よりも家庭の状況が悪化している場合も見受けられる。このような場合、非行少年が社会復帰を目指して少年院等で矯正教育を受けたとしても、家庭内の問題のために、その効果が減殺されてしまうおそれも少なくない。

このように、同白書の分析等を踏まえると、非行少年の再非行を抑止するためには、保護者等による少年の支援、監護機能を向上させ、家庭内の問題を解消することが必要であると考えられる。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」^{*2}でも、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられ、「少年矯正を考える有識者会議提言」^{*3}においても、非行少年の保護者との連携の強化が提言されているところである。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」においても、再非行抑止のための重点施策の一つとして、家族等による監督・監護の強化等が挙げられている。

以上のとおり、非行少年の保護者に対する働き掛け、支援は、再犯防止対策としての少年に対する指導・支援の一環として重要な意義を持っている。しかしながら、その働き掛け、支援の在り方は、非行少年の保護者の実態に即したものでなければならぬところ、その点に焦点を当てた調査はこれまで十分に行われていない。そこで、非行少年の保護者に対する適切な働き掛けや支援の在り方を探るべく、非行少年の保護者の現状と抱えている問題点等を的確に把握することが求められている。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成25年度 1 か年

イ 研究内容

(ア) 調査の概要

一定期間に全国の少年院を仮退院する少年を対象とし、当該少年の少年院仮退院時及び保護観察開始後 6 か月経過時において、以下のとおり質問票調査を実施し、少年と保護者との関係、家庭の状況等について調査を行う。

さらに、少年記録等を活用して、少年と保護者の実態と問題点、処遇上の課題等を調査し、質問票調査の結果と合わせ、分析を行う。

(イ) 少年院出院者の調査

少年院仮退院者に対して、質問票調査（2回）を実施し、仮退院時に、保護者との関係、家庭内の状況、保護者に対する意識等を明らかにするとともに、保護観察期間 6 か月経過後に、少年院出院後の保護者との関係、家庭内の状況、保護者に対する意識等の変化を調査する。

(ロ) 少年院在院者の保護者の実態調査

(イ)の対象となった少年の保護者に対して、少年の仮退院時及びその 6 か月後に、質問票調査を実施し、養育態度、非行原因、家庭内の問題、被害者に対する意識、矯正教育や保護観察に対する要望や評価、少年院入院後の家庭の状況・意識の変化等を調査する。

(ハ) 保護観察官調査

(イ)の対象となった少年の担当保護観察官に対して、保護観察開始後 6 か月時に、質問票調査を実施し、少年院出院後の少年と保護者との関係、保護者の状況等を調査する。

(ニ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、非行少年等とその保護者の現状と抱えている問題等を明らかにし、関係改善や監護機能を向上させるための効果的な働き掛けに関する課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成24年 4 月27日に実施された研究評価検討委員会（学者 7 名、法務省の他部局 4 名計 11 名により構成）の結果を踏まえ、評価基準（別紙 1 参照）第 4 の 1 に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（なお、事前評価時の施策名は、「法

務に関する調査研究（非行少年の保護者に関する研究）」である。）。

(1) 必要性

本研究は、再犯防止全般において重要な位置を占める非行少年の再非行防止対策を強化するための保護者との連携強化に関わるものであって、再非行少年率が高い現状をも踏まえると、法務省の重要施策と密接に関連し、実施の必要性が極めて高く、かつ、早期に実施する必要性が高いテーマである。また、本研究は、全国の非行少年とその保護者等に関する実証的研究であって、法務総合研究所以外において代替する研究を行うことは著しく困難である。以上のことから、必要性の評点は30点中30点であった。

(2) 効率性

非行少年とその保護者等を広く対象とし、質問票調査及び公的記録により必要な統計データを確保できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。研究の手法等は、信頼性のあるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みである。さらに、研究をより充実させるために研究期間・調査時期を増やすことが考えられるが、より費用を要することとなり、本研究では、特別な支出を要しない範囲で計画されており、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである、以上のことから、効率性の評点は30点中24点であった。

(3) 有効性

本研究は、これまで必ずしも明らかではなかった非行少年の保護者の実態等について調査するものであり、非行少年の保護者との連携を強化した処遇を行う上で重要なものであるから、少年院、保護観察所等における保護者に対する働き掛け、支援等の在り方の検討に大いに利用されることが見込まれ、有効性の評点は10点中10点であった。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められた。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成28年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、平成25年1月1日から同年3月31日までの間に、6親等以内の親族を引受人として少年院を仮退院した少年とその保護者を対象として、少年院出院時とその6か月経過時における質問紙による意識調査を実施するとともに、当該少年を担当する保護観察官に対しても質問紙調査を実施し、これらの調査結果を分析することにより、非行少年と保護者の現状と抱えている課題等について、以下の知見を得た。

ア 非行についての認識

非行の原因について、少年は、自分自身にあると捉えていたのに対し、保護者は、少年に比べて、少年自身だけでなく、家庭や家族、友だち、学校や職場等多方面にあると考えていた。また、少年は、再非行を思いとどまらせる「心のブレーキ」について、出院時・出院6か月後共に、「父母」の割合が最も高かった。

イ 出院時における不安と出院後に実際に直面した問題

出院時に不安を感じていなかったものの、出院後に直面した問題としては、少年・保護者共に、「家族関係」の割合が最も高かった。また、保護者では、「保護司等との関係」について、出院時における不安に比べて、出院後に実際に問題に直面した割合が高かった。

ウ 家族・家庭についての認識

家庭や家族の状況について、出院時では、少年は、保護者と比べて、問題があると認識しており、特に、「家族仲が悪い」については、親子間で認識のずれが大きかった。出院6か月後では、少年は、「家族関係」に問題がある、あるいは「家族仲が悪い」と認識している者の割合が低くなっているのに対し、保護者は、「家族仲が悪い」と認識している者の割合が高くなっていた。なお、出院6か月後の時点で家族関係に問題がある少年は、自己評価において否定的傾向が強く、家庭環境・内面ともに改善更生に向けた負因を多く抱えている可能性があること、少年院出院後のわずかな期間であっても、威圧的・拒否的・暴力的と評価されるような不適切な養育態度が、少年の否定的な自己評価を増大させ、改善更生の妨げとなる可能性があることが示唆された。

エ 養育態度・更生支援的行動についての認識

養育態度や更生支援的行動についても、親子間で認識のずれがあり、保護者は、少年の立ち直りに向けて自らの養育態度を改め、更生支援的な行動を取ろうと努力している様子うかがわれたものの、そのような保護者の認識や行動が、少年には十分に認識されていない様子うかがわれた。もともと、保護者が更生支援的に行動するほど、少年の生活状況が良好になる可能性も示唆された。

オ 提言

以上の調査・分析を踏まえて、本研究では、保護者が有効かつ継続的に少年の立ち直りを支援するためには、少年院や保護観察所においては、今まで以上に、少年院在院時の段階で、これまで直面してきた問題や出所後に直面するであろう問題について、しっかり考えさせ、具体的な解決策が見つけられるように支援することが重要であり、出院後においても、保護観察官や保護司等が、保護者の養育態度や更生支援的行動を具体的に把握し、その努力を評価し、保護者に対する支援的な働き掛けを継続すること、少年に対するより良い注意指導の在り方等を具体的に助言していくことが有効であり、また、少年の更生に資するよう保護者が努力していることについても、少年に具体的に伝わるように支援することが有効であることなどを提言した。

カ 成果物

本研究の成果は、研究部報告54「非行少年と保護者に関する研究—少年と保護者への継続的支援に関する調査結果—」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている、また、本報告書刊行に併せ、刑事政策に関する雑誌に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

本研究は、非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的としたものであるところ、犯罪対策閣僚会議が平成20年12月に決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられたほか、平成24年7月に決定した「再犯防止に向けた総合対策」において、少年・若年者等への対策として、家族等への相談助言体制の強化

が掲げられていることなどからしても、法務省の施策に関連するものとして実施の必要性が極めて高かった。また、本研究は、少年院を仮退院した少年とその保護者を対象とした意識調査を行っており、非行少年と保護者を一組として調査分析した研究は、我が国では例がないことに加え、担当保護観察官に対する調査をも実施したことにより、第三者による客観的な評価においても測定分析しており、法務総合研究所以外の研究機関では同様の研究を行うことが著しく困難であり、代替性のない研究であった。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(効率性の評価項目)

本研究では、一定期間に少年院を仮退院した非行少年とその保護者について、偏りなく全国規模で調査対象としており、対象者数に照らしても、調査対象の設定は非常に適切なものであった。研究期間の制約もあり、長期的な追跡調査にまでは至らなかったものの、短期間とはいえ、我が国において、同様の規模で、この種の縦断調査を実施した例はなく、実施体制及び手法は適切なものであった。特別な支出を要しておらず、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点であった。

(有効性の評価項目)

本研究の報告書は、研究成果の全体を簡潔にまとめた「要旨紹介」を巻頭に掲載した上で、非行少年や保護者の認識について、非行、家庭・家族及び更生支援に対するニーズとに明確に分けて紹介しているほか、少年の出所後の変化に影響を与える要因等についても考察していることに加え、外部の研究者による考察内容についても掲載しているなど、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても、分かりやすい内容となっている。また、本研究を基礎として、今後も、少年院出院者に対する長期間の追跡調査を実施することとしており、その調査結果とも併せて、本研究の成果は、施策の立案や研究等に今後大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(3) 総合評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評価の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、大いに効果があったと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

[意見]

この研究によって、最終的な政策目標に達するだけの具体的な施策というものにつなげていくという、研究に関するPDCAサイクルが必要ではないか。

また、このような調査は単年度ではなく、より長期的に取り組むべきではないか。

[反映内容]

個々の研究成果が、今後の具体的な施策に活用されるように、研究内容につき法務省職員に対する研修及び説明会を実施する等、より効果的な周知に努めるとともに、研究テーマの選定や研究計画を立案する際においても、将来の施策につながるような具体的なニーズの把握に努めていく。

また、本研究は、我が国では先例の乏しい研究であったこともあり、単年度で実施さ

れたものであるが、本研究の成果を踏まえ、今後は、より長期的な調査が実施できるように努めていく。

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 子ども・若者ビジョン（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）^{*1}
 - ・第2-2-(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
 - ・第3-2-(1)-③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
 - ・第3-3-(2) 大人社会の在り方の見直し
 - ・第4-(1) 子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有
- 少年矯正を考える有識者会議提言 - 社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・鑑別所へ - （平成22年12月7日）
 - ・第5-2-(2) -ウ保護者との連携強化
- 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
 - ・第1-2-(1) 早期対策が必要な少年・若年者
 - ・第3-1-(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等
- 評価の過程で使用した公的統計
- 評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

研究部報告32「最近の非行少年の特質に関する研究」（URL：http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00018.html）

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第1-2-(1) 早期対策が必要な少年・若年者

少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており、他の年齢層と比べて可塑性に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

第3-1-(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

また、関係諸機関の連携の下で、刑務所等収容中から出所後の保護観察までの過程を通じて、家族等からの相談に応じ助言等を行う態勢を強化するなど、家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る。

*2 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

第2-1-⑪ 保護者に対する各種支援の実施

身近な地域において、子育て経験者や民生委員・児童委員、保健師等の専門家が連携し、子育てに関する学習機会・情報の提供、専門的人材の養成等の家庭教育に関する総合的な支援を促進すると

もに、問題を抱える保護者に対する相談機会の提供、就労支援の充実を図る。

- *3 「少年矯正を考える有識者会議提言-社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ-
(平成22年12月7日)」

第5-2-(2)-ウ保護者との連携強化

少年法においては、保護者に付添人選任権(第10条1項)、抗告権(第32条)等の権利が付与されるなど、少年の権利・利益の擁護者としての立場が明らかにされている。矯正教育において、保護者は、少年の権利・利益の擁護者であると同時に、少年の立ち直りのために、少年院職員とともに努力する責務を持つ者である(この点は法令等による明確化が望ましい)。少年院は、保護者がこのような両側面を備えた立場にあることを踏まえた上で、少年の円滑な社会復帰を期するために、保護者との緊密な連携を図っていくことが不可欠である。

平成19年の少年院法の一部改正により、少年院長は、矯正教育の実効を上げるため、保護者に対する指導、助言その他の措置をとることができることとなり、これを受け、各処遇現場では保護者に対する措置について様々な実践がなされてきている。今後は、例えば、それらの現場実践を集約し、少年院における保護者に対する措置の標準化を図るなど、その一層の充実に取り組むべきである。

また、少年院に対する保護者の十分な理解と協力を得られるよう、矯正教育等の実施状況に関する情報提供等を積極的に行う必要がある。その際は、例えば、現在運用されている保護者ハンドブックに、不服申立制度を始め保護者が承知しておくべき基本的な情報を確実に盛り込むべきである。保護者との面会時間についても、情報提供や保護関係の調整等のために必要な時間が確保されるよう一層柔軟な運用が行われるべきである。

さらに、少年院が保護者から親としての思いや事情を聞き取って、それらを処遇に反映させていく取組も今後一層大切になってくるものと思われる。なお、保護者から理不尽・不適切な要望が寄せられた場合には、第一線職員が理を尽くした適切な助言・指導を行うべきことはもちろんであり、個々の職員の心理的負担なども考慮し、個ではなく組織として対応できるような体制が構築されるべきである。

このような施設と保護者とのやり取りは、保護者に対し、監護に関する責任を自覚させ、社会復帰後の受け入れ準備を促す者となる一方、職員に対しては、保護者の視点を踏まえた、一層適正かつ有効な処遇を実施していく動機付けともなり得るであろう。

- *4 「子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)」

第2-2-(2)困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

第3-2-(1)-③非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

「更生保護活動サポートセンター」や「サポートチーム」の活用等により、非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進します。

第3-3-(2)大人社会の在り方の見直し

少年院在院者の保護者に対する実効性のある指導・助言を行うなど、適切な措置の充実・強化を図ります。

保護観察に付されている少年の保護者に対して、引受人会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛けを行います。

第4-(1)子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

子ども・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子ども・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進します。

その際、男女別の実態把握を進めるとともに、子ども・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学術的・国際的な調査研究の充実を図ります。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【非行少年と保護者に関する研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられ、「少年矯正を考える有識者会議提言」においても、非行少年の保護者との連携強化が提言されており、さらに「再犯防止に向けた総合対策」において、少年・若年者等への対策として、家族等への相談助言体制の強化が掲げられていることからしても、法務省の重要施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究においては、一定時期に少年院を仮退院した少年とその保護者を対象として全国規模で意識調査を行っており、非行少年と保護者を一組として調査分析した研究は、我が国ではほとんどないことに加え、担当保護観察官に対する調査を実施したことにより、第三者による客観的な評価においても測定分析しており、少年簿等の記録調査とも併せて、非行少年の保護者の実態及び指導・支援の課題等を把握し、それを矯正教育及び保護観察に広く還元しようとするものであり、他の研究機関では代替する研究を実施することが困難であった。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究の調査対象者は、一定期間で区切るほかは、偏りなく少年院を仮退院した非行少年とその保護者を対象としたものであって、これらの者を対象とすることにより、少年簿等から正確なデータを入手できたこと、その退院者数に照らして、適切な規模の調査対象を抽出することができたことを踏まえると、調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究において用いたデータは、少年簿等の公的記録に基づいて収集したものであるほか、非行少年やその保護者、担当保護観察官に対して直接調査して入手したものであって、十分に信頼性がある。研究期間の制約もあり、本研究の実施期間中に長期的な追跡調査を実施することができなかったという点では課題が残るものの、短期間とはいえ、我が国において、同様の規模で、この種の縦断的な調査研究を大規模に実施した例はなく、その分析も、実務経験のある研究官等が専門的知見をもって行うとともに、定評のある統計的手法で行ったものであり、研究の趣旨・目的に照らして、実施体制及び手法は適切なものであった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	法務省機関としての利点を生かし、少年院や保護観察所の協力を得てデータを収集し、その分析も実務経験のある研究官等が専門的知見をもって既存の設備等を活用して行っており、特別な支出を要しておらず、本研究の手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の報告書は、研究成果の全体を簡潔にまとめた「要旨紹介」を巻頭に掲載した上で、非行少年や保護者の認識について、非行、家庭・家族及び更生支援に対するニーズとに明確に分けて紹介しているほか、少年の出所後の変化に影響を与える要因等についても考察していることに加え、外部の研究者による考察内容についても掲載している。記述内容においても、少年と保護者の認識を比較しやすいように、図表を豊富に使用するなどしながら分析の結果や根拠を平易に記載し、より詳細なデータについては巻末資料とするなどの工夫を施しており、実務家等の研究者以外の者にとっても、本研究の成果を容易に利用しうる分かりやすい内容と評価できる。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、少年院や保護観察所における非行少年とその保護者に対する指導・支援等の在り方に関わるものであり、これに関する十分な基礎資料が必ずしも整えられている状況ではないことからすると、法務省関係部局において利用されることが見込まれる。本報告書の巻末には、調査票や基礎集計表、個々のデータの統計的検定結果等についても詳細に掲載され、検証可能な形で調査内容を提示しており、法務省のホームページを通じて成果物が広く一般に公開されていることからしても、大学等の研究者においても、本研究の成果が利用されることが見込まれる。加えて、法務総合研究所においては、本研究を基礎として、今後も、少年院出院者に対する長期間の追跡調査を実施することとしており、その調査結果とも併せて、本研究の成果は、施策の立案や研究等に今後大いに利用される見込みである。

評点合計： 67点 / 70点

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27- (6))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2))					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> サイバー犯罪¹が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度(※)	27年度	28年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,742,653	3,549,963	3,465,886	3,305,384
		補正予算(b)	△120,924	311,358	304,942	—
		繰越し等(c)	0	22,866	△281,643	
		合計(a+b+c)	3,621,729	3,884,187	3,489,185	
執行額(千円)	3,501,710	3,641,049	3,253,034			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ² ○第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定) Ⅴ-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 ³ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ⁴					

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため、同26年度の予算額・執行額等は、同事業分を除いたものとしている。

測定指標	平成27年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み、サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし、サイバー犯罪及び独自		

捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修⁵を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する委託業者による講義・実習を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）⁷を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

参考指標	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	—	—	100.0	100.0	92.0
2 デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	88.1	95.0	98.3	95.0
3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	—	96.6	92.0

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成27年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		
犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員 ⁸ 及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。		

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	95.0	88.8	91.3	95.0	94.9

測定指標	平成27年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数（回）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	1,187	1,135	1,158	1,069	1,029

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標3について、目標を達成することができた。また、測定指標1及び2について、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成27年11月16日から同月20日までの5日間、地方検察庁の検事25名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成27年11月9日から同月13日までの5日間及び平成28年2月29日から</p>	

同年3月4日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅰを実施し、平成27年10月14日から同月16日までの3日間、同年11月4日から同月6日までの3日間、同年12月2日から同月4日までの3日間及び同年12月9日から11日までの3日間の4回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）を実施した（別紙1-1参照）。

ネットワークフォレンジック研修では、委託業者による新たなコンピュータ犯罪の手法等に関する説明及びコンピュータの検証・ログ解析の実務、東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義等を実施した。

デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）では、対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、135名全員（ネットワークフォレンジック研修25名、デジタルフォレンジック研修Ⅰ60名、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）50名）から回答を得ることができた（別紙1-2及び1-3参照）。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では23名（92.0パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（80.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（12.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、57名（95.0パーセント）が「概要については理解した」（61.7パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（33.3パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅱでは、46名（92.0パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（68.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（24.0パーセント）と回答した。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成27年11月17日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者79名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別紙2-1参照）。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介等がなされた。

そのほか、平成26年度に引き続き、研修員、刑事局職員及び上記被害者支援団体職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名全員から回答を得た（別紙2-2及び2-3参照）。その結果、研修全般の内容については、75名（94.9パーセント）が「有意義」と回答し、4名が「どちらとも言えない」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「他庁における被害者への支援状況を知ることができ、大変有意義な研修である」、「被害者支援の各種制度の理解が深まったことによって、より適切な被害者支援が可能になる」、「本研修で習得した知識を基に、より一層被害者の心情等に配慮した支援業務を行っていきたい」等の業務に資するとする回答が多く見られた。ただし、「どちらとも言えない」

と回答した意見の理由は、「ディスカッションの時間が短かった」といったもので、カリキュラムの改善に関する意見である上、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であることから考えると、本研修の意義は大きかったものといえる。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙3-1参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成27年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,029回であり、活動への参加人数は合計3万7,626人であった（別紙3-2参照）。若干の実施回数の減少はあるものの、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、その実施回数が昨年度の105回から159回に増加し、参加人数も昨年度の4,231人から5,933人に増加するなど、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1, 2, 3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果을上げていていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「物品の購入計画について見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成28年度予算概算要求額を前年度比約5億7,800万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標 2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標 3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

サイバー犯罪に関して様々な研修が実施されており、成果を上げていることは分かるが、検察官等は、同犯罪に関する専門家ではないので、研修の効用には限界があると思う。そこで、サイバー犯罪についての専門的知見を有する外部の専門団体や機関との連携を考えた施策を考慮する余地はないか。また、同団体や機関との間で協議会を開く等し、捜査の中に専門的な外部の知見を取り込んだ上、同知見に基づきながら捜査するというシステムの構築はできないか。

〔反映内容〕

本研修においても、一部の講義について外部機関、専門業者に委託して実施している上、個別事件の捜査においては、鑑定等の手法で専門家の意見を伺いながら対応しているところである。また、上記システムの構築については、今後検討していく。

イ〔意見〕

ITを駆使した犯罪捜査等に関する進捗状況はいかがか。

〔反映内容〕

本研修を実施し、コンピュータネットワークを利用した犯罪やデジタルフォレンジックに関する知識・捜査能力等を向上させるなどして、対応しているところである。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したアンケート調査等

・ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>司法修習用クライアントパソコンの賃貸借契約について、執行実績を踏まえた見直しを行うとともに、修習教材の部数を見直すことにより経費の削減を図った。</p> <p>また、検察総合情報管理システムについては、情報管理センター及びバックアップセンターに設置する基幹及び犯歴機能の機器の統合を行って、システムの効率化を図っているところ、基幹機能機器等について、リース期間満了後も作業完了するまで延伸を図ることにより、リース料の削減を図った。</p> <p>さらに、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」

V－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor⁹⁹（The Onion Router）等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」

とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更した。

*8 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成27年度ネットワークフォレンジック研修日程

		日 程 ・ カリキュラム(講義内容)について				
11月16日 (月)	時限	9:30 ~ 14:30		14:45 ~ 18:15		
	講義科目	検察官のための情報処理技術		コンピュータネットワーク概論 セキュリティシステム概論		
	講 師	東京地方検察庁検事		委託業者		
	研修場所	東京地方検察庁1404号室				
11月17日 (火)	時限	9:30 ~ 18:15				
	講義科目	新たなコンピュータ犯罪に関する具体的説明とその手法等 コンピュータの検証・ログ解析の手法等				
	講 師	委託業者				
	研修場所	東京地方検察庁1404号室				
11月18日 (水)	時限	9:30 ~ 12:00		13:15 ~ 18:00		
	講義科目	検察におけるサイバー 犯罪捜査～事例解説～		警察におけるサイバー犯罪捜査		
	講 師	東京地方検察庁検事		警察庁情報技術犯罪対策課		
	研修場所	東京地方検察庁1404号室				
11月19日 (木)	時限	9:30 ~ 12:00		13:00 ~ 16:15		16:30~18:15
	講義科目	DF概要		解析実務		捜査・公判における DFの意義
	講 師	東京地方検察庁DF班				東京地方検察庁検事
	研修場所	東京地方検察庁1404号室				
11月20日 (金)	時限	9:30 ~ 12:00		13:15~15:00		15:15~16:30
	講義科目	捜査におけるDF ～事例解説～		警察におけるDF		質疑応答
	講 師	東京地方検察庁検事		警視庁捜査支援分析センター		東京地方検察庁検事
	研修場所	東京地方検察庁1404号室				

平成27年度前期デジタルフォレンジック研修 I 日程表

(法務省刑事局教養係)

11月9日 (月)	共通	時限	/		13:30～14:40	14:50～15:50	休憩	16:05～17:05	17:15～18:15	
		内容			研修目的・スケジュール説明等, DF概要	捜査・公判における DFの意義		押収実務 I	押収実務 II	
		担当			DF班	東京地方検察庁検事		DF班	機動捜査班	
		場所			最高検会議室					
11月10日 (火)	A班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～16:30		休憩	16:45～18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II			保全実務 III		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	東京地検1404号室							
	B班	時限	9:30～18:15							
		内容	解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
	C班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～15:30		休憩	15:45～18:15		
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I			スマートフォン保全解析実務 II		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	最高検会議室							
11月11日 (水)	A班	時限	9:30～18:15							
		内容	解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
	B班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～15:30		休憩	15:45～18:15		
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I			スマートフォン保全解析実務 II		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	最高検会議室							
	C班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～16:30		休憩	16:45～18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II			保全実務 III		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	東京地検1404号室							
11月12日 (木)	A班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～15:30		休憩	15:45～18:15		
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I			スマートフォン保全解析実務 II		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	最高検会議室							
	B班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～16:30		休憩	16:45～18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II			保全実務 III		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	東京地検1404号室							
	C班	時限	9:30～18:15							
		内容	解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
11月13日 (金)	共通	時限	9:30～11:00	11:10～12:40	昼 休 み	13:40～14:30				
		内容	警察における DF	検察官から 見たDF実務		質疑応答 意見交換				
		担当	警視庁捜査支援セ ンター	千葉地検検事		DF班ほか				
		場所	最高検会議室							

平成27年度後期デジタルフォレンジック研修 I 日程表

(法務省刑事局教養係)

2月29日 (月)	共通	時限	/		13:30～14:40	14:50～15:50	休憩	16:05～17:05	17:15～18:15	
		内容			研修目的・スケジュール説明等, DF概要	捜査・公判における DFの意義		押収実務 I	押収実務 II	
		担当			DF班	東京地方検察庁検事		DF班	機動捜査班	
		場所			最高検会議室					
3月1日 (火)	A班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～16:30		休 憩	16:45～18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II			保全実務 III		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	東京地検1404号室							
	B班	時限	9:30～18:15							
		内容	解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
	C班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～15:30		休 憩	15:45～18:15		
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I			スマートフォン保全解析実務 II		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	最高検会議室							
3月2日 (水)	A班	時限	9:30～18:15							
		内容	解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
	B班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～15:30		休 憩	15:45～18:15		
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I			スマートフォン保全解析実務 II		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	最高検会議室							
	C班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～16:30		休 憩	16:45～18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II			保全実務 III		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	東京地検1404号室							
3月3日 (木)	A班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～15:30		休 憩	15:45～18:15		
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I			スマートフォン保全解析実務 II		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	最高検会議室							
	B班	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～16:30		休 憩	16:45～18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II			保全実務 III		
		担当	DF班		DF班			DF班		
		場所	東京地検1404号室							
	C班	時限	9:30～18:15							
		内容	解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
3月4日 (金)	共通	時限	9:30～11:00	11:10～12:40	昼 休 み	13:40～14:30				
		内容	警察におけるDF	検察官から見たDF 実務		質疑応答 意見交換				
		担当	警視庁捜査支援 分析センター	東京地方検察庁検事		DF班ほか				
		場所	最高検会議室							

平成27年度デジタルフォレンジック研修Ⅱ 日程表(東京開催)

10月14日 (水)	時限	/		13:00～17:00
	内容			オリエンテーション デジタルフォレンジックとは デジタルフォレンジックにおける検索・差押え 証拠保全の概要 書き込み防止措置
	場所			委託業者が指定する場所
10月15日 (木)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	ソフトウェアを用いた証拠保全 ハードウェアを用いた証拠保全		解析の概要と基本操作 スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンの概要と証拠保全
	場所	委託業者が指定する場所		
10月16日 (金)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	iOSアプリケーションデータ解析 Androidアプリケーションデータ解析		最終演習 演習解説 質疑応答
	場所	委託業者が指定する場所		

平成27年度デジタルフォレンジック研修Ⅱ 日程表(大阪開催)

12月2日 (水)	時限	/		13:00～17:00
	内容			オリエンテーション デジタルフォレンジックとは デジタルフォレンジックにおける検索・差押え 証拠保全の概要 書き込み防止措置
	場所			大阪高等検察庁 OA教室(大阪中之島合同庁舎24階) (大阪市福島区福島1丁目1番60号)
12月3日 (木)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	ソフトウェアを用いた証拠保全 ハードウェアを用いた証拠保全		解析の概要と基本操作 スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンの概要と証拠保全
	場所	大阪高等検察庁 OA教室(大阪中之島合同庁舎24階) (大阪市福島区福島1丁目1番60号)		
12月4日 (金)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	iOSアプリケーションデータ解析 Androidアプリケーションデータ解析		最終演習 演習解説 質疑応答
	場所	大阪高等検察庁 OA教室(大阪中之島合同庁舎24階) (大阪市福島区福島1丁目1番60号)		

平成27年度デジタルフォレンジック研修Ⅱ 日程表(福岡開催)

11月4日 (水)	時限	/		13:00～17:00
	内容			オリエンテーション デジタルフォレンジックとは デジタルフォレンジックにおける検索・差押え 証拠保全の概要 書き込み防止措置
	場所			福岡高等検察庁 会議室(6階) (福岡市中央区鶴舞2丁目5番30号)
11月5日 (木)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	ソフトウェアを用いた証拠保全 ハードウェアを用いた証拠保全		解析の概要と基本操作 スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンの概要と証拠保全
	場所	福岡高等検察庁 会議室(6階) (福岡市中央区鶴舞2丁目5番30号)		
11月6日 (金)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	iOSアプリケーションデータ解析 Androidアプリケーションデータ解析		最終演習 演習解説 質疑応答
	場所	福岡高等検察庁 会議室(6階) (福岡市中央区鶴舞2丁目5番30号)		

平成27年度デジタルフォレンジック研修Ⅱ 日程表(仙台開催)

12月9日 (水)	時限	/		13:00～17:00
	内容			オリエンテーション デジタルフォレンジックとは デジタルフォレンジックにおける検索・差押え 証拠保全の概要 書き込み防止措置
	場所			仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)
12月10日 (木)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	ソフトウェアを用いた証拠保全 ハードウェアを用いた証拠保全		解析の概要と基本操作 スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンの概要と証拠保全
	場所	仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)		
12月11日 (金)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	iOSアプリケーションデータ解析 Androidアプリケーションデータ解析		最終演習 演習解説 質疑応答
	場所	仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)		

○取組内容①1

ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
研修を理解したとする回答の割合		100.0%	100.0%	92.0%
研修を理解したとする回答数		20	20	23
参加人数		20	20	25

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	3	12.0
②概要について理解した	20	80.0
③理解できなかった	1	4.0
④その他意見	1	4.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①2

デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
研修を理解したとする回答の割合	88.1%	95.0%	98.3%	95.0%
研修を理解したとする回答数	52	57	59	57
参 加 人 数	59	60	60	60

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	20	33.3
②概要について理解した	37	61.7
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	3	5.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①3

デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成27年度
研修を理解したとする回答の割合	92.0%
研修を理解したとする回答数	46
参 加 人 数	50

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数 (人)	割合 (%)
①実務に従事できる程度の理解を得た	12	24.0
②概要について理解した	34	68.0
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	4	8.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

1 研修を通して感じた難易度

	人数	
難しかった	7	28%
適当なレベルであった	18	72%
簡単だった	0	0%
計	25	

2 難しかったと感じた点

- ・ネットワークの仕組みや、サーバ内に保存されているデータ内容の識別。
- ・事前に予習できず、この種の事件を実際に取り扱った経験がなかったことから、講義についていくことが難しかった。
- ・PCの構造等、基本的な知識に乏しかった。

3 どの程度の理解を得られたか

	人数	
実務に従事できる程度の理解を得た	3	12%
概要について理解した	20	80%
理解できなかった	1	4%
その他意見	1	4%
計	25	

意見欄

- ・これまでのサイバー犯罪に関する警察の説明を技術的に理解することができた。一方、独自捜査事件において、データの解析につき自ら指示できるという自信までは得られなかった。
- ・今まで何となく分かったような気になっていた概念や初めて聞く知識が多く、大変役立った。
- ・最低限しか理解できず、今後の研鑽が必要だと思った。
- ・近時のファイル共有ソフトを使用した事犯の仕組み等について説明していただき良かった。

4 研修日程について

	人数	
適当な日程であった	19	76%
日程が短かった	3	12%
日程が長かった	3	12%
無回答	0	0%
計	25	

「短かった」と回答した者の適当な日数:10日くらい…2名

「長かった」と回答した者の適当な日数:2~3日くらい…1名, 4日くらい…1名

意見欄

・業者の講義を半日にして, 計4日間に短縮するか, 1日を解析実習に充てても良いと思う。

・解析ソフトについての講義・演習を充実させた方が良い。各ソフトごとにできることとできないことをまとめて教えていただけると, 自庁で共有しやすい。

5 講義の順序について

	人数	
適当な講義順序であった	22	88%
講義の順序を変えた方がよい	3	12%
計	25	

意見欄

・業者による講義がなければ, その後の各講義の理解も進まなかったと考えられ, 順序は現状のままで良いと思う。

・適当だったが, 「警察におけるデジタルフォレンジック」はDFの概要を視覚的に理解できるものだったので, 研修の前半にあった方がいいとも思った。

・業者の講義は捜査を前提としない基礎的・一般的な話なので, 前半に短く実施した方が良いと思う。

・業者の講義は, かなり高度なので最終日でも良いと思った。

6 本研修のほかに必要なこと

研修等の実施

- ・過去の事案などをもとに、検察官としてどのような点に重点を置いてDFをすべきか、どのように重要なデータを見つけるかなどの演習の実施。
- ・定期的に複数名が参加できるような研修制度の創設。研修参加者とそうでない者との差がでないような方策を考える必要がある。
- ・PCを操作しながら、解析を学べる研修。
- ・捜査官によるサイバー犯罪の手法に関する講義、それを踏まえた上での実例を用いた捜査研修、証拠の読み方に関する講義。
- ・検事・事務官の全体的な基礎知識習得のための意識改革と各地検での研修。勉強会の開催や情報のアップデート等が必要。
- ・解析ソフトの演習。取扱説明書があれば、どのソフトで何ができるかが明確になり、警察への指示も的確に行うことができるのではないか。

その他

- ・すぐに参照できる文献の充実。
- ・電磁的記録媒体に関する押収・差押え手続や、解析手法に関するマニュアル・研修教材の配布。
- ・現に捜査・公判上の必要からネットワークフォレンジックの知識を身につける必要に迫られている検察官に優先的に実施する。

7 研修全般に対する意見等

- ・講義内容が具体的かつ豊富で、早く具体的な事件で知識を試してみたいと思った。今までこれらの知識や情報なしに捜査をしていたことを猛省しなくてはならないと思った。今回学んだ知識は検察全体で共有すべきだと思う。
- ・このような専門的分野については、基礎知識を身につけることから始める必要があり、それを学ぶことができた点で非常に有意義だった。
- ・ネットワークフォレンジックについて、集中的に講義を受けることができ、とても貴重な体験だった。今回理論的なことについては一部非常に高度な内容があったものの、おおむね理解することができた。一方で、実践編として、具体的な事件に取り組むに当たり、今回学んだことをどうにかせるかについては若干不安がある。特に、得られた生データのどこに注目し、どのようなソフト等を用いてどう整理していくのかについて、実践しながら勉強してみたい。
- ・遠隔操作事件の話が複数の講義で出てきたが、この事件の仕組みや捜査手法についてもう少し詳しく知りたかった。
- ・用語について、実際の事件と関連づけた説明があれば、より理解しやすかったと思う。
- ・PCを使用した講義はどれも分かりやすかった。他の講義でも、PCを使用した方が分かりやすいものがあったと思う。
- ・講義内容の取りまとめ等により、各講義の役割分担や相互の有機的結合があるとより良いと思う。
- ・テストを行うのであれば、講義前に実施してほしい。テストが解けないと分かれば、さらに問題意識を持つことができ、講義も自分が分からないところをメリハリをつけて聞くことができるため。
- ・実際に得られたDFの結果をいかに捜査にいかすか、取調べにおいてどのように活用していくかといった局面に関する講義や演習、例えば実際の事例を題材にどのような解析を駆使していくかといったシミュレーションをするような講義もあれば更に理解が進むと思う。今後、本研修の発展編として各庁で取り扱った事例を持ち寄り、討議、検討、講評等を行うような研修があれば、各庁のレベルアップ及び知識・技能の共有化も図れると思う。
- ・専門研修を受けるくらいの期まで、推薦対象を広げてほしい。
- ・地域によっては事件数がさほど多くなく、実際の事件を通じて知識等を習得していく機会に差があることから、この種の研修を任官後一定の時期に多くの検察官が複数回受講できるようにしてはどうか。
- ・スマートフォンの証拠としての重要性が増していることから、通信業者の講義も聞いてみたい。
- ・事件記録を用いた演習をしてみたい。

デジタルフォレンジック研修 I アンケート実施結果(抜粋)

1 デジタルフォレンジックに関する知識

	合計	
全く知らなかった	0	0.0%
デジタルフォレンジックという言葉は知っていた	19	31.7%
概要は知っていた	33	55.0%
実際に押収等を行える程度の知識があった	8	13.3%
無回答	0	0.0%
計	60	

2 研修を通じた難易度

	合計	
適当なレベルであった	36	60.0%
難しかった	24	40.0%
簡単だった	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	60	

3 難しかったと感じた点

- ・PCに関する知識が浅いことや始めて学ぶ分野であったため。(複数意見)
- ・前提知識, 専門用語の理解が乏しかった。(複数意見)
- ・業者の講義の説明のペースが早く, 分かりづらかった。
- ・業者の講義は, ファイナルフォレンジックを使用したことのない者にはレベルが高く, 作業の目的等の本質の理解ができなかった。

4 研修受講後の理解度

	合計	
実務に従事できる程度の理解を得た	20	33.3%
概要については理解した	37	61.7%
理解できなかった	0	0.0%
その他意見	3	5.0%
無回答	0	0.0%
計	60	

意見欄

- ・保全に関する理解が得られてとても役立った。
- ・これまでよく理解できていなかった作業の意味を理解することができ、有用であった。
- ・それぞれの解析ソフトの特徴や機能、データの抽出方法等を理解することができ、有意義だった。
- ・全日程でとても分かりやすく講義していただき、おおむね理解できたと思うが、知識と実務がリンクしていないので、今後実践を通じてより一層理解を深めていきたい。
- ・基礎的知識・概要については理解できたが、保全及び解析を行う基礎的技術の習得は不十分だと思う。

5 研修日程について

	合計	
適当な日程であった	39	65.0%
日程が短かった	20	33.3%
日程が長かった	1	1.7%
無回答	0	0.0%
計	60	

「日程が長かった」、「日程が短かった」と回答の適当な日数

3日くらい…1名、7日くらい…1名、10日くらい…3名、14日くらい…1名

意見欄

- ・実習時間を多く確保してもらいたい。
- ・説明を受けながら実機の操作を行ったが、1日の復習として1人で操作する時間がいただけるとなお良かったと思料する。(多数意見)
- ・概要を理解するには適当な日程であったものの、自庁で即戦力として活躍することは難しいと思う。応援等で一定期間実務経験を積めば、レベルが飛躍的に上がると思う。

6 講義の順序について

	合計	
適当な講義順序であった	49	81.7%
講義の順序を変えた方がよい	9	15.0%
無回答	2	3.3%
計	60	

意見欄

- ・事前に研修員の知識レベルを確認してから班分けをするのは良いと思う。
- ・初心者には入りやすい順序だった。
- ・「検察官から見た解析実務」で解析データの見方のコツを教わったので、この講義の後に解析実務の講義を受ける方が効果的ではないか。
- ・解析実習から行ったが、基礎的な知識はあったため、特に違和感なく受講できた。(複数意見)
- ・業者による講義は、初日だと分かりづらいと感じた。

7 デジタルフォレンジックの活用に必要なこと

・情報・知識の共有, 習得

- ・DFは特捜・特刑のみで必要とされるという意識の改善。
- ・DF担当統括・会計課長(用度係長)による協議会。
- ・パソコンに関する知識の習得。
- ・実務担当者による事例研究会(成功例, 失敗例の共有)。

・講義・研修の実施等

- ・本研修の受講後に, 実務研修等を行う。(多数意見)
- ・東京地検DF班等における研修枠の拡大。
- ・特にスマートフォンの解析について, DFでできることとできないことの周知。
- ・DEFTにおけるコマンドライン入力の方法をより深く学習できる機会を設けてほしい。
- ・捜索差押え班, 解析検察官・検察事務官, 情報システム管理者, 証拠品担当者向けの資料配布。
- ・地検単位で実施する研修を増加する。
- ・初等科・中等科・高等科研修でのDF講義の導入。
- ・各庁に定期的にDFソフト, 機材を取り扱う機会を設ける。
- ・在宅被疑者から任意提出を受け, 調べ中に保全するなど, 独自捜査事件だけでなく, 一般刑事事件でも積極的にDFを行う。
- ・総合的な機材等の扱い方や注意点を記載したマニュアルや知識の定着を図るために練習問題等を配布してもらえると, いつでも復習ができてよいと思う。

・機器の整備

- ・デモ機を各庁に配布するなどして押収～解析まで一連に練習できる環境の整備。
- ・検察庁インターネット以外のインターネット環境の整備。
- ・自庁にはDF班も専用の作業部屋もなく, 経歴として専門知識を有する者もなく, 設備・実施能力が乏しい。本研修で得られる知識, 技能は大変有益であるので, それを各庁でいかすために全国である程度の水準を満たす設備の整備は必要ではないか。

・実機操作, 実務経験

- ・多くのデジタル証拠品を保全・解析することに尽きる。
- ・全ての講義終了後, 実務形式で押収から解析までを一通り演習する。(多数意見)
- ・新たな機材の説明及び使用方法のレクチャーを定期的に行う。
- ・保全の現場等の実務に立ち会うこと。
- ・専従して実務経験を相当期間行う。

・人事管理(採用含む)

- ・実務レベルで高度なDF技術を有する者の育成。
- ・経験豊富な上司がいることを前提に, 若手職員をDF担当, 情管に積極的に配置する。

8 研修全般に対する意見等

・感想

・多くの新しい技法や知識を学ぶことができ大変勉強になった。ただ、やはり実戦が必要だと思うので、研修と実務がセットになった研修があればより多くのことを学べるのではないかな。

・講義だけでなく、実習を行うことでDFへの理解が深まった。

・導入という意味では優れた研修だと思うが、実際にDFを行うことができるレベルに達することは難しいと考える。押収・保全はともかくとして、解析だけでももう少し時間をとって機材やソフトへの理解を深めることができるものとしてほしい。スクリーンを見て説明を聞き、その後作業に移ると、既に次の説明・作業に移っており、作業工程を確認できないことがあったので、もう少しゆっくりと作業をしてほしい。

・講義が非常に分かりやすく、講義の仕方も非常にスムーズで、つまづくことなく内容を理解することができた。研修中、問題を解く機会があったが、DFの概要は本研修によって理解できたと思うが、問題を解くレベルにまでは達していないので、今後も引き続き知識の習得に努めたい。

・原庁で困った際には東京地検DF班に問い合わせることができると知って心強く感じた。PC、携帯電話の保全・解析の際の留意点を学ぶことができ、有意義だった。講義で使用されていたレジュメは作業手順に沿って記載されていて非常に分かりやすかった。

・PC内の部品、接続の意味、規格等について軽く触れてもらえれば、より理解を深めた状態で保全作業を行え、自信がつくのではないかなと思った。

・入門編としてとても適切な研修だと感じた。解析については、実際の事件のデータを用いるなどして、見るべきポイントの例を示してもらった方が、より深い理解を得られるのではないかな。

・今まで知識不足の状態での保全・解析をしてきたのだと実感した。

・DFの重要性を改めて認識した。

・東京地検DF班の説明が非常に分かりやすく、サポート体制に心強く思った。

・各庁間のつながりができ、非常に有り難かった。後継者の育成に努めたい。

・DFの裾野を広げるためにも、この研修を継続し、できるだけ多くの職員が受講できるようになれば良いと思う。

・公判部で執務しているが、客観証拠の重要性、必要性を実感しているところであり、客観証拠の収集のためのDFをするために、この時期に本研修を受講できて非常によかった。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ アンケート実施結果(抜粋)

1(1) 研修の難易度について

1(1) 研修の難易度について	合計	
適当なレベルであった	39	78.0%
難しかった	8	16.0%
簡単だった	2	4.0%
無回答	1	2.0%
計	50	

1(2) 「難しかった」場合、どのような点において難しいと感じましたか。

- ・専門用語の知識があまりなかったため、即座に理解することができないことがあった。
- ・進度が速かった。
- ・後半のレベルが一気に上がるので、基礎的な部分は省略し、後半に重点を置いた方がいいと思う。
- ・SQLiteについて理解できない部分が多く、全体的に専門用語が多く、難しく感じた。

2 理解度について

	合計	
実務に従事できる程度の理解を得た	12	24.0%
概要について理解した	34	68.0%
理解できなかった	0	0.0%
その他	4	8.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

その他

- ・現在DF業務に従事しており、かなり深い部分まで理解でき、有意義だった。
- ・序盤は既に理解している内容が多く、もう少しスマートフォンの解析等に特化した内容でも良かったのではないかと。
- ・分かりやすかったが、実務にいかすには自庁における定期的な訓練が必要だと感じた。
- ・講義を受け終えた時点では概要は理解したつもりだったが、最終演習問題で、全く実務に応用できるほどの理解ではないことを痛感した。
- ・特に保全手続について、実際の現場において状況変化に応じた対応ができるか疑問がある。
- ・講義中は精一杯であり、内容、レベルは厳しいものだった。
- ・今後も実務で使用しなければ、習熟は難しいと感じた。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ アンケート実施結果(抜粋)

3 研修内容について

	合計	
有意義である	45	90.0%
どちらとも言えない	2	4.0%
有意義でない	1	2.0%
その他	2	4.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

その他意見

- ・応用的な解析方法を理解することができ、有意義だった。
- ・実際に操作するにはマニュアルを見ながらでないと難しいが、説明が丁寧だったので分かりやすかった。
- ・これくらいのレベルで行わないと、解析ソフトを持っている意味がないと思う。
- ・もっとOxygenに特化したオペレーションの研修にしてほしい。
- ・研修員が問題を解き、解説を行う講義形式が良い。
- ・研修の機会を増やしてこの分野の「裾野」を拡げて行く必要があると思う。
- ・実務では必要ないと思われたり、捜査に対する場合だと考え方が違うと感じる部分もあったため、一部有意義と思わなかったところがあった。
- ・実際の仕事で活用するような場面がないと思われる。
- ・経験のない者については専門用語も多く、ハードルが高かった。

4 研修受講前に、デジタルフォレンジック(スマートフォンフォレンジック)に関して、どの程度の知識を持っていましたか。

	合計	
全く知らない	8	16.0%
概要は知っている	31	62.0%
実際に押収を行える程度の知識がある	11	22.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

デジタルフォレンジック研修Ⅱ アンケート実施結果(抜粋)

5(1) これまでに、自庁研修や勉強会を含め、デジタルフォレンジック関係の研修を受講したことがありますか。

	合計	
受講したことがある	42	84.0%
受講したことがない	8	16.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

受講した研修名

- ・刑事局主催のデジタルフォレンジック研修
- ・デジタルフォレンジック捜査実務研修
- ・デジタルフォレンジック担当者に対する業務説明会
- ・自庁研修
- ・警察庁主催の情報技術解析専科
- ・民間業者主催の講習会

5(2) これまでに参加した研修に比べての感想

- ・証拠保全の留意点などは自庁研修等では詳細に説明はなされない上、機器操作等が主であることから、総合的観点の本研修は有意義であると感じた。また、スマートフォン機器が中心である研修も初めてであり、有意義であった。
- ・民間におけるデジタルフォレンジックの現状を知ることができ、有意義であった。
- ・解析についてじっくりと学ぶことができ、大変勉強になった。
- ・実践的な内容だった。
- ・スマートフォンの解析に特化した講義はあまり受けたことがなかったので、参考になった。
- ・機材やソフトの使用法だけでなく、DFに際しての注意点などの技術面以外のことも学ぶことができた。
- ・短期間で特定のトピックを集中して受講するため、理解しやすかった。
- ・技術的な講義については、やはり民間のプロの講師による講義の方がレベルが高く分かりやすい。
- ・以前受講した研修と重複する部分もあったが、スマートフォンに関する部分は詳細に説明していただき、実務にいかせるのではないかと思った。
- ・今回保全実習で使用したソフトウェアはPaladin4.0であったが、各庁が実務で使用しているのはDef8であるので、より実務的な方法で研修を行うのであれば、実務で実際に使用するソフトウェアを使用した方が良いのではないか。
- ・専門的用語を用いた説明が多く、実践が少なかつたため、理解できない部分が多かった。捜査でどのようにいかせるかが分からない点が多いと感じた。
- ・研修内容は初歩的なものも多くあり、その部分を復習程度の内容にとどめ、実践的演習時間を増やした方が良い。
- ・講義のスピードが速く、講師の話も難しく、レベルがかなり高かった。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ アンケート実施結果(抜粋)

6(1) これまで、デジタルフォレンジックの手法を取り入れた捜査等に携わった経験がありますか。

	合計	
経験がある	42	84.0%
経験がない	8	16.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

6(2) 経験がある場合、その内容

	合計
電磁的記録媒体の収集(押収)	18
電磁的記録媒体の保全	18
電磁的記録媒体の解析	16
その他	1

デジタルフォレンジック研修Ⅱ アンケート実施結果(抜粋)

7(1) 研修日程について

	合計	
適当な日程であった	34	68.0%
日程が短かった	14	28.0%
日程が長かった	2	4.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

意見

- ・5日くらいが適当(7名)
- ・7日くらいが適当(2名)
- ・4日くらいが適当(2名)
- ・3日終日が適当(2名)
- ・2日くらいが適当
- ・1日くらいが適当

7(2) 講義の進め方について

	合計	
速い	34	68.0%
やや速い	14	28.0%
適当	2	4.0%
やや遅い	0	0.0%
遅い	0	0.0%
計	50	

デジタルフォレンジック研修Ⅱ アンケート実施結果(抜粋)

8 研修全体に対する意見, 要望, 等

- ・最終日の問題演習が非常に有意義であった。解説を聞くことで講義内容が復習でき、理解を深めることができた。問題演習により時間を割き、多くの問題に挑戦したい。
- ・後半に講義(の進度)がスピードアップし、ついていくのが大変だった。内容は、大変有意義なものだった。
- ・DF業務からしばらく離れていたため、最新のDFが理解できた良かった。
- ・(研修会場と検察庁では)システムやソフト環境が違う点もあり、その点は改善した方がいいのではないか。
- ・DFの概要を理解することはでき、大変有意義な研修となった。自庁においてDFの技術を使用する機会がほぼないが、いざという時のため、研修での内容を(自庁職員に)フィードバックすることや、自庁にある機材の把握、使用方法についてマスターしておく必要はあると感じた。
- ・各庁ごとにもう1名参加した方が、(自庁において)フィードバックする上では良いのではないかと。
- ・総論編、各論編のように明確に分けた方が良いのではないかと。その期間も、間を明けずに開催するなどした方が、より理解を深めることができると思う。又は、基本編をサイバーディフェンス研究所が、応用編をDF班が実施するなどの形式も良いのではないかと。
- ・実際の証拠物を取り扱える程度に至るには、研修参加だけでなく、専門的に毎日のようにフォレンジック作業を行う必要があると感じた。
- ・初心者でも分かりやすく、講師の説明も実際の捜査・押収を前提としていて有意義なものだったが、演習と解説の時間をもう少ししてもらえると、解析技術の理解が深まるのではないかと。サイバーディフェンス研究所への程度問合せや相談等に応じてもらえるのか各庁に伝えてもらえると、今後の捜査等で問題に直面した時に利用しやすくなるのではないかと。
- ・他の電磁的記録媒体の解析方法についても同様の研修を設ければ、デジタルフォレンジック研修Ⅲがより有意義な研修になるのではないかと。実際にDF業務に従事しているが、解析についてはほぼ独学で行っていたことから、本研修のような解析まで詳しく踏み込んだ研修は大変勉強になり、今後の捜査に役立つ研修になった。
- ・研修員の知識・経験の多寡によって理解度等に差が生じやすいため、研修員の席次、グループ分け、参加要件などにより研修員を選別することも一つであると思う。
- ・デジタルフォレンジック研修Ⅰと併せて実務に役立てていきたい。
- ・実施時期を夏頃にしてほしい。
- ・コンピュータのアーキテクチャに関する講義、OSに関する講義をしてほしい。
- ・各庁にデモ機及びデモデータを備え付けてほしい。

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成27年11月17日(火)	
時 間	実 施 内 容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 11:20	刑事局説明①(法務・検察における犯罪被害者の保護・支援について) 刑事局付(総務課)
11:20 ~ 11:50	刑事局説明②(被害者参加制度等について) 刑事局付(刑事法制管理官)
11:50 ~ 13:00	休 憩
13:00 ~ 14:30	講 義(犯罪被害者の心情に配慮した支援について) 臨床心理士
14:30 ~ 14:40	休 憩
14:40 ~ 16:10	講 義(捜査機関との連携の実情と今後の連携の在り方について) 犯罪被害者支援団体職員
16:10 ~ 16:20	休 憩
16:20 ~ 17:45	フリーディスカッション・質疑応答 最高検察庁説明(10分程度)・検事総長からのメッセージ (最高検察庁検察改革推進室検事)
17:45 ~ 18:00	事務連絡等

○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
有意義とする回答の割合	91.3%	95.0%	88.8%	91.3%	95.0%	94.9%
有意義とする回答数	73	76	71	73	76	75
参 加 人 数	80	80	80	80	80	79

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	75	94.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の被害者支援担当者が一堂に会することで、他庁における被害者への支援状況を知ることができ、有意義であった。 ・あらためて被害者支援業務の意義と役割を再認識することができた。 ・被害者支援の各種制度について理解が深まったことから、今後、より適切な被害者対応・支援につなげることができると思料する。 ・本研修で習得した知識を基に、より一層被害者の心情等に配慮した支援業務を行っていきたい。
どちらとも言えない	4	5.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーディスカッションの時間が短く、研修員の発言が少なかった。 ・カリキュラムを1日に詰め込み、終盤が駆け足で余裕がなかった印象を受けた。
有意義でない	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
不提出	0	0.0%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

平成27年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 79人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
開催時期(11月17日)	早い	0	0.0%
	適当	68	86.1%
	遅い	11	13.9%
	無回答	0	0.0%
期間(1日)	長い	0	0.0%
	適当	72	91.1%
	短い	7	8.9%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	75	94.9%
	どちらとも言えない	4	5.1%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の被害者支援員が一堂に会することで、他庁における被害者への支援状況を知ることができ、有意義であった。(多数意見) ・各種法制度の改革や政府の取組等について、我々事務官は学ぶ機会や検討する機会等があるが、被害者支援員は講義を受けるなどの機会がないので、このような研修を通じて、現在の潮流や今後の課題等を知ることができ、有意義であったと思う。 ・退職後、年数の経過とともに検察業務に対する意識がともしれば薄れがちになりかねないが、再度、本業務の必要性の認識を新たにすることができた。 ・本研修のような「被害者の心情等に寄り添う機会」を持つことは、日常における事務的対応を防止する上でも重要であると思料する。 ・被害者支援業務に関する法律、通達等について再認識でき、有意義であった。 ・制度の説明、外部講師の講義と充実した内容の研修であった。 ・小規模庁における支援活動には限りがあり、大規模庁の活動事例は参考となる。 ・外部講師による専門的な視点からの講義や自らの体験に基づいた貴重なご提言は、現場における円滑な被害者支援の糧として、いずれも非常に有意義なものであった。 ・支援員として初めての研修で、被害者の心情、被害者保護施策、関係法令制定の経緯など講義していただき、広い視野で支援員業務の在り方を再考することができ有意義であった。 ・被害者の心情や被害者から見た検察庁の印象等については、普段なかなか知る機会が少ないことから、本研修を通して知ることができて貴重な経験となった。 ・各地検の実情、工夫点を知ることができ、今後の執務に参考になると感じた。 ・常に一人体制で支援業務を行っているので、不安を感じることも多く、研修で、他の支援員と話すことができて力をもらえた。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディスカッションの時間が短く、研修員の発言が少なかった。 		

<p>今後の被害者支援活動に活用できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各地検の被害者支援の取組状況を踏まえ、当庁において実現可能な取組を検討し、今後の活動に活用したい。(多数意見) ・本研修で習得した知識を基に、より一層被害者の心情等に配慮した支援業務を行っていききたい。(多数意見) ・被害者支援の各種制度について、理解が深まったことにより、今後、より適切な被害者対応・支援につなげることができる。(多数意見) ・複数の都道府県にまたがって被害者が存在する事件(詐欺罪等)が増えてきており、今後、他庁の被害者支援室との連携をより密接にしていける必要があると感じた。 ・関係法令を把握・理解した上で被害者対応の必要性及び被害者の心情等に配慮した支援の重要性について再認識し、これらを踏まえた被害者支援に当たることにより、適正な被害者支援の実現と二次被害の未然防止を図っていききたい。 ・我々と違った視点で被害者対応に当たっておられる方の意見や「被害者」の立場におられた方の声を聞くことは、初心を忘れないためにも、大変有意義だと思ふ。 ・庁の担当部署及び警察・支援センターなどとの連携が不可欠であることがうかがえ、これら関係機関・団体等と連絡会などの機会を設け、連絡調整を図る必要があると感じた。 ・被害者及び被害者遺族の相談に対して傾聴と共感の大切さを再認識した。今後、更に傾聴、共感に留意し、いつも被害者の立場になって相談に応じていこうと考えている。
<p>主な感想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各庁の取組を知ることができ大変有意義な研修であると思う。(多数意見) ・より一層犯罪被害者の気持ちを考えた対応・支援をしなくてはならないことを痛感させられた。(多数意見) ・本研修により、政府や刑事局、他庁の取組等を知るとともに、他の被害者支援員と情報交換をすることができ内容の濃い研修であった。(多数意見) ・本研修を通して、あらためて被害者支援業務の意義と役割を再認識することができた。(多数意見) ・カリキュラムのバランスよく組まれていて、流れる的にも良いものであった。 ・被害者支援員が一堂に会することから、情報交換・情報共有の場として良い機会であった。 ・各庁から事前提出された意見等に対し、刑事局としての見解・感想等が述べられれば、更に意義のあるものとなったと思料する。 ・被害者支援員2名による交代勤務であるので、本研修で得た知識及び関係資料等を相勤務者に提供・閲読してもらい、被害者支援に関する共通認識を新たに、連携して今後の関係業務の適正遂行に努めることとしたい。 ・被害者遺族の心情は、これまで想像していたものより、もっと深く長期間継続することがよく分かった(刑事事件が処理され確定しても、被害者遺族はいつまでも被害者遺族のままであること。) ・カリキュラムを無理矢理一日に詰め込み、終盤が駆け足で余裕がなかった印象を受けた。 ・午前中の2時間における刑事局説明では、被害者保護政策の立法経緯や改正等についての説明が主な内容でしたが、今後の検討課題や改正すべき点などを主にした説明を聞くことが出来れば良かったのではないかと感想を持った。

2. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由

好訴者、クレーマー及び精神的疾患が疑われる者への対応の仕方・・・多くの庁の支援員は、原則1人体制でクレーマー等に対峙しているのが実情で、相談者は、我々の失言や上げ足を取るような人物が少なくないことから、そうした人物との対応について専門家の話を聴きたいため。(多数意見)

裁判所(地・家裁)、法テラス、保護観察所、警察庁における被害者支援の実情紹介・・・公的関係機関における被害者支援の実情を把握し、紹介先の選定等に役立てたい。

活動実績のある「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター」の体制や活動実績の紹介・・・第2次犯罪被害者等基本計画[今後講じていく施策]として保健医療サービス及び福祉サービスの提供の項で示されている「ワンストップ支援センター」の実情把握のため。

第3次犯罪被害者等基本計画の重点課題及び具体的施策に関する講義・・・本年度末に第2次犯罪被害者等基本計画の計画期間が終了し、引き続き第3次基本計画が策定されるので、同計画で法務・検察に課せられた重点課題に係る具体的な施策の概要等に関する講義は参考になるものと思われるため。

実際に支援、保護を受けた被害者や遺族の方の講演・・・被害者支援の在り方について、更に勉強になり、充実した研修になるのではないかとと思われるため。

増加しているDV被害や児童虐待を中心とした支援センターや児童相談所担当者の講義・・・社会問題化しており、相談も急増傾向にあるため、実情や問題点を正しく理解する必要があるため。

専任講師及び被害者遺族の講話・・・本年度と同様、被害者等の立場での意見、被害者遺族の経験、心情等を知ることは、被害者支援を行う上で不可欠であり重要で、来年度以降も希望したい。

座談会形式の情報交換会・・・事前に提出した事例とは別に研修員同士の座談会形式の情報交換会を設け、もっと自由に議論できる時間があれば良いと考えるため。

被害者支援員のメンタルヘルスに関する講義等・・・ホットライン対応等で疲弊している部分もあると思うので、それをケアできるような講義があれば良いと考えるため。

3. その他意見等

説明及び講義の時間配分について検討し、フリーディスカッション及び質疑応答の時間を増やしてもらいたい。(多数意見)

限られた時間の中で滞りなく研修日程を進行させることは難しいところですが、例えば、フリーディスカッションにおける事例発表については、研修員が事例を読み込んでいることを前提に補足説明にとどめ、質疑応答やコメントの場を充実させるなどしていただければと考える。

各庁の実情によって異なるとは思いますが、検察官に対して対して被害者支援員を更に活用するように周知されることを希望する。

研修参加者全員が意見交換会(懇親会)に参加できる(参加しやすい)日程と旅費の手当を考慮していただきたい。

各庁の実情をもっと詳しく知りたいので、支援員間のディスカッション(グループ別)の時間をとって欲しい。

研修は、被害者支援職員、被害者支援員になって早い時期に実施するのが適当で、複数回にわたる研修参加は費用対効果の点から一考すべきと史料する。

被害者の立場からの講義は引き続き実施していただきたい。

講義の中で「チームウエアを見ていただきたい。」とあったが、当庁支援員はチームウエアを閲覧することができず、私が確認した数庁も当庁と同様であったことを御理解いただいた上で、講義をお願いしたい。

テレビ会議システムを利用するか、高検単位での開催はできないか。

被害者の心情等については、検察官にもご理解いただきたいと思う。被害者が捜査の過程で二次的被害を受けることのないよう被害者の心情等に十分配慮した対応をする必要があることから、例えば、各庁における検察官会議等で積極的に被害者支援に関する内容を盛り込んでいただきたいと考える。

事前にフリーディスカッション用資料をメール送付していただいたお陰で、じっくりと資料に目を通した上で研修に臨むことができました。お心遣い、ありがとうございました。

検察庁

真実を見つめ、
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かいます！



Public Prosecutors Office 

検察庁は、刑事事件を捜査して裁判所に起訴し、その犯人を処罰することを通じ、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っています。

そして、こうした役割を果たすため、常に厳正公平、不偏不党の立場で、人権を尊重しながら、法と証拠に基づいて事件の真相を明らかにすることを基本としています。また、被害者の気持ちにできるだけ寄り添うとともに、犯罪者の立ち直りに少しでも役立てるよう心掛けています。

時代や社会が大きく変化しつつある中、これに的確に対応して市民生活や法秩序を守っていくため、検察庁職員は、様々な改革に取り組みながら、一つ一つの事件と誠実に向き合い、その適正な処分に努めています。



検事総長 大野 恒太郎

目次 Contents

検察庁の組織	2	捜査・公判部門	9
検察庁の機構	3	検務部門	11
検察庁の職員	3	他機関での勤務	13
全国の検察庁で処理した事件	3	検察庁における犯罪被害者支援	14
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	4	国際捜査	15
		Q & A コーナー	16
		検察の理念	17

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所あり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。



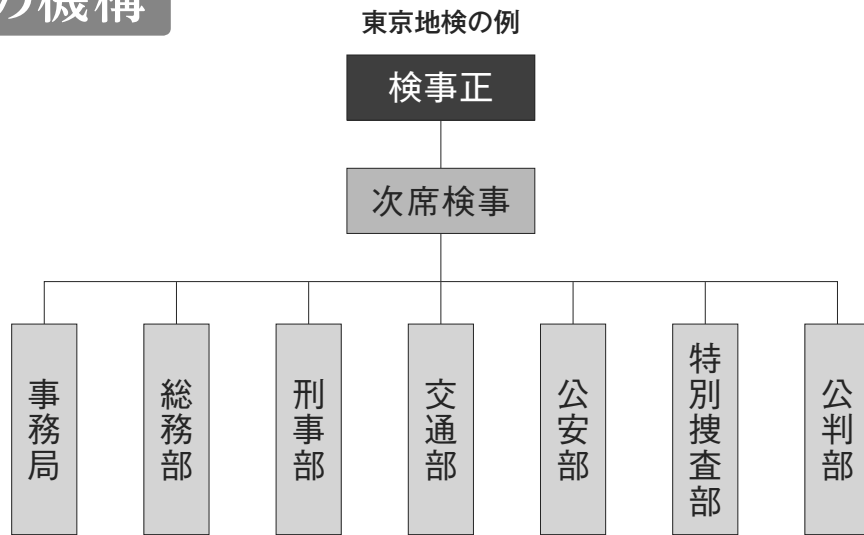
地方検察庁 50庁(支部203庁)

地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

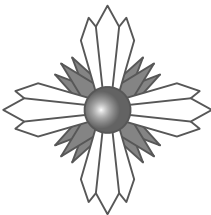
簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽微な刑事事件を取り扱います。

検察庁の機構



検察庁の職員

一人一人の職員が、捜査・公判活動を通じて、活力ある社会経済と安全で安心な市民生活の基盤である法秩序の維持に貢献しているという誇りを持って、明るく活気ある職場を作っています！



(検察官記章)

検察官

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられており、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されます。



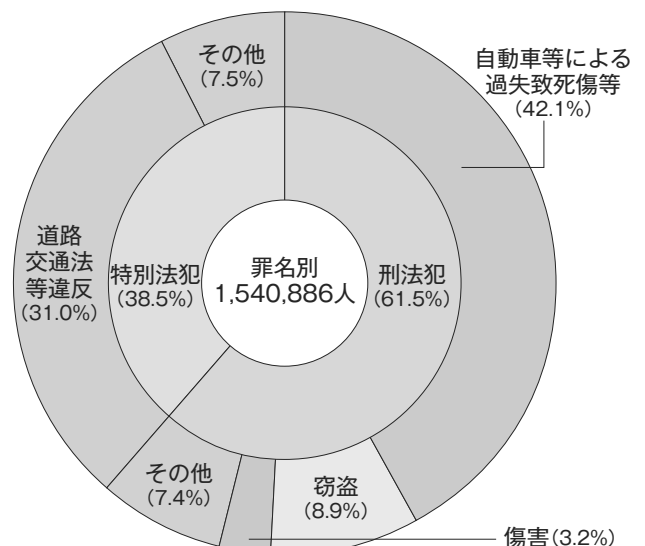
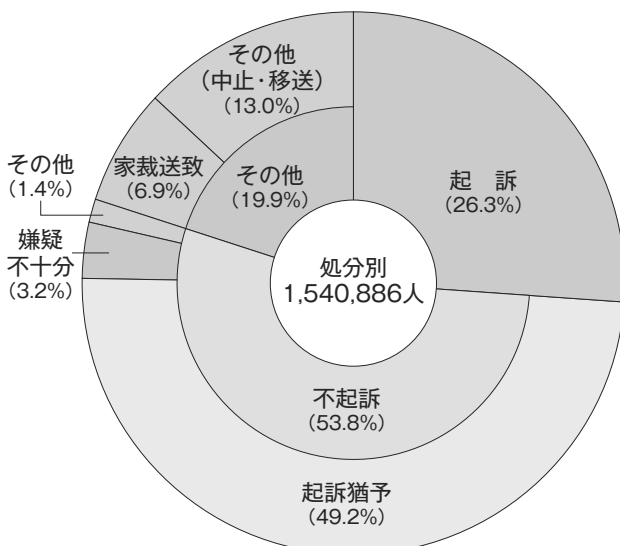
(検察事務官記章)

検察事務官

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。

全国の検察庁で処理した事件

(平成25年)



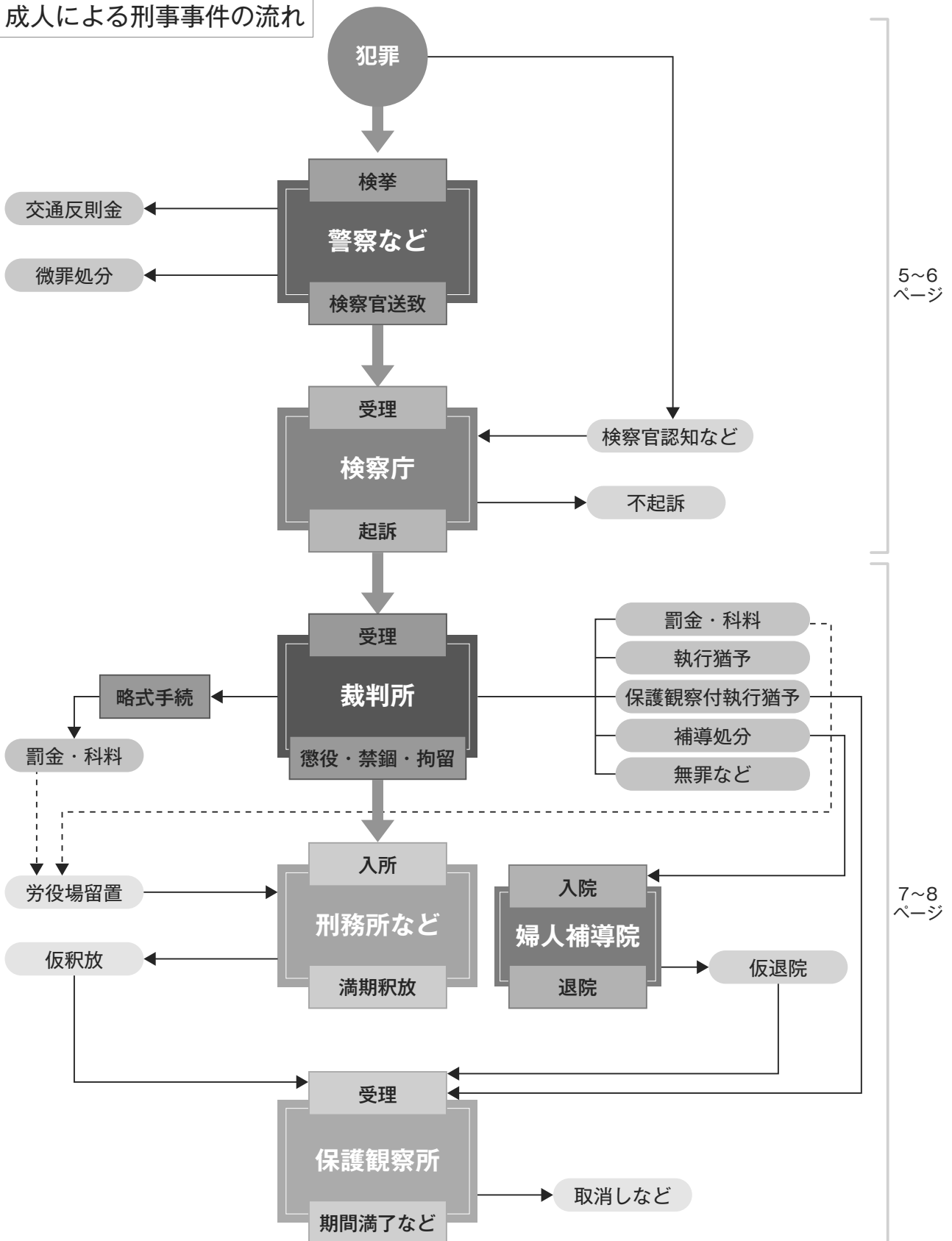
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては下の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。

成人による刑事事件の流れ

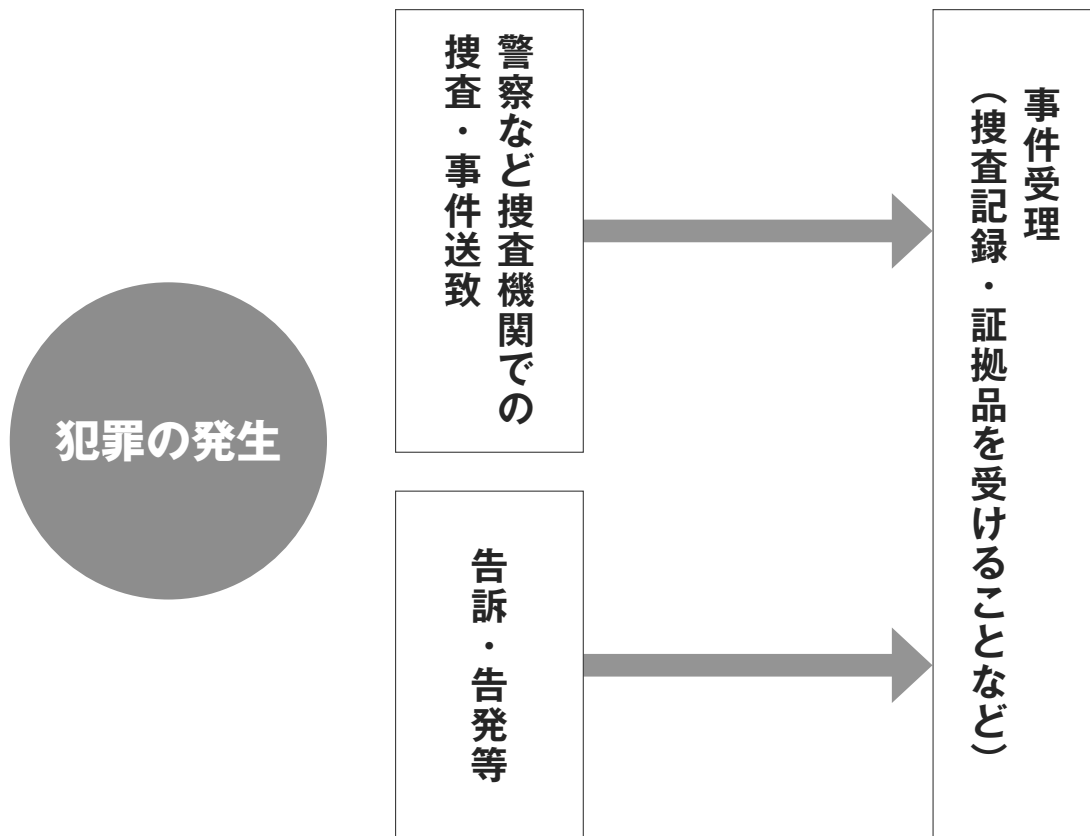


捜査

～検察官は、あらゆる犯罪を捜査します～

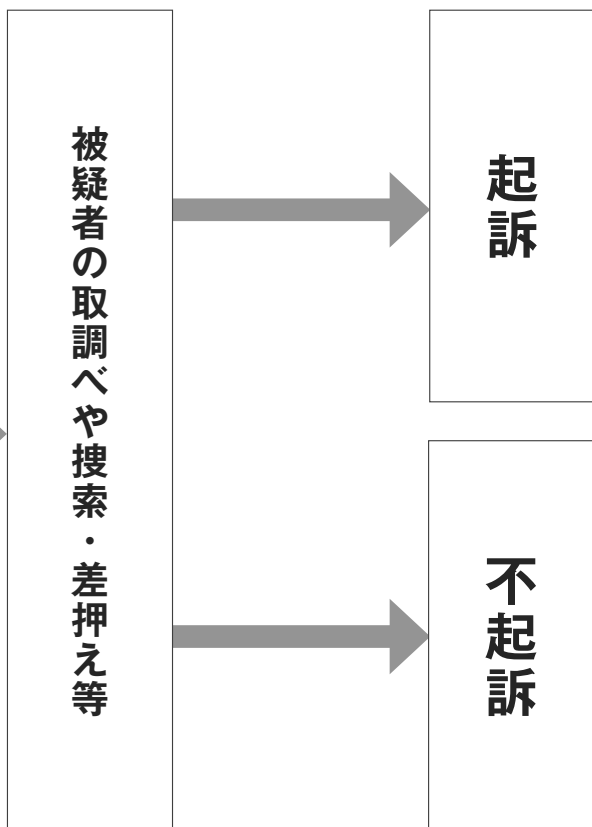
刑事事件（犯罪）が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕したり、証拠を収集するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる（送致・送付）ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。



捜査の流れ－警察の役割と検察の役割の違い－

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者（犯人、容疑者）を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行います。なお、警察は、被疑者を逮捕したときには、逮捕の時から48時間以内に事件記録とともに被疑者を検察官に送致しなければなりません。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するかしないかの処分を決定します。このように被疑者を起訴するかしないかを決定するのは公訴の主宰者である検察官にのみ与えられた権限です。また、起訴した事件について公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督するのも検察官の重要な仕事です。



検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かずに書類審査で刑（罰金・科料のみ）が言い渡される略式命令請求があります。

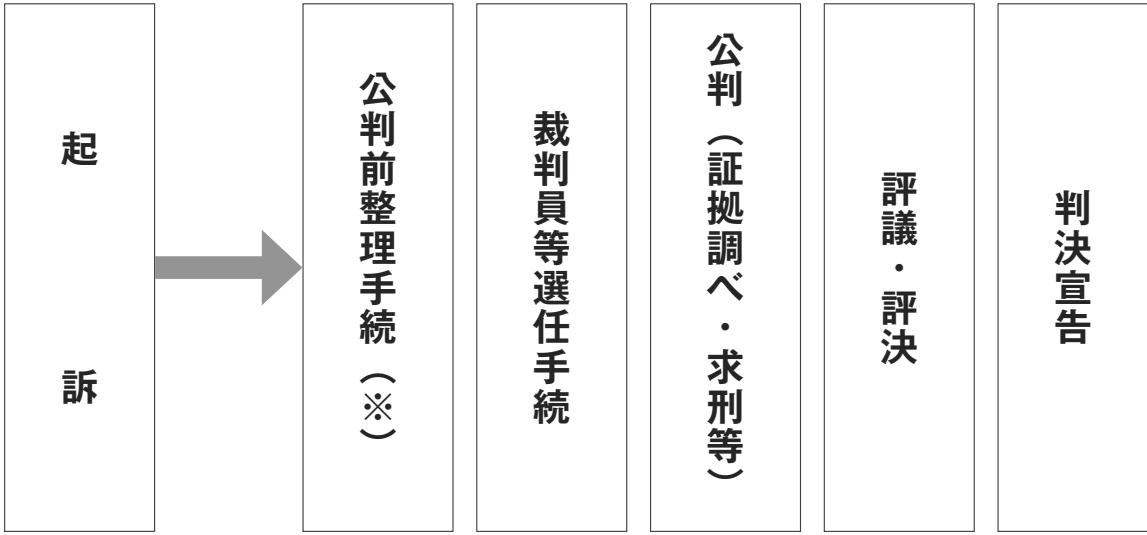
なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。

検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。



公判（裁判員裁判の例）～検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います～



検察官は、証人尋問などを行って被告人（起訴された被疑者）が犯罪を行ったことなどを証明します（証拠調べ）。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます（論告）。

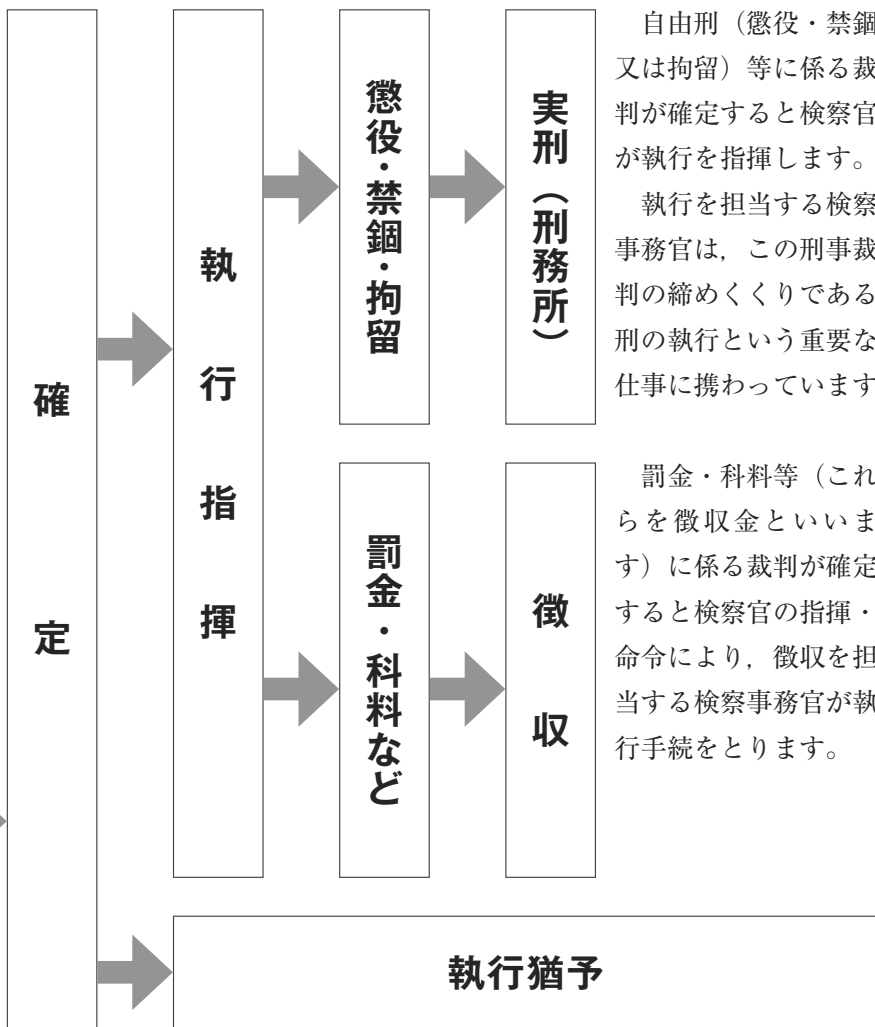
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、しかも的確な立証に努めています。

※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行うことです。

執行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等に係る裁判が確定すると検察官が執行を指揮します。

執行を担当する検察事務官は、この刑事裁判の締めくくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。



罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると検察官の指揮・命令により、徴収を担当する検察事務官が執行手続をとります。



その他

所在捜査等

検察庁では、逃亡被告人の収容を行っているほか、罰金刑について、罰金等を支払わずに逃亡している者などに対しては、適切に刑を執行するため、収容等を行い、刑務所等において労役場留置の手続を行っています。



犯歴・記録事務

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の審査を行ったり、これを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



捜査・公判部門

検察は、法と証拠に基づいて事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。



大阪地方検察庁刑事部 検事 中野 雅文

刑事部は、殺人事件などの凶悪犯罪や、詐欺事件などの知能犯、窃盗事件など、日々発生する様々な事件の捜査を担当している部署です。

検察官は、警察などの第一次捜査機関と協力・連携して捜査を行い、被疑者の起訴、不起訴等の処分を決定します。この処分は、被疑者だけでなく、被害者の方など、多くの人に影響を与える重大なものです。ですから、被疑者から話を聞くのはもちろんのこと、現場に残された凶器、指紋、防犯カメラ映像等の客観証拠の内容に直接触れ、被害者の方や目撃者の方等の参考人からも話を聞くなどして、事件の真相を見極めて処分を決するように努めています。

被害者の方の中には、肉体的のみならず精神的苦痛に悩まされている方もいます。被害者の方から話を聞く場合には、その声にしっかりと耳を傾け、事件が被害者の方へ与えた影響の大きさを適正に裁判官に伝えられるよう心掛けています。

検察官の仕事は責任が重く、精神的な重圧を感じる時もありますが、警察や検察事務官等と一緒に真相を解明していく仕事は大変やりがいがあります。

今後も初心を忘れず、関係者の話を真摯に聞き、証拠をよく見聞きして、事件の真相を解明できるよう、日々精進していきたいと思っています。

大阪地方検察庁刑事部 検察事務官 小西 あかね

刑事部の立会事務官は、検察官とペアとなり、検察官を補佐し、二人三脚で事件の捜査に当たっています。

その職務内容は多岐にわたり、関係法令に基づく各種書類の作成や手続のほか、検察庁内部の各部署や、警察などの捜査機関との連絡調整を行い、検察官の取調べに同席します。また、検察官に事件の内容やその法的解釈について意見を求められることもあります。多種多様な事案を取扱い、各事案の状況は変化するため、求められる業務はその時々で異なります。刑事訴訟法を始め、様々な法律的知識のほか、被害に遭われた方などに応対するときには、相手に対する気遣いや思いやりも必要となります。

事件関係者とじかに接する仕事ですので、事件のことを考えるとつらい気持ちになる時もあります。しかしその反面、一刻も早く事案の真相を解明し、各事案に見合った処分が決定されなければいけないと強く意識しますし、社会正義の実現という検察の理念の下、検察官と共同して捜査を尽くす立会事務官は、非常に充実感のある仕事です。

今後も検察官や先輩方の温かい指導に感謝しながら、皆様の期待に応えることができるよう、日々業務に取り組んでいきたいと思っています。



東京地方検察庁特別捜査部 主任捜査官 大塚 一

特別捜査部デジタルフォレンジック班（DF班）では、証拠物として押収した電磁的記録媒体の保全・解析作業等をする、いわゆるデジタルフォレンジックを行っています。

電磁的記録媒体とは、主にパソコン、スマートフォン、タブレット端末などのデジタルデータが保存されている電子機器のことです。これらの電子機器には、使用者がいつどんなことをしたかといったデータが内部に残されているため、こういったデータを電子機器から取り出す保全作業や必要な情報を抽出する解析作業を行う知識や技術が捜査を遂行する上で必要となってきます。保全作業を行う際には、証拠物である電子機器に直接触れることになるので、棄損やデータの改変が起らないよう、細心の注意を払って保全作業を行っています。

最近ではパソコンや携帯電話機だけでなく、スマートフォンやタブレット端末のような新しい電子機器が普及するようになりました。このような新しい電子機器に対しては、従来の保全・解析方法が使えないといったことが多くあり、データを保全・解析するための方法を常に模索する必要があります。ですから、私たちは、様々な種類の証拠物からのデータの保全と得られたデータの解析を適切に行うために、デジタルフォレンジックに関する様々な情報を収集したり、時には外部の研修に参加するなどして知識・技術の向上に努めています。また、習得した保全・解析の知識や技術を検察庁の内部に広めるため、全国の検察庁職員に対して研修の講師をする業務もあります。

DF班の仕事は前例がないものも多く、新しい技術や知識を使って保全・解析を行う仕事は、まさに時代の最先端の仕事に携わっていることを実感することができますし、とてもやりがいのある仕事です。そして、新しい技術や知識を学ぶことにより、自分自身が成長していくことを実感することができます。

電子機器の普及が進むにつれ、DF班に期待される役割は大きくなりつつあります。これからもその役割に応えられるよう、自己研さんに励み、精一杯日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。



名古屋地方検察庁公判部 検事 寺尾 智子

公判部は、刑事部等の捜査部が起訴した事件の裁判を担当する部署です。多数の証拠の中から、事件を立証し適切な刑を得るために必要十分な証拠を厳選し、裁判の中で、分かりやすく事件の内容を説明し、厳選した証拠を元に事件を立証します。裁判員裁判では、様々な経歴を持つ裁判員全員に事件の内容を十分に分かりやすく、公判部で証拠をまとめるなどの作業も行います。裁判の中では、一般の方に分かりやすいように工夫した資料を作成して配布したり、モニターを使って説明したりしています。裁判の準備は検察官と立会事務官が二人三脚で行いますが、裁判員裁判等の場合には、検察官複数名と検察事務官複数名が一緒になり、チームプレーで行うこともあります。被害者参加事件では、被害者の方もチームの一員になります。捜査が入口とすれば、公判は出口です。積み重ねてきた捜査を決して無駄にしないように生かし、被告人に対して適切な処罰が行われるように、日々努力しています。

名古屋地方検察庁公判部 主任捜査官 相川 和博

私は、現在、公判部の立会事務官をしています。取り扱う事件は、窃盗や詐欺などの単独事件から殺人、傷害致死など裁判員裁判事件まで様々です。立会事務官の仕事は、多岐に渡っており、具体的には、事件の配点を受けた後、裁判所へ提出する証拠の選別、証人の把握、被害者の方の要望の把握、裁判所や弁護人との連絡調整等があります。とりわけ、裁判員裁判では、裁判官や裁判員に対し、事件の内容や、争点を分かりやすく伝えるために、冒頭陳述・論告メモといったビジュアル資料を作成するところに特色があります。いかに分かりやすく作成するかがポイントで、毎回頭を悩ませています。もちろん、マニュアルなどはないので、他庁の同種事例を資料収集し、検事と協力して作成しています。寺尾検事とは、名古屋地検において、新任検事の時からご縁があり、今回、12年振りに一緒に仕事をさせていただいています。仕事上で困ったことはもちろんのこと、どんなことでも気軽に相談に乗っていただけるので、とても頼りにしています。また、不定期ですが、検察官と立会事務官で食事会を開いて、コミュニケーションを図っています。否認事件など複雑困難な事件で、有罪判決を得たときは、やりがいを感ずります。



東京地方検察庁交通部 副検事(交通担当) 引場 美智代

交通部は、その名のとおり、交通関係の事件捜査を行う部署です。自動車による交通事故や交通違反だけではなく、最近は自転車による重過失致死傷、過失致死傷、悪質な交通違反などの事件も増えていますし、危険ドラッグを使用した事故等も多発しています。また、事故や違反だけではなく、事故を装って保険金をだまし取るような詐欺事件や免許証を不正に交付させるような事件なども扱っています。交通事件であっても、他の事件と変わりはなく、検察官である以上、証拠を吟味し、被疑者はもちろん、被害者の方や目撃者の方などの関係者からよく話を聞いて適正な処分をしなければなりません。その中で被疑者の取調べはやはり重要だと思います。事故を起こしたくて起こす人はなく、ほんのちょっとした不注意や運転ミスが取り返しのつかない悲惨な結果を招いてしまい、被害者の方はもちろん、被疑者も多かれ少なかれ動揺しており、警察や検察庁で、自分が起こした事故の原因についてうまく説明できない被疑者もいます。しかし、事故を起こした本人が事故を起こした原因が分からなければ、また同じように不注意な運転をして事故を起こしてしまうかもしれません。ですから、私は、被疑者に落ち着いて、じっくり話をしてもらい、事故に繋がる不注意とそのような不注意な運転をした理由を明らかにし、二度とそのような不注意な運転をしないためには具体的にどんなことをすればよいのかということと被疑者とともに考えています。そうすることで、二度と交通事故を起こさないでほしい、1件でも事故が減り、つらい思いをする被害者が増えないようにという思いで仕事をしています。

検務部門

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収などです。

事件・令状



函館地方検察庁 検察事務官 関 浩佑

私は現在、事件・令状担当として勤務しています。

事件事務では、警察等の捜査機関から送致される事件が法律上定められた手続に従っているか、犯罪事実を裏付ける証拠書類がそろっているかなどを確認しています。少しの間違いでも被疑者の人権に関わる重要な問題になるので、事件記録を確認する際には、正確かつ迅速に行うよう心掛けています。また、事件の受理だけではなく、処理についても関わっており、検察官が事件を起訴・不起訴とする際、起訴状等に誤りがないか確認もしています。

令状事務では、勾留等の各種の令状請求手続を始め、被疑者・被告人の身柄の勾留満期を常に把握して、不当に勾留することがないように注意しています。

検察庁というと、どうしても堅苦しいイメージがありますが、経験が浅く知識も少ない私を、周囲の諸先輩の方々は温かく指導して下さるので、充実した毎日を送ることができています。これからも自己研さんに励みながら、精一杯日々の業務に取り組んでいきます。

証拠品



松江地方検察庁 検務専門官 小畑 友子

証拠品担当は、その名のとおり、警察等から事件に関係する証拠品の送致を受ける窓口であり、証拠品に関する一切の事務を担当します。証拠品には、覚せい剤などの違法薬物、事故車両、携帯電話、メモ紙、髪の毛などのDNA型鑑定試料など本当に様々な物があります。私達は、それら証拠品の受入・保管・処分（還付や廃棄など）の事務を行っています。

証拠品は事件を証明する重要な資料ですので、日頃から、滅失や毀損がないよう慎重に扱った上で、保管することはもちろん、還付処分などの場合には、所有者の特定を誤らないようにするなどの注意を払いながら事務処理を行っています。

例えば、覚せい剤事件に使用された注射器であれば、事件記録を精査して覚せい剤成分の付着の有無を確認するなどし、付着が認められれば厳重に金庫などに保管します。また、被疑者の関係先から押収した持ち主不明の携帯電話であれば、事件終了後、携帯電話会社に契約者情報の照会を行うなどして所有者を特定し、還付することもあります。

事件の推移を確認しつつ、証拠品自体どのような保管・処分が適切なのかを十分に検討し、また諸先輩方の温かい御指導をいただきながら、日々の事務処理に当たっています。

執行



仙台地方検察庁 検務専門官 小野寺 隆夫

執行事務では、裁判の把握から自由刑（懲役、禁錮、拘留）等の執行指揮に至るまでの手続及びこれに付随する事務を行うほか、被害者の方に対し、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況等の情報を提供する業務を行っています。

裁判の執行の中でも最も重要なものは、有罪の裁判による刑の執行になります。その中でも自由刑の執行は、人の自由を奪うものであり、直接人権に影響を及ぼすことから、基本となる刑法、刑事訴訟法等の関係法令、判例、各種通達等の把握はもとより、常に問題意識を持ちながら根拠を確認するなど、細心の注意を払いながら仕事に取り組んでいます。

また、加害者の処遇状況等の情報を提供する業務を行う際には、被害者の方の心情にも配慮し、正確かつ迅速な情報の提供を心掛けています。

執行事務は、毎日が緊張の連続ですが、それだけにやりがいも大きく、仕事が終わった後の達成感や充実感もまた格別です。

検察庁では、業務等に関する豊富な研修制度もあり、上司に指導を受けたり、同僚に気軽に相談できる明るい職場環境でもあることから、日々充実した毎日を過ごしています。

徴収



高知地方検察庁 検務専門官 高山 将志

徴収担当事務官は、徴収金（罰金・科料など）に関する裁判の把握、納付の告知、督促、収納などの事務を行います。

徴収金を完納できない場合は、資産の差押えなどの強制的な処分を行うこともあります。

徴収担当では、徴収金に関する裁判の正確な把握が非常に重要ですので、手続に誤りがないよう細心の注意を払いながら、正確な職務の遂行に努めています。

徴収金未納者に対する督促は、電話や面談などで行いますが、未納者の生活状況などを考慮しつつ、速やかな納付を促す必要があり、徴収事務の中でも経験を要する仕事のひとつです。

また、所在不明となった未納者が発見された場合などには、身柄を拘束することもありますので、特に緊張感を持って対応するよう心掛けています。

このように、徴収担当では、財産権など人の権利に直接関わる事務を行っており、その対応は困難を伴うものも少なくありませんが、上司に指導を受けたり、同僚に相談したり、職場内で活発に議論し合いながら、円滑に解決するよう心掛けています。

犯歴／記録



那覇地方検察庁 検務専門官 宇米原 笑美里

犯歴事務は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴（前科）の調査・管理等を行っており、記録事務は、有罪の裁判が確定して裁判所から引き継がれた訴訟記録の整理・保管事務や、確定記録の閲覧請求に対して検察官が閲覧を許可した場合の閲覧手続等を行っています。

私は現在、犯歴事務を担当しています。捜査のため、他の検察庁や警察等から前科の照会があれば、対象者の前科の有無を調査し回答しています。

前科というのは、個人のプライバシーの最たるものであり、内容の誤った前科を登録したり、別人に前科を登録したりすれば、その登録された人の人権を著しく侵害してしまう事態につながることから、先輩や上司の方々とも何重にも点検・確認を行い、緊張感を持って職務に当たっています。

検察庁の仕事は、犯歴事務以外にも重い責任を担いますが、良好な職場環境の下、上司・同僚らと充実した毎日を過ごしています。

また、私には小さな子供がおり、育児休業を経て、現在の事務を行っておりますが、仕事と家庭を両立させるための制度を利用して勤務時間を短縮し、周りの方々に仕事や育児の面もサポートしてもらいながら働いています。

他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

外務省



在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官 白鳥 智彦(検事)

大使館における担当業務は様々ですが、検察官出身の外交官として、とりわけ検察と関わりのある捜査共助及び犯罪人引渡しへの関わりについて紹介したいと思います。

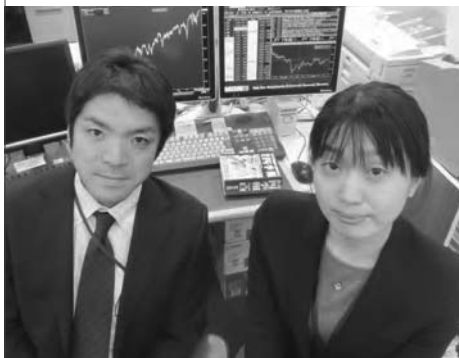
捜査共助とは、外国に所在する証拠の収集を当該外国に要請して実施してもらうことなどを言い、犯罪人引渡しとは、外国に逃亡した被疑者等を我が国で訴追するためにその引渡しを受けることなどを言います。私は、これらの手続について、米国司法省担当者との間でやりとりをしています。我が国の意見を相手に伝達したりするわけですが、法制度の違いもあって、ときには相手側と議論になることもあります。苦労も多いですが、日々やりがいを感じられる仕事です。

在ロサンゼルス日本国総領事館副領事 高橋 秀夫(検察事務官)

ロサンゼルス総領事館が管轄する南カリフォルニア及びアリゾナ州は、多くの日本人が居住又は滞在しています。しかし、不幸にして、事故や犯罪に遭遇したり、トラブルに巻き込まれたりすることも少なくありません。私は、そのような日本人の保護や援護のため、いわゆる「邦人援護」という任務に当たっています。例えば、当地で逮捕等で身柄を拘束された日本人への面会（領事面会）なども私の業務の一部です。そのほかにも旅券や訴訟書類の送達などに関する業務も扱っており、多忙な毎日を過ごしていますが、新たな発見の連続でとても勉強になっています。ロサンゼルスは年間を通じて気候が良いので公私共々充実した日々を過ごしております。



証券取引等監視委員会



金融庁証券取引等監視委員会事務局特別調査課 特別調査指導官 島本 恭子(検事)

証取委特別調査課は、市場の公正を確保し、投資者保護を図るため、インサイダー取引や粉飾決算等の悪質な事件の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める調査部門です。検事は「指導官」として、真相解明や犯罪立証のためにどんな捜査・証拠が必要かという観点から調査官に指導・助言するのが仕事です。とてもやりがいを感じています。

証券取引特別調査官 滝澤 紘樹(検察事務官)

出向した検察事務官は「調査官」として、自ら嫌疑者の取調べや捜索差押え、張込み・尾行など、いわゆる「刑事」のような仕事をします。正義感を武器に、日々現場で汗を流しています。責任は重いですが、検事を含めたチームが一丸となって頑張っています。

国税局



関東信越国税局調査査察部 統括国税査察官付国税査察官 清水 さな江(検察事務官)

私が出向している通称「マルサ」と呼ばれる査察部は、大口・悪質な脱税者に対して税金を納めさせるだけでなく、脱税という犯罪に対して刑事責任を追及し、一般の税務調査とは別に、査察調査という特別な調査を行っている部署です。

査察部には、内偵調査等により脱税者を捜し出す情報担当と裁判官の発付した許可状により脱税者の居宅等の強制調査を行う調査担当があり、両部署が連携して悪質な脱税者の摘発に努めています。

査察部と聞くと、男性が多い職場というイメージがあると思いますが、最近では女性の社会進出に伴い、女性査察官の重要度が高くなっています。

査察部の職務は、早朝から深夜あるいは全国各地に及ぶこともあり、大変な仕事ではありますが、出向しなければ味わうことのできない貴重な調査の現場を経験でき、日々新鮮な気持ちで職務を行っています。

その他出向先

司法研修所、内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、預金保険機構、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

検察庁における犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、様々な場面で犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されており、検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるように、被害者等通知制度を設けています。



このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しています。
ホームページからもご覧になれますので、ご活用下さい。
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)



被害者支援員制度

全国の検察庁には、被害者の方などに対して、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を行っています。

東京地方検察庁（被害者支援員） 江部 英夫
東京地方検察庁（被害者支援担当 統括捜査官） 南部 美由紀

誰しも、自分や家族が、犯罪により被害を受けることになるとは思っていないはずですが、残念ながら、あるとき突然犯罪に巻き込まれ、被害者という立場に立たされてしまった方は、どこに相談したらいいのか、刑事手続はどのように行われるのか、どのような支援を受けられるのかなど、いろいろな不安をお持ちになられることと思います。被害者支援員は、主に被害者の方々が気軽に被害相談や事件に関する問合せが行えるよう設けられた専用電話「被害者ホットライン」等を通じ、被害者や遺族の方々の不安をできるだけ和らげるため、様々な相談等への対応を行っています。被害者になって困っているんだという被害者の方々の立場に立って、その心情や言いたいことなどをじっくりと聞き取り、時には検察庁の枠を超えて、自分の人生経験を生かしつつ、誠意を持って対応することを心がけています。

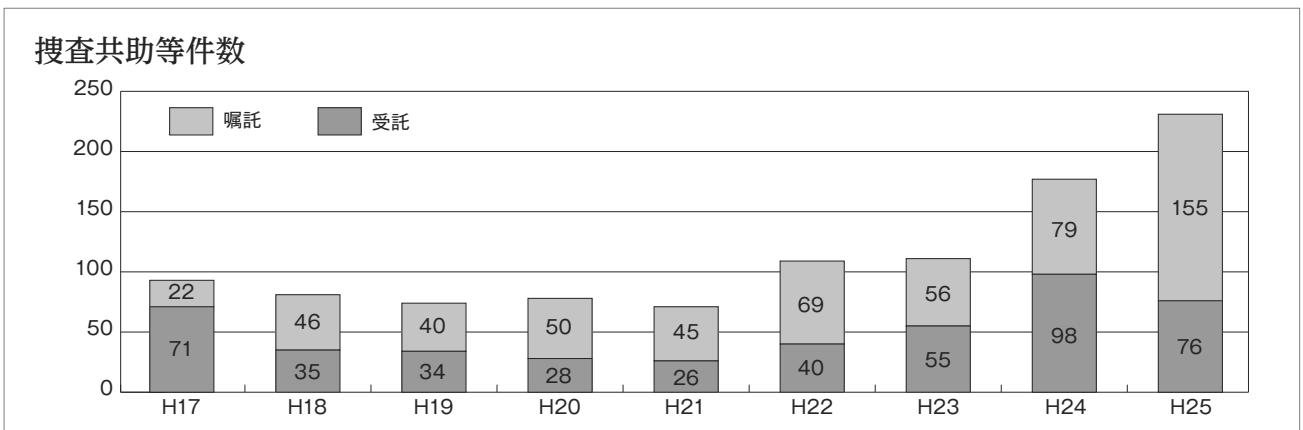
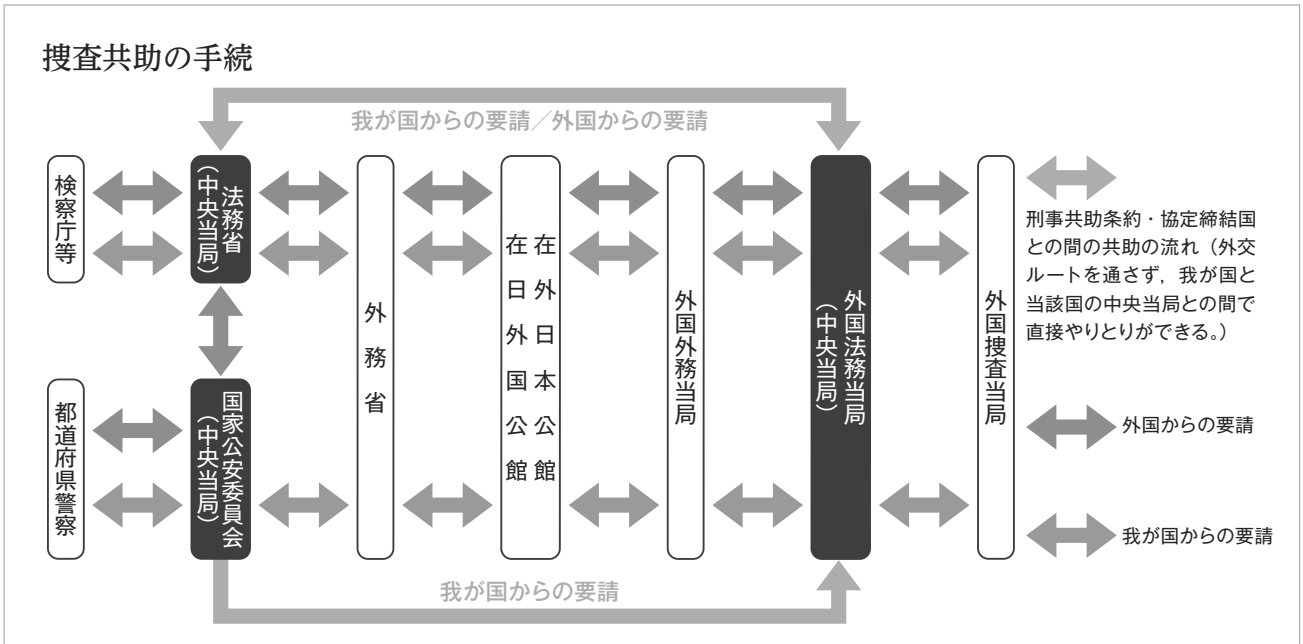
また、東京地方検察庁では、犯罪被害者支援室を設置し、個々の事件を担当する検察官からの要請を受けて、被害者の方々の保護・支援するために適切な関係機関等に取り次いだり、各種制度について、被害者の方々に説明したり質問に答えるといった取組を行っています。被害者の方々の要望にできる限り応じられるよう、捜査部・公判部等の検察官や検察事務官と連携し、被害者の方々が安心して刑事手続に関与できるよう、その心情に配慮した対応を心がけています。



国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっていますが、犯罪もその例外ではなく、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて取行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在するなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で刑事共助条約又は協定を締結するなどし、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。



Q&Aコーナー

捜査について

Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか？

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力ください。

Q 検察庁の独自捜査とは、具体的にどういうことをするのですか。

A 検察庁の独自捜査とは、検察庁自ら検挙摘発して行う捜査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別捜査部(特捜部)が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている庁があります。

検察官・検察事務官の資格,採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

A

- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 2 裁判官(判事・判事補)
- 3 弁護士
- 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者
- 5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳(検事総長のみ65歳)となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わることがあります。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課(法務省代表電話03-3580-4111)において取り扱っていますので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁ごとに取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

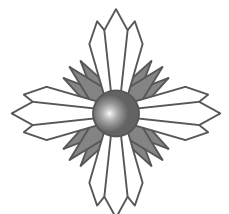
その他

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁において、検察庁の業務や検察官の役割の説明等を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

Q 検察官の付けているバッジには、どんな意味があるのでしょうか？

A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と金色の葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差ししゅうそうれつじつの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日しゅうそうれつじつのバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋におりる霜と夏の厳しい日差ししゅうそうれつじつのことで、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察の理念

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

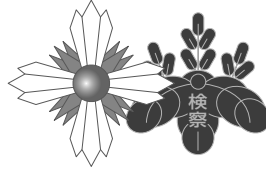
あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

検察庁所在地一覧表

平成27年3月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	福岡	〒810-0073	福岡市中央区鶴舞2-5-30	092-734-9000
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
地方検察庁	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	和歌山	〒640-8143	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区鶴舞2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611
	宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131
	那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231	
旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231	
釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151	
高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155	
徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191	
高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191	
松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111	

検察庁ホームページはこちら →

<http://www.kensatsu.go.jp>

○取組内容③

広報活動の実施回数

指 標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
広報活動の実施回数（回）	1,287	1,187	1,135	1,158	1,069	1,029

平成27年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数（回）	参加人数（人）
出前・移動教室	623	16,695
講演会・説明会	159	5,933
模擬裁判	129	5,060
イベントの実施・参加	36	8,518
その他	82	1,420
合 計	1,029	37,626

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27- (7))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2))					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ² における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	47,713,566	48,202,360	47,659,973	46,333,848
		補正予算(b)	229,663	104,868	0	—
		繰越し等(c)	0	△266,208	266,208	
		合計(a+b+c)	47,943,229	48,041,020	47,926,181	
執行額(千円)	47,328,617	47,345,203	47,525,233			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2-(1)③(非行少年に対する就労支援等)³</p> <p>○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保⁴</p> <p>○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進⁵</p> <p>○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定 Ⅲ 再犯防止につながる仕事の確保)⁶</p>					

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	26年度		27年度			
1 刑事施設における職業訓練の充実度 (受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率) ※PFI刑務所 ⁷ は、その他の刑事施設と異なり、民間業者が職業訓練の実施主体であることから、両者を区別して取り扱っている。	対25年度増		対26年度増			おおむね達成
	基準値	実績値				
	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職業訓練受講者数(人)	3,710	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770
職業訓練受講率(%)	6.70	5.00	5.50	6.70	7.40	9.20

職業訓練の修了者数（人）	3,267	2,647	2,883	3,267	3,529	4,204
資格免許等の取得者率（％）	88.2	88.4	87.1	88.2	89.1	88.5
参考指標	実績値					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
受刑者数（人）	62,137	59,076	55,750	53,687	51,858	

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	26年度		27年度			
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合	対25年増		対26年増			達成
	基準値	実績値				
	25年	23年	24年	25年	26年	27年
就労支援実施人員の割合（％）	10.3	10.9	10.3	10.3	12.2	14.5
就労支援実施人員（人）	2,721	3,128	2,829	2,721	3,005	3,413
刑事施設出所者数（人）	26,535	28,583	27,485	26,535	24,684	23,566

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	26年度		27年度			
3 少年院における就労支援実施人員の割合	対25年増		対26年増			達成
	基準値	実績値				
	25年	23年	24年	25年	26年	27年
就労支援実施人員の割合（％）	18.3	15.4	16.6	18.3	19.0	20.8
就労支援実施人員（人）	724	614	638	724	689	683
少年院出院者数（人）	3,948	3,986	3,845	3,948	3,630	3,286
参考指標	実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	70.8	70.5	73.6	74.9	81.4	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標 1, 2 及び 3 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 2 及び 3 について, 目標を達成することができた。測定指標 1 については, 資格免許等の取得者率が若干低下したが, 他の目標については達成することができた。</p>
	施策の分析	
	<p>(達成手段の有効性, 効率性等)</p> <p>刑事施設における職業訓練については, 出所後の就労は再犯率の改善に大きく寄与することに鑑み, 社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入やその拡充を進めているところ, 資格免許等の取得者率の実績は0.6ポイント低下したものの, 職業訓練受講者数, 同受講率及び同修了者数といった他の目標については軒並み向上しており, 受刑者に対して必要な職業訓練受講の機会の拡充が認められる。</p> <p>また, 刑事施設における就労支援については, 出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し, 就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ, 就職意欲の向上を図るとともに, 具体的な求職活動の指導を行っているところ, 刑事施設における就労支援実施人員の割合は14.5パーセントとなっており, 一定の効果を上げていると認められる。</p> <p>さらに, 少年院における就労支援については, 原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定, ひいては再犯・再非行防止のために取り組んでおり, 個別的な必要に応じて, 職業相談, 職業紹介や求人情報の提供を行い, 有効かつ効率的に実施されている。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	
<p>【施策】</p> <p>被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう, 現在の目標を維持し, 引き続き就労支援等の拡充等を図っていく。</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>職業訓練受講率は上昇しており, 今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより, 受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>再入所者に占める無職者の割合は高い割合で推移しており, 就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは, 再犯防止のために重要であることから, 引き続き刑事施設における就労支援事業の拡大を図っていく。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>出院者に占める就労支援実施人員の割合は増加しており, 今後も, 少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成28年7月1日</p> <p>2 実施方法 会議</p>	

	3 意見及び反映内容の概要 なし
--	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」※平成27年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※平成27年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>各矯正施設間における医薬品等の共同調達を推進し、矯正施設の医療費の抑制を図った。また、収容見込人員について精査を行い、被収容者生活関連経費の削減を図った。さらに、就業見込人員について精査を行い、被収容者作業報奨金に係る経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課	政策評価実施時期	平成28年 8月
-------	--------------------	----------	----------

- *1 「矯正施設」
刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- *2 「刑事施設」
刑務所, 少年刑務所及び拘置所の総称
- *3 「子ども・若者ビジョン」第3-2(1)③(非行少年に対する就労支援等)
少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。
- *4 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2)就労の確保
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。
また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。
- *5 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進
刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間

団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

- *6 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定 Ⅲ 再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

- *7 P F I 手法(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiative の略。)を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

別紙

○ 職業訓練受講者数の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27
職業訓練受講者数	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770

○ 職業訓練受講率の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27
職業訓練受講者数	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770
受 刑 者 数	67,144	64,570	62,137	59,076	55,750	53,687	51,858
受 講 率	4.10%	4.10%	5.00%	5.50%	6.70%	7.40%	9.20%

※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100(%)

○ 職業訓練修了者数の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27
職業訓練修了者数	2,343	2,248	2,647	2,883	3,267	3,529	4,204

○ 資格・免許等取得状況の推移

(単位：人)

年度	資格等	危険物 取扱者	溶接 技能者	ボイラー 技師	自動車 整備士	理容師	その他	合計	取得者率
		21	受 験 者	1,106	479	321	88	38	
	合 格 者	885	414	273	83	37	2,691	4,383	
22	受 験 者	1,026	363	298	73	36	3,462	5,258	87.4%
	合 格 者	802	337	251	71	36	3,096	4,593	
23	受 験 者	1,132	344	307	78	39	3,765	5,665	88.4%
	合 格 者	914	319	252	77	39	3,405	5,006	
24	受 験 者	1,200	375	339	73	40	3,920	5,947	87.1%
	合 格 者	933	316	288	72	39	3,529	5,177	
25	受 験 者	1,281	425	306	59	32	4,435	6,538	88.2%
	合 格 者	1,025	374	262	55	27	4,021	5,764	
26	受 験 者	1,083	427	321	79	37	4,860	6,807	89.1%
	合 格 者	850	379	286	79	35	4,434	6,063	
27	受 験 者	980	502	301	86	25	5,514	7,408	88.5%
	合 格 者	749	426	256	84	25	5,016	6,556	

※資格・免許等の取得者率＝資格・免許取得者数／資格・免許取得者試験受験者数×100(%)

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27- (8))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1))					
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,092,976	2,238,278	2,169,613	2,076,942
		補正予算(b)	0	97,105	123,476	—
		繰越し等(c)	0	△91,649	38,783	
		合計(a+b+c)	2,092,976	2,243,734	2,331,872	
執行額(千円)	2,086,792	2,234,808	2,322,674			
施策に係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○サイバーセキュリティ2015（平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*12} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*13} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*14} ○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*15} ○第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）^{*16} 					

測定指標	平成27年度目標	達成
------	----------	----

1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成
-------------------	--	----

施策の進捗状況（実績）

別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
立入検査の実施回数等	実施回数（回）	16	17	20	21	25
	施設数	61	47	27	56	33
	動員数（人）	940	677	554	808	555

測定指標	平成27年度目標値					達成
	基準値	実績値				
	一年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（平均所要日数）	22.1日より短縮					おおむね達成
請求を行った関係地方公共団体数	—	18	18	17	21	17
提供回数（回）	—	50	54	41	55	44
平均所要日数（日）	—	21.0	20.9	23.2	25.4	26.7

測定指標	平成27年度目標					達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					達成

施策の進捗状況（実績）

別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		実績値				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ホームページのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	フロントページへのアクセス件数	—	170,139	241,486	402,213	346,365
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	—	—	—	2,873,829	2,716,924

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>指標2の平均所要日数については26.7日となり、目標値とした22.1日に及ばなかった。しかしながら、おおむね目標に近い実績を示していることから、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	<p>【測定指標1】</p> <p>平成27年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計25回、延べ33施設、公安調査官延べ555人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持等)を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成19年度の平均所要日数は56.1日、平成20年度は38.8日、平成21年度は30.1日となっているところ、これら過去の平均所要日数と、平成27年度の目標値算定の根拠とした平成22年度から平成26年度までの各平均所要日数を比較すると、平均所要日数は大幅に短縮されており(平成19年度と平成22年度を比較した場合は36日短縮)、これら大幅に短縮された平均所要日数の平均値として算出した平成27年度の目標値は、極めて高い目標値であるといえる。さらに、提供情報の取りまとめに要する日数は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを勘案すると、平成27年度の目標値22.1日と実績値26.7日の開差である4.6日は、実態として許容せざるを得ないものといえ、目標をおおむね達成できたと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p>

平成27年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*17}、「内外情勢の回顧と展望」^{*18}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*19}や新規コンテンツ「世界のテロ等発生状況」^{*20}等を掲載することでホームページの内容を充実させている。なお、平成27年度のフロントページのアクセス件数は346,365件で、平成26年度の402,213件よりも減少しているが、これについては、平成26年度はシリアにおける邦人殺害テロ事件の発生などにより、当庁業務に対する関心がより高まったとみられる特殊要因の影響があったと考えられる。この点に関し、平成27年度行政事業レビューシートにおける事業の妥当性を検証するための代替目標では、「ホームページアクセス件数を過去3か年実績件数の平均以上とする」とし、特定年度に生じた特殊要因の影響を分散できる目標を設定しており、平成27年度は目標値とした271,279件を達成している。

以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1, 2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかななければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。

【測定指標 3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる

問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成28年7月1日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>語学委託研修の実施回数や複写機保守料等の数量及び単価について見直しを行うとともに、旅費実施計画等の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。</p> <p>また、IT技術講座受講を廃止するとともに、調査用機材及び自動車借上の数量や旅費単価の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。</p> <p>さらに、サーバの更新計画の延伸により借料の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「教団の活動状況」
「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」
過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」
（任務）
第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並び

に無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であつて、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-（2）-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）-② 日本版NCF TA^{*21}の創設

・Ⅲ－２　G8サミット，オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが，2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また，各地で多様な形態のテロが発生しているほか，国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など，水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため，以下の施策等を着実に推進する。

- (1)－②　2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2)－①　原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3)－①　空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3)－④　海上警備・沿岸警備の強化
- (5)－①　情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5)－②　在外公館における警察アタッシュ^{*22}，防衛駐在官等の体制強化
- (5)－③　テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5)－⑤　カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5)－⑥　極左暴力集団，右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
- (6)－①　国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6)－③　在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化，情報共有体制の整備
- (7)－①　大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8)－①　拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8)－②　北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ－７　「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには，治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備，制度の改善等，多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため，以下の施策等を着実に推進する。

- (1)－②　治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1)－③　生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1)－⑥　現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1)－⑦　女性の視点を一層反映した組織運営
- (1)－⑬　大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「サイバーセキュリティ2015（平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

3. 1. 我が国の安全の確保

- (1)　対処機関の能力強化
 - (イ)　警察庁及び法務省において，サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

3. 2. 国際社会の平和・安定

- (3)　サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策
 - (イ)　警察庁及び法務省において，国際テロ組織等によるサイバー攻撃への対策を強化するため，サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し，人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により，攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

3. 3. 世界各国との協力・連携

- (オ)　警察庁及び法務省において，サイバー攻撃対策を推進するため，諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて，攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*13 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・シリアにおける邦人殺害テロ事件，チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように，テロ情勢は非常に厳しい状況にあり，今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったとい

っても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*14 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*15 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

・また、我が国では、(中略)、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

・政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*16 「第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）」

・先般、北朝鮮が核実験を強行したことは、断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり、国際社会と連携して、断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫きながら、拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。

- ・国民の命と平和な暮らしを守り抜くという政府の最も重い責任を、しっかりと果たしてまいります。
- ・国際社会と共にテロとの闘いを進めます。水際対策の強化など国内のテロ対策、危機管理を強化し、安全の確保に万全を期してまいります。

*17 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html) を参照。

*18 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*19 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/>) を参照

*20 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>) を参照。

*21 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I，民間企業，学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析，海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*22 「アタッシェ」

各府省等から派遣され，在外公館に勤務する職員

〔測定指標 1〕 教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成27年5月、8月、11月、平成28年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴するとともに、平成27年度中に教団施設に対する立入検査を合計25回、延べ33施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・ 平成27年12月31日現在、国内に出家信徒約300人、在家信徒約1,350人、ロシア連邦内に信徒約160人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約10か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・ 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのであることなどが明らかとなっている。

〔測定指標 3〕 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、普天間基地移設や慰安婦問題、反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 平成27年5月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 官民でテロ等危険情報の共有を強化するため、民間企業や経済団体等に対して講演を実施するとともに、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」、「立入検査の実施結果について」、及び「国際テロリズム要覧」(Web版)等のほか、平成27年6月に、新規コンテンツ「世界のテロ等発生状況」を掲載するなど、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、そ

の結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-9)

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2))					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,791,165	1,834,091	1,955,521	1,921,948
		補正予算(b)	△70,772	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,720,393	1,834,091	1,955,521	
執行額(千円)	1,696,280	1,791,629	1,904,401			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) Ⅲ-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 ³					

測定指標	平成27年目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法⁴及び国籍法施行規則⁵の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。

なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

参考指標	実績値				
	23年	24年	25年	26年	27年

1 帰化許可申請者数（人）	11,008	9,940	10,119	11,337	12,442
2 帰化許可者数（人）	10,359	10,622	8,646	9,277	9,469
3 帰化不許可者数（人）	279	457	332	509	603
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,207	1,137	1,030	1,131	1,089

測定指標	平成27年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*6} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,021件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	23年	24年	25年	26年	27年
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,011	2,677	2,449	2,327	2,021
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数（日）	604	597	617	588	605
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	9,856	10,119	10,194	9,959	9,643
4 現地指導実施回数 ^{*8} （回）	1,828	1,819	1,824	1,840	1,796
5 現地指導実施率 ^{*9} （％）	97	96	96	97	95

測定指標	平成27年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*10} （％）の向上 （大量供託事件 ^{*11} を除外）	平成26年度利用率以上					達成
	基準値	実績値				
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

	17.3	8.9	12.3	17.9	17.3	17.7
参考指標	実績値					
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	61,387	70,560	96,068	89,805	91,343	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると 考えている。 測定指標については, 全て目標を達成することができたことから, 本施策は「目 標達成」と判断した。
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には, 調査を尽くした上で, 許可・不許可の判断を行い, 適正かつ厳格な処理を行った。</p> <p>なお, 平成27年において, 帰化許可者数及び帰化不許可者数が増加しているのは, 主として平成26年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。</p> <p>国籍取得届の審査についても, 虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり, 慎重に行ったほか, 適正かつ厳格な事務処理に資するため, 法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し, 国籍事務に係る問題点等を協議した。また, 本省及び(地方)法務局における研修の実施や外国法令の情報共有等, 事務処理に必要な知識の伝達により事務担当者の能力の向上を図った。さらに, 警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら, 適正かつ円滑に審査した。</p> <p>以上から, 目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は, 平成27年度は, 2,021件であり, 前年度と比較すると306件減少した。このうち, 渉外事件^{*12}に係るものは, 914件(前年度は1,060件)である。</p> <p>平成27年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は, 前年度から減少しているものの, 複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては, 国際的な人的交流が活発化したことに伴い, 複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p> <p>市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については, 平成27年度における延べ受講者数が9,643人と前年度より316人減少しているが, 延べ実施日数が605日と前年度より17日増加しており, より多くの市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得の機会を設けたといえる。</p> <p>また, 市区町村に対する現地指導は, 市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものとするため, 法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場</p>	

へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものであり、現地指導実施率は高いものとなっている。
以上から、目標は達成することができたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1・2 関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。そうした中で、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定している帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査を実施するとともに、国籍取得の届出をする者が虚偽の認知届により不正に日本国籍を取得しようとする者ではないかについて、より慎重に調査を実施し、国籍事務を適正かつ厳格に処理するためには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査等国籍事務の処理に当たる職員に、その職務の遂行に必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが欠かせない。以上のことから、会同、事務担当者打合せ会、研修の実施や情報共有等の取組は、国籍事務の適正・厳格な処理を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標 3 関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、各種システムの消耗品費、機器借料及び運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行うことにより、約1,800万円節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行

に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成28年7月1日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>雑役務費について、諸外国の身分関係法制調査研究委託等の事業計画の見直しにより経費の縮減を図った。</p> <p>また、戸籍副本管理システム運用サポート経費について、執行実績を反映し、戸籍副本管理システム機器等の借料について、再リースすることなどにより経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、供託金利子について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費の節減を図った。</p>
----	---

担当部局名	民事局民事第一課， 商事課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端 I T 国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「改正された国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足る書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件、平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件、平成27年度において、著作権法に基づく大量供託が43,169件あった。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(10))

施策名	人権の擁護 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1))					
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,195,780	3,295,909	3,293,684	3,260,812
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,195,780	3,295,909	3,293,684	
執行額(千円)	3,178,706	3,277,731	3,245,822			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更) ^{*1}					

測定指標	平成27年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもら参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室^{*2}、人権の花運動^{*3}、全国中学生人権作文コンテスト^{*4}、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。</p>		
参考指標	実績値	

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 人権教室の実施状況	実施回数 (回)	13,123	15,863	16,163	19,871	20,946
	参加者数 (人)	506,802	630,879	650,493	796,748	856,935
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,661	3,844	3,845	3,816	3,669
	参加者数 (人)	513,878	518,530	526,129	483,788	470,540
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,682	6,819	6,930	7,083	7,584
	応募者数 (人)	893,258	937,287	941,146	953,211	973,865
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	29	35	41	40	42
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	1,100	920	480 ※1	800	700
6 人権シンポジウム ^{*5} の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスバル ^{*6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	544	964	636	615	914
7 新聞掲載回数		5,478	5,698	6,032	5,840	5,135
8 テレビ・ラジオ放送回数		101,813	23,823 ※2	30,221	19,754	20,277
9 ポスター配布枚数		221,875	189,152	340,412	230,066	255,970

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成27年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局等における常設人権相談所のほか、デ	達成

	<p>パートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>
--	---

施策の進捗状況（実績）

法務局，デパート，公民館等における面談・電話による人権相談，専用相談電話（子どもの人権110番^{*7}，女性の人権ホットライン^{*8}）による人権相談，インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに，全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター^{*9}」を配布し，相談に応じたほか，社会的弱者である子ども，女性，高齢者，障害者に対しては，別途，人権相談強化週間を設け，手厚く対応を行った。

また，学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について，人権侵犯事件として調査を行い，適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	23年	24年	25年	26年	27年
1 人権相談件数（全体）（件）	266,665	266,489	256,447	253,414	236,403
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	25,914	28,384	28,847	25,711	25,195
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	22,008	21,720	21,119	21,033	21,123
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通）	22,329	20,144	18,272	17,626	16,710
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	513	606	671	584	605
6 インターネットによる相談件数（件）	5,500	7,384	8,776	— ※3	— ※3
7 人権侵犯事件の対応件数（件）	22,072	22,694	22,172	21,718	21,044

（※3） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し，平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため，比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

目標達成度合い の測定結果	（各行政機関共通区分）目標達成 ----- （判断根拠）
------------------	------------------------------------

評価結果	<p>測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 1, 2 は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成27年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標 1, 2 及び3のとおり、人権教室に85万6,935名、人権の花運動に47万540名、全国中学生人権作文コンテストに97万3,865名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「障害のある人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。</p> <p>また、発信型の啓発活動として、ハンセン病に対する偏見や差別の歴史について関係者の貴重な証言と資料映像を記録した人権啓発教材の作成（別紙3参照）、国際人権を題材とした人権啓発ビデオの作成（別紙4参照）、タレントの麻尋えりか氏を起用した映像コンテンツを作成し、動画共有サイトにおける配信等を行った。</p> <p>このほか、各種人権課題に対する理解を深めるための人権教室等での活用を念頭に置き、人権啓発ワークショップ事例集、障害のある人の人権に関する啓発用冊子（別紙5, 6参照）及びインターネットと人権に関する啓発用冊子（別紙7参照）を作成した。さらに、全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳作文集を作成するなど（別紙8参照）、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。</p> <p>加えて、特に重要な人権課題への取組として、いわゆる「ヘイトスピーチ」に焦点を当てた啓発活動として、インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信等を行ったほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向けて、「外国人の人権」や「多文化共生」等をテーマとした「外国人の人権ポスターキャッチコピーコンテスト」を実施し、最優秀作品を用いたポスターを作成及び配布した。</p> <p>以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>平成27年においては、参考指標 1 及び7のとおり、23万6,403件（対前年比で1万7,011件（6.7パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵犯の疑いのある事案2万999件（対前年比で719件（3.3パーセント）減少）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵犯事件の対応件数及び救済措置を講じた具体的な事例は、別紙9のとおりである。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、依然として高い水準で推移している。また、平成26年は人権侵犯事件として新規に調査を開始した件数（2万718件）と処理した件数が同数であったが、平成27年は処理した件数（2万1,044件）が新規に調査を開始した件数を上回っていることから、調査を開始した事件を、より迅速に処理したことがうかがえる。</p> <p>以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標 1 関係】</p> <p>達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動（人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞、テレビ・ラジオ、ポスター）を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成26年度を上回</p>

る又は同水準の参加者数、実施回数となった。

啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取上げたことに加え、いわゆる「ヘイトスピーチ」や「多文化共生」等の外国人の人権に関する啓発活動を行い、国民の関心・周知の必要性に応じた啓発活動を実施した。

さらに、行政事業レビューにおける点検結果を踏まえ、より効率的な事業となるよう契約方法等の見直しを行って経費の節減に努めたほか、人権啓発活動の効果検証の在り方については、より効果的・効率的なものとなるよう見直しを行ったところであり、引き続き効果検証結果の分析により、事業計画の改善に向けて検討を続けているところである。

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効・効率的に寄与したものとする。

【測定指標 2 関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵犯事件が1,736件（対前年比で21.5パーセント増加）、労働権に関する人権侵犯事件が2,488件（対前年比で10.8パーセント増加）、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が3,883件（対前年比で3.2パーセント増加）と、それぞれ前年から増加している。

平成27年の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵犯事件に関する人権侵犯事件の件数が昨年に引き続き過去最高となっており、10年前である平成17年の件数（272件）と比較すると6.4倍の増加である（別紙10参照）。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を講じるという目標達成に有効に寄与したものとする。

また、人権相談においても、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の縮減を図った。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくことと

する。

【測定指標 1, 2】

今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none">1 実施時期 平成28年7月1日2 実施方法 会議3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none">・「平成27年度人権啓発活動実施報告書」 (人権擁護局人権啓発課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成27年4月1日～平成28年3月31日)・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度～平成27年度の各年度で作成, 対象期間: 平成22年4月1日～平成28年3月31日)・「第31～35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度～平成27年度の各年度で作成, 対象期間: 平成22年4月1日～平成28年3月31日)・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日)・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日)・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日)・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日)・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日)・「女性に対する人権侵害事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日)・「子どもに対する人権侵害事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日)
---------------------------	---

	<p>年12月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者に対する人権侵害事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵害事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「インターネット上における人権侵害事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)(内閣府)
--	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位当たりコスト上昇及び不用額発生の原因となった外国語人権相談ダイヤル関係経費につき、実施手法を見直して経費の削減を図った。 ・人権擁護委員組織体端末整備経費(ネットワーク用パソコン借料)にかかる執行実績を踏まえた見直し等を行い、経費の削減を図った。 ・人権啓発活動の実施に当たっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよう事業の見直しを行った。また、人権意識自己診断実施経費については、実施内容の見直しを行うことにより、実施規模の縮減を行い、経費の削減を図った。 ・社会情勢等を踏まえ、震災関係シンポジウムの実施回数及び人権状況調査にかかる対象テーマ・対象人数の見直しを行い、経費の削減を図った。 ・地方公共団体に対し、人権啓発活動の効果検証の実施方法につき改めて指導するとともに、事業の見直し結果を次年度計画に反映させるよう指示した。なお、外国人の人権状況実態調査経費については、その必要性に鑑み、廃止することとした。
----	--

担当部局名	人権擁護局総務課, 調査救済課, 人権啓発課	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	------------------------	----------	---------

- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定, 平成23年4月1日一部変更)」
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動(別紙1参照)
- *5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動（別紙2参照）

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

全国中学生人権作文コンテスト



全国中学生人権作文コンテスト

法務省と全国人権擁護委員連合会では、次代を担う中学生の皆さんが、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

35回目を迎える平成27年度は、7,584校の中学校(特別支援学校を含む。)から、973,865名という過去最高の応募がありました。このうち「子どもに関する問題」をテーマとする作文が応募総数全体の40.8%(397,585編)、中でも「いじめ」に関する作文が30.3%(294,956編)と最も多くなっており、中学生の皆さんにとって「いじめ」が極めて身近で重大な人権問題として認識され、深刻な状況にあることがうかがえます。



表彰式風景(平成27年度)

■過去5年間に於ける全国中学生人権作文コンテストの実施状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
応募校数	6,682	6,819	6,930	7,083	7,584
応募者数	893,250	937,287	941,146	953,211	973,865

過去5年間に於ける全国中学生人権作文コンテストの実施状況

[第35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について\(報道発表資料\)](#)

[第35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式\(平成27年12月25日\(金\)\)の様子はこちら](#)

[全国中学生人権作文コンテスト優秀作品を題材にした新たなコンテンツの発信等について\(報道発表資料\)](#)

第36回全国中学生人権作文コンテストを実施します

36回目となる平成28年度の人権作文コンテストを実施します。今回もたくさんの中学生からのご応募をお待ちしています。詳しくはこちらをご覧ください。

入賞作品を活用した人権啓発資料

入賞作文集や、入賞作品を題材にしたコンテンツを掲載しています。コンテストの応募作品は、いずれも中学生らしい感性に富み、純粋な感覚で人権問題をとらえたものばかりです。あなたも、作文集やコンテンツを通じて、作品に触れてみて下さい。

俳優の濱田龍臣さん・AKB48の大和田南那さんによる入賞作品の朗読ビデオが完成しました

俳優の濱田龍臣さん・AKB48の大和田南那さんに朗読をお願いした、入賞作品の朗読ビデオ「未来を拓く5つの扉～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～」が完成しました。

政策・施策メニュー

トピックス

刑事政策

国民の基本的な権利の実現

登記

[商業登記に基づく電子認証制度](#)

戸籍

国籍

供託

電子公告

公証制度

[人権擁護\(人権相談、調査救済、人権啓発等\)](#)

[法律サービス関連](#)

[日本司法支援センター](#)

出入国管理

[国を当事者とする訴訟などの統一的一元的処理](#)

[その他の政策・施策](#)

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[法務省の概要](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[省議・審議会等](#)

[白書・統計・研究](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

- 未来を拓く5つの扉 ～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～
入賞作品の中から5作品を、お二人による朗読に、アニメーションやイラストを組み合わせ合わせて映像化したものです。
朗読のほか、本コンテスト中央大会審査委員長で作家の落合恵子先生からのメッセージも収録されています。
以下からご覧いただけます。
1. [本当の国際化とは](#)
 2. [電車内に咲いた、笑顔の花](#)
 3. [「立ち止まる」](#)
 4. [NO!と言える強い心をもつ～ハンセン病問題から学んだこと～](#)
 5. [「絆」](#)
 6. [落合恵子先生からのメッセージ](#)



(その他の入賞作品を原作とした人権啓発ビデオ)

- わたしたちの声 3人の物語 ～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～

入賞作品の中から3作品を原案として、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をドラマ化した人権啓発ビデオです。

以下からご覧いただけます。

1. [いじめをなくすために、今](#)
2. [温かさを分け合って](#)
3. [リスペクト アザース](#)

※ 各動画のリンク先のサイトは、グーグル株式会社が運営する動画配信サイト(YouTube)です。

入賞作文集

以下のとおり入賞作文を掲載しています。

※入賞作文の広報誌等への転載については、「入賞作文集の作品の転載について」をご覧ください。

[第35回\(平成27年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第34回\(平成26年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第33回\(平成25年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第32回\(平成24年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第31回\(平成23年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第30回\(平成22年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

優秀作品を英訳して世界に発信しています

第34回大会(平成26年度)及び第35回大会(平成27年度)の優秀作品について、英語に翻訳の上、コンテストの紹介文とともに、法務省ホームページ(英語版)へ掲載しています。

[The National Human Rights Essay Contest for Junior High School Students\(法務省ホームページ\(英語版\)へ\)](#)

人権啓発ビデオを使用した人権教室・人権啓発ビデオの貸出しについて

- 人権教室について

法務局・地方法務局では、人権啓発ビデオ等を使用した人権教室(※)の依頼を随時受け付けています。

[詳しくはこちら](#)をご覧ください。

※人権教室 人権擁護委員が中心となって、総合的な学習の時間等を利用して、いじめ等について考える機会を作ることによって、思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的として実施している啓発活動

- 人権啓発ビデオの貸出しについて

法務局・地方法務局や(公財)人権教育啓発推進センターの人権ライブラリーでは、人権啓発ビデオの貸出しを行っています。

また、人権啓発ビデオは、[YouTube法務省チャンネル](#)でもご覧いただけます。

[詳しくはこちら](#)をご覧ください。

入賞作文集の作品の転載について

1. 上記作文集の作品を、広報誌等の無償の印刷物に掲載した場合は、転載報告書※1に、作品を掲載した印刷物(写しでも可)1部を添付の上、法務省人権擁護局人権啓発課宛てに速やかに送付願います(作品の単なるコピープリントである場合は、送付不要)。

なお、転載の条件として、作品の字句を修正することなく原文のとおり全文を掲載するとともに、主催者名を「法務省人権擁護局・全国人権擁護委員会主催」とし、「第〇〇回全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作品である旨を明記してください。

2. 上記作文集の作品を、有償の印刷物として出版することは、原則として認めません。

なお、有償の印刷物(例えば、道徳の副読本等)への転載については、認める場合がありますので、法務省人権擁護局人権啓発課(法務省代表:03-3580-4111)まで事前に御連絡ください※2。

3. その他、本ページに掲載していない作品の印刷物への転載や使用、インターネット上への掲載等については、法務省人権擁護局人権啓発課又は最寄りの法務局・地方法務局まで御連絡ください。

[※1 転載報告書の様式例](#) [WORD:29KB]

[※2 転載申請書の様式例](#) [WORD:29KB]

Word形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Word Viewerが必要です。
Microsoft Office Word Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。
[Microsoft Office Word Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話:03-3580-4111(代表)

法人番号1000012030001

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#) [政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

参加
無料

人権シンポジウム in 北九州

震災と女性

女性の人権に配慮した防災・復興の形とは

東日本大震災発生直後、避難所によっては、管理者が男性ばかりで女性の意見が反映されない、炊事などを女性にばかり押し付ける、暴力の危険にさらされるなど女性の人権が配慮されない環境であったといわれています。復興期においても、災害ストレスに起因するDV被害に遭う女性、社会参加を阻害され、復興に取り残されている女性がいます。東日本大震災を教訓とし、これら女性の人権に関わる問題にどう対応していくのかを考えます。

手話通訳・パソコン要約筆記あり

日時

2015年 **9月12日** (土)
13:30~16:30 (開場12:30)

会場

北九州国際会議場・メインホール
福岡県北九州市
小倉北区浅野3-9-30

<http://www.convention-a.jp/>
【アクセス】JR小倉駅より徒歩5分

定員

200名 (事前申込制 / 先着順)



コンサート / ライブ



和製スティーヴィー・ワンダー
木下航志

よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属
お笑い芸人 蓮華

シンポジウム

パネリスト

特定非営利活動法人 ウィメンズアイ 代表理事 **石本 めぐみ氏**
岩切の女性たちによる 防災宣言をつくる会 **緑上 浩子氏**
特定非営利活動法人抱撲 就労・自立支援事業部、ソーシャルビジネス事業部担当常務 **山田 耕司氏**

コーディネーター

立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 教授 **萩原 なつ子氏**

資料展示

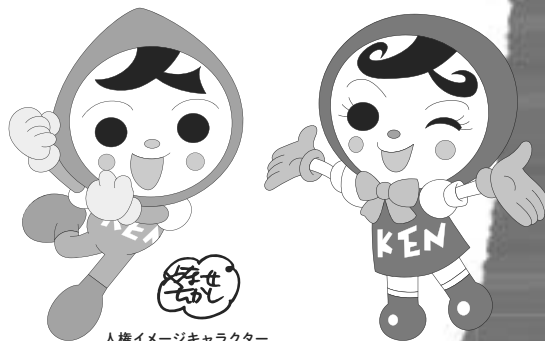
- ・人権啓発資料、パネル等の展示(予定)
- ・震災に関連する資料、パネル等の展示(予定)

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人人権教育啓発推進センター
「人権シンポジウム in 北九州」事務局

TEL **03-5777-1802**
FAX **03-5777-1803**
Eメール **event2015@jinken.or.jp**
ホームページ **http://www.jinken.or.jp/**

QRコードから
簡単応募



主催：法務省 / 全国人権擁護委員連合会 / 福岡法務局 / 福岡県人権擁護委員連合会 / 公益財団法人人権教育啓発推進センター
後援：福岡県 / 北九州市 / 福岡県市長会 / 福岡県町村会 / 西日本新聞社 / 読売新聞社 / 朝日新聞社 / 毎日新聞社 / 産経新聞社 / 日本経済新聞社西部支社 / 有明新聞 / (株)時事通信社 / 一般社団法人 共同通信社 / NHK北九州放送局 / RKB毎日放送 / 九州朝日放送 / 福岡放送 / TVQ九州放送 / テレビ西日本 / AIR STATION HIBIKI株式会社 / FM KITAQ / FM FUKUOKA / ドリームスエフエム放送株式会社 / クロスエフエム / ラブエフエム国際放送(株) / 東九州コミュニティー放送株式会社 (順不同)

人権シンポジウム in 北九州

〈参加申し込み方法〉

①企業(団体)名・所属 ②お名前 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤Eメールアドレス
⑥住所(所在地) ⑦人権センターからの情報提供の可否を明記の上、
以下のいずれかで「人権シンポジウム in 北九州」事務局にお申し込みください。

郵便

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
「人権シンポジウム in 北九州」事務局

ケータイやスマホからの
申し込みはこちらから

FAX

03-5777-1803

下のFAX送信用申込用紙に必要事項を
ご記入の上、お申し込みください。

Eメール

event2015@jinken.or.jp

「人権シンポジウム in 北九州申込」と
ご記入の上、お申し込みください。

QR
コード



※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

[事前申込締切日] 2015(平成27)年**9月11日(金)16:00まで** ※空席がある場合は、当日の入場も可能です。
[入場券について] 参加申し込み受付後、2週間以内に、入場券をFAXまたはEメール等で送付いたします。
シンポジウムの当日は入場券をお持ちの上、受付にてご提出ください。

FAX送信用申込用紙

FAX:03-5777-1803

参加希望
イベント

2015(平成27)年**9月12日(土)** 人権シンポジウム in 北九州 **震災と女性**

企業(団体)名・
所属

お名前

※参加を希望される方が複数の場合は、全員のお名前を記入してください。

ご連絡先

TEL

FAX

Eメール

ご住所
(所在地)

〒 -

情報提供不要

人権センターでは、人権に関する各種資料、講演会やシンポジウム、セミナー等の各種情報を
Eメールにて提供しています。ご不要の場合のみ、左の□にチェックをお願いいたします。

東京・郡山でも開催します

2015.
12/4

人権シンポジウム in 東京 テーマ:「障がい者と人権」
会場:よみうり大手町ホール(東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社)

2016.
1/16

人権シンポジウム in 郡山 テーマ:「震災と人権」
郡山市民文化センター・中ホール(福島県郡山市堤下町1-2)

これまでに実施した「人権シンポジウム」の様子は、YouTubeで視聴可能です。YouTube「人権チャンネル」<http://www.youtube.com/jinkenchannel>

公益財団法人 人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム in 北九州」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 Eメール event2015@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp/>

人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954 ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>

一緒に考えてみませんか？

参加
無料

人権シンポジウム in 東京

真のユニバーサル社会を目指して

～ 障害のある人と人権 ～

平成32年(2020年)に東京五輪・パラリンピックが開催されることをきっかけに、今、障害者スポーツが注目されつつあります。また、平成25年4月から、障害のある人の法定雇用率が引き上げられたことで、企業における意識も変わってきました。このシンポジウムでは、全ての人々が安心して暮らし、その持てる能力を最大限に発揮することができる真のユニバーサル社会の実現に向けて、私たちが取り組まなければならない課題について考えます。

手話通訳・パソコン要約筆記あり

日時

2015年 **12月4日** (金)
18:30～20:30(開場 17:30)

会場

よみうり大手町ホール
東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社
<http://yomi.otemachi-hall.com/>
【アクセス】東京メトロ千代田線・丸ノ内線・東西線・半蔵門線・都営地下鉄三田線「大手町駅」C3出口直結

定員

250名(事前申込制/先着順)



シンポジウム

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長、シドニー
パラリンピック男子車椅子バスケットボール日本代表キャプテン **根木 慎志**

作家、詩の道化師 **ドリアン助川**

株式会社さきものブレイン副社長・障害者雇用担当 **岡元 眞弓**

(進行)
法務省特別顧問、公益財団法人人権教育啓発
推進センター理事長 **横田 洋三**

コンサート



資料展示

人権啓発資料、
パネル等の展示
(予定)

和製スティーヴィー・ワンダー
木下 航志

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人人権教育啓発推進センター
「人権シンポジウム」事務局

TEL **03-5777-1802**

FAX **03-5777-1803**

Eメール **event2015@jinken.or.jp**

ホームページ **http://www.jinken.or.jp/**

QRコードから
簡単応募



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

主催：法務省/全国人権擁護委員連合会/東京法務局/東京都人権擁護委員連合会/公益財団法人人権教育啓発推進センター
後援：東京都/特別区長会/東京都市長会/東京都町村会/朝日新聞社/読売新聞社/毎日新聞社/産経新聞社/日本経済新聞社/
東京新聞/共同通信社/時事通信社/NHK/フジテレビジョン/テレビ東京/ニッポン放送/TOKYO FM/J-WAVE/interFM (順不同)

やむを得ずシンポジウムの内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

人権シンポジウム in 東京

〈参加申し込み方法〉

①企業(団体)名・所属 ②お名前 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤Eメールアドレス
⑥住所(所在地) ⑦人権センターからの情報提供の可否を明記の上、
以下のいずれかで「人権シンポジウム」事務局にお申し込みください。

郵便

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
「人権シンポジウム」事務局

ケータイやスマホからの
申し込みはこちらから

FAX

03-5777-1803

下のFAX送信用申込用紙に必要事項を
ご記入の上、お申し込みください。

Eメール

event2015@jinken.or.jp

「人権シンポジウム in 東京申込」と
ご記入の上、お申し込みください。

QR
コード



※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

[事前申込締切日] 2015(平成27)年 **12月4日(金) 12:00まで** ※空席がある場合は、当日の入場も可能です。
[入場券について] 参加申し込み受付後、入場券をFAXまたはEメール等で送付いたします。
シンポジウムの当日は入場券をお持ちの上、受付にてご提出ください。

FAX送信用申込用紙

FAX:03-5777-1803

参加希望
イベント

2015(平成27)年

12月4日(金)

人権シンポジウム in 東京

真のユニバーサル社会を目指して ~障害のある人と人権~

企業(団体)名・
所属

お名前

※参加を希望される方が複数の場合は、全員のお名前を記入してください。

ご連絡先

TEL

FAX

Eメール

ご住所
(所在地)

〒 -

情報提供

人権センターでは、人権に関する各種資料、講演会やシンポジウム、セミナー等の各種情報を
Eメールにて提供しています。必要な方は、左の□にチェックをお願いいたします。

郡山でも開催します

2016. 1/16

人権シンポジウム in 郡山 テーマ:「震災と人権」

郡山市民文化センター・中ホール(福島県郡山市堤下町1-2)

これまでに実施した「人権シンポジウム」の様子は、YouTubeで視聴可能です。YouTube「人権チャンネル」<http://www.youtube.com/jinkenchannel>

公益財団法人 人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 Eメール event2015@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp/>

人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954 ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>

一緒に考えてみませんか？

参加
無料

人権シンポジウム in 郡山

子どもの権利に配慮した 復興を目指して

東日本大震災で深刻な被害を受けた福島の子供たちは、今、どのような生活を送り、どのような問題を抱えているのでしょうか。このシンポジウムでは、被災した子供たちを支援している方々に登壇いただき、その現状を報告してもらうとともに、復興を進めるに当たり配慮すべき子供の権利について考えます。

手話通訳・パソコン要約筆記あり

日時

2016年 **1月16日** (土)
13:30~16:30 (開場12:30)

会場

郡山市民文化センター・
中ホール 福島県郡山市堤下町1-2

<http://www.bunka-manabi.or.jp/kc-center/>
【アクセス】JR郡山駅より徒歩約20分、タクシー約5分

定員

250名 (事前申込制/先着順)



シンポジウム

NPO法人郡山ベップ子育てネットワーク理事長
医療法人仁寿会 菊池医院 院長

菊池 信太郎

福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター
こども・若者支援部門 特任助教

今泉 理絵

NPO法人
臨床心理オフィスBeサポート理事
(コーディネーター)

三須 友恵

NPO法人
多文化共生センター大阪代表理事

田村 太郎

ライブ



詩人、国語教師
和合 亮一



作/編曲家、ピアニスト
谷川 賢作

資料展示

平成27年度人権啓発資料法務大臣表彰受賞作品、人権啓発パネル(平成24年度制作)、
石巻の子供たちが作った震災紙芝居&メッセージパネルの展示 (予定)

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人人権教育啓発推進センター
「人権シンポジウム」事務局

TEL

03-5777-1802

FAX

03-5777-1803

Eメール

event2015@jinken.or.jp

ホームページ

<http://www.jinken.or.jp/>

QRコードから
簡単応募



人権イメージキャラクター
人KENまる君



人KENあゆみちゃん

主催：法務省/全国人権擁護委員連合会/福島地方法務局/福島県人権擁護委員連合会/公益財団法人人権教育啓発推進センター
後援：福島県/郡山市/福島市長会/福島県町村会/福島民報社/福島民友新聞社/朝日新聞福島総局/読売新聞東京本社福島支局/毎日新聞福島支局/産経新聞福島支局/日本経済新聞福島支局/共同通信社福島支局/時事通信社福島支局/NHK福島放送局/福島テレビ/テレビユー福島/福島放送/福島中央テレビ/ラジオ福島/ふくしまFM/KOCOラジオ(予定:順不同)

やむを得ずシンポジウムの内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

人権シンポジウム in 郡山

〈参加申し込み方法〉

①企業(団体)名・所属 ②お名前 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤Eメールアドレス
⑥住所(所在地) ⑦人権センターからの情報提供の可否を明記の上、
以下のいずれかで「人権シンポジウム」事務局にお申し込みください。

郵便

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
「人権シンポジウム」事務局

FAX

03-5777-1803

下のFAX送信用申込用紙に必要事項を
ご記入の上、お申し込みください。

Eメール

event2015@jinken.or.jp

「人権シンポジウム in 郡山申込」と
ご記入の上、お申し込みください。

ケータイやスマホからの
申し込みはこちらから

QR
コード



※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

[事前申込締切日] 2016(平成28)年 **1月15日(金)16:00まで** ※空席がある場合は、当日の入場も可能です。

[入場券について] 参加申し込み受付後、入場券をFAXまたはEメール等で送付いたします。
シンポジウムの当日は入場券をお持ちの上、受付にてご提出ください。

FAX送信用申込用紙

FAX:03-5777-1803

参加希望
イベント

2016(平成28)年

1月16日(土)

人権シンポジウム
in 郡山

子どもの権利に配慮した復興を目指して

企業(団体)名・
所属

お名前

※参加を希望される方が複数の場合は、全員のお名前を記入してください。

ご連絡先

TEL

FAX

Eメール

ご住所
(所在地)

〒

-

情報提供

人権センターでは、人権に関する各種資料、講演会やシンポジウム、セミナー等の各種情報を
Eメールにて提供しています。必要な方は、左の□にチェックをお願いいたします。

これまでに実施した「人権シンポジウム」の様子は、YouTubeで視聴可能です。YouTube「人権チャンネル」<http://www.youtube.com/jinkenchannel>

公益財団法人 **人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム」事務局**

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 Eメール event2015@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp/>

人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954 ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>

人権アーカイブ・シリーズ

ハンセン病問題

～過去からの証言、未来への提言～

人権教育・啓発担当者向け

(56分)

字幕 (日本語・英語)

副音声入り

証言集付き



証言者

石井則久 上野正子 内田博文 太田明 坂元茂樹 潮谷義子 志村康 徳田靖之 中尾伸治 中修一
成田稔 平沢保治 福西征子 藤田三四郎 森和男 森元美恵子 森元美代治 吉戒修一 (50音順)

家族で考える ハンセン病

一般向け

(20分)

字幕 (日本語・英語)

副音声入り

活用の手引付き



企画 法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社

監修 内田博文 神戸学院大学教授
元ハンセン病問題に関する検証会議副座長



語り：菊川怜

この教材は、ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等の人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。また、広く一般市民を対象とした啓発現場においても使用できる有効なツールとなる映像も併せて制作し、次世代へ伝承しようとするものです。

人権アーカイブ・シリーズ

ハンセン病問題

人権教育・啓発担当者向け

～過去からの証言、未来への提言～ (56分)

○ハンセン病とは

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症で、かつては「らい病」と呼ばれていた。末梢神経にまひを起す等の症状があり、その後遺症で顔や体の変形したりすることもあった。らい菌はとても感染力が弱く、非常にうつりにくい病気といえる。ハンセン病が感染症と分かる以前は、血筋による病気などと考えられ、怖れられてきた。

○強制隔離政策

ハンセン病が細菌が原因で起こる病気とわかると、明治後半以降、患者を隔離するようになる。そして、日本が戦争へと向かう中、全ての患者を強制的に隔離する動きが進む。全国にハンセン病の療養所がつくられ、患者は人里離れた施設に送致され、ハンセン病は恐ろしいという意識が植え付けられた。療養所の所長には「懲戒検束権」という職権が与えられ、逃走したり反抗した患者を監禁室に閉じ込めた。また、断種や墮胎が強制され、患者が子孫を残すことが許されなかった。

○らい予防法の廃止

第二次世界大戦後、ハンセン病の特効薬としてプロミンの有効性が判明し、日本でも治療が始まった。各療養所の入所者たちは、隔離政策に反対する運動を展開する。しかし、この運動は実を結ばなかった。平成6年になり、大谷藤郎氏が隔離政策の根拠となっていた「らい予防法の廃止」を求める意見を発表。これによりらい予防法廃止の流れが進み、平成8年にようやく廃止された。その後、患者らにより「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提訴され、その判決により、国の責任が明らかになった。

○ハンセン病の今

ハンセン病の強制隔離は終わり、今では多くの人が療養所を訪れるようになったが、いまだに多くの回復者が故郷に帰ることができずにいる。強制隔離の被害は決して過去のことではなく、今も多くの傷跡を残している。

家族で考えるハンセン病

(20分)

一般向け

佐藤家は、中学1年生の清香と、その母・知美、父の正、祖母の勝子の4人暮らし。ある日、清香は、親友の真帆に自由研究の参考のためハンセン病の療養所へ行ってみようかと誘われる。帰宅して、清香は、知美にハンセン病療養所に行ってみたいと言うと、勝子が猛反対する。

知美は、勝子の言葉を受けて、清香が療養所に行くことを止める。清香は、ハンセン病についてもっと詳しく知るために、インターネットで調べ、ハンセン病に対する知識を深める。正は、清香が療養所に行くことに理解を示す。清香は、療養所へ行く決心をする。

清香と真帆に知美も加わり、3人でハンセン病資料館を訪ねると、ハンセン病回復者の平沢保治さんと会い、話を伺うことになった。療養所の中を歩きながら、平沢さんは、家族から引き離されたつらさ、故郷へ帰ることのできない

つらさ、子どもという新しい家族を持つことも禁じられたつらさを語る。

療養所から清香と知美が帰ってくる。清香はハンセン病を理由に強制的に隔離されてきたことに悲しくなったことを伝える。知美も、清香と一緒に行って良かったということ勝子や正に言う。勝子は、「私も行ってみようかしら」と言うと、正も交えて家族みんなでハンセン病について考えてみようという話がまとまる。



● このビデオに関するお問い合わせ先
公益財団法人人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F
TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803
ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

● このビデオの貸し出し、その他人権啓発資料等については
人権ライブラリー ※人権教育啓発推進センター併設
TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954
ホームページ <http://www.jinken-library.jp>

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です。
○法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
○人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

企画 法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社

監修 内田博文 神戸学院大学教授

元ハンセン病問題に関する検証会議副座長

法務省委託

平成27年度 人権啓発ビデオ

全35分 字幕（日本語・英語）
副音声入り
English subtitles available
活用の手引付き

国際連合創設70周年記念

すべての人々の幸せを願って

～国際的視点から考える人権～

United Nations Seventieth Anniversary
For the Well-being of All:
Human Rights from an International Perspective

- 国連の人権への取り組み（世界人権宣言と国際人権諸条約）
- 女性の人権（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）
- 子どもの人権（児童の権利に関する条約）
- 障害のある人の人権（障害者の権利に関する条約）
- 外国人の人権（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

企画 法務省人権擁護局
公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作 株式会社 桜映画社

Presented by
The Human Rights Bureau of the Ministry of Justice
Center for Human Rights Education and Training

Produced by
Sakura Motion Picture Co.,Ltd.



ナビゲーター 早見 優

人権啓発ワークショップ事例集

ワークショップを やってみよう

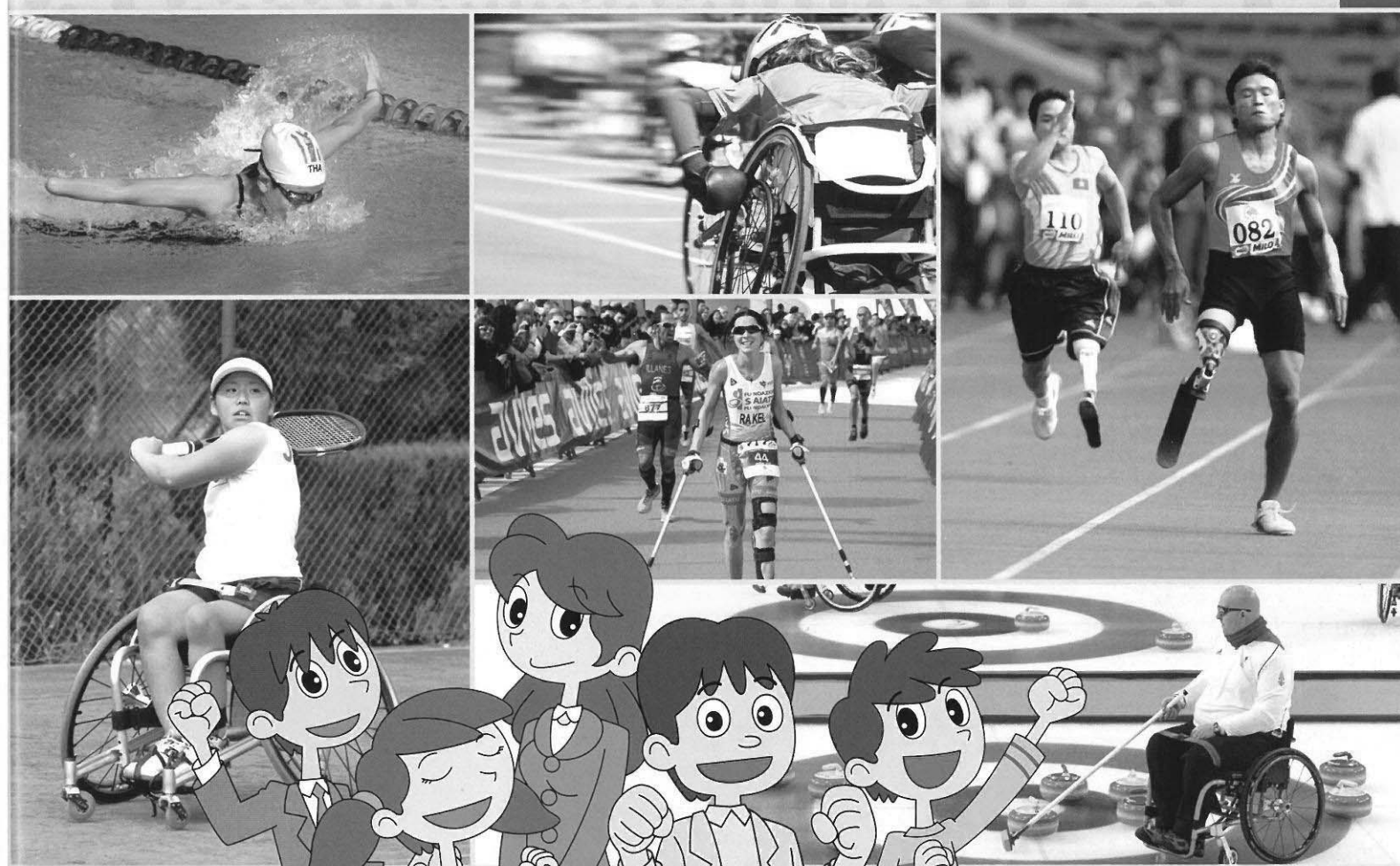
参加型の人権教室



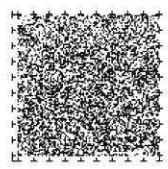
いっしょに^{まな}学ぼう!

しょうがい^{ひと}障害のある人の^{じんけん}人権

～パラリンピックへ向けて～



この冊子は、各ページの切欠きの横に音声コード(SPコード)を印刷しております。なお、一部文字量が多いページについては、続きを同ページの上の角にも印刷しております。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



公益財団法人 人権教育啓発推進センター

あなたは 大丈夫？

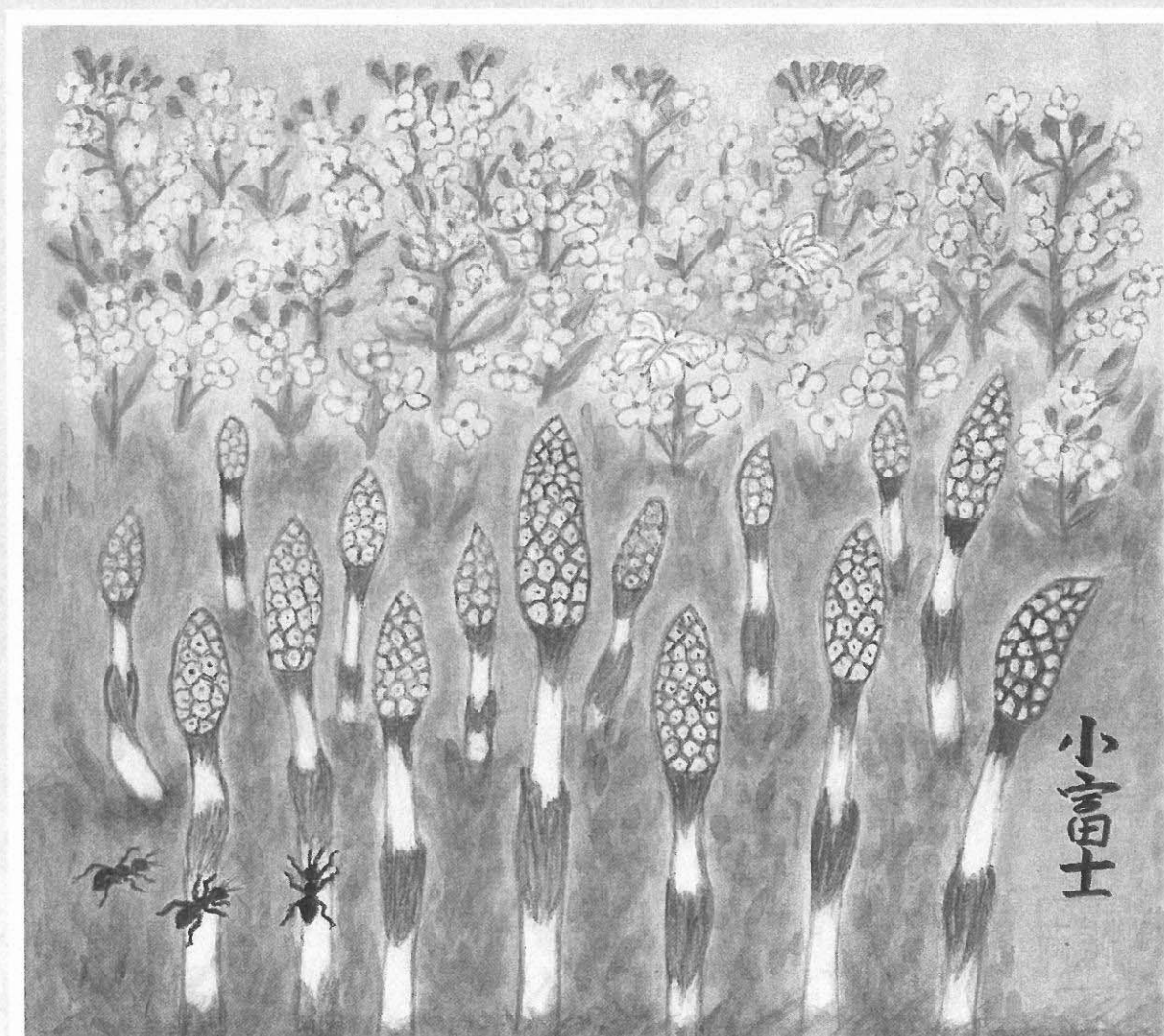
考えよう！インターネットと人権

〈 改訂版 〉



Selected Essays from the National Essay Contest on Human Rights for Junior High School Students

~ Hansen's disease related essays ~



The Ministry of Justice (Japan)

平成27年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた 件数及び具体的事例

1 人権侵犯事件の処理件数及び具体的事例

(1) 人権侵犯事件の処理件数

平成27年中に処理した人権侵犯事件数は21,044件である。このうち、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は6,067件、私人間の人権侵犯の事件数は14,977件である。

対応区分別にみると、「援助」^(注1)が19,391件（全処理件数の92.1パーセント）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が493件（2.3パーセント）、「説示」^(注3)が261件（1.2パーセント）、「調整」^(注4)が39件（0.2パーセント）、となっている。

このほか、「措置猶予」^(注5)が3件（0.01パーセント）、「侵犯事実不存在」が27件（0.1パーセント）、「侵犯事実不明確」が837件（4.0パーセント）となっている。

なお、上記の措置等とは別に、事案に応じて「啓発」^(注6)を行ったものが83件（0.4パーセント）ある。

(注1)「援助」(人権侵犯事件調査処理規程第13条第1号)とは、法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

(注2)「要請」(同第14条第1項第1号)とは、被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

(注3)「説示」(同第14条第1項第2号)とは、相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

(注4)「調整」(同第13条第2号)とは、被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

(注5)「措置猶予」(同第14条第2項)とは、事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

(注6)「啓発」(同第19条)とは、事件の関係者や地域に対し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

○人権侵犯事件の処理内訳及び処理件数

	援助	調整	要請	説示	勧告	通告	告発	措置 猶予	侵犯 事実 不存在	侵犯 事実 不明確	啓発	処理 件数
27年	19,391	39	493	261	—	—	—	3	27	837	83	21,044
26年 (参考)	20,105	37	695	455	1	—	—	10	10	649	158	21,718

(2) 具体的事例

(学校におけるいじめ事案)

事例1 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生の児童が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないためいじめが継続しているとして、親から人権擁護委員に相談がされた事案である。

法務局の調査において、親と学校とでいじめについての認識が相違することがうかがわれたため、法務局は、人権擁護委員立会の下で、両者の話し合いの場を設けた。その場において、学校側からいじめの防止・解消に向けた取組の説明がなされ、申告者の学校に対する不信感が解消され、両者の関係が修復されるに至った。その後、児童が学級内で孤立する様子は見られなくなった。(措置：「調整」)

事例2 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生の児童が同級生からいじめを受けてきたことについて、学校と児童・親との話し合いが行われたが、その中で学校側が児童を質問責めにしたため、児童が不登校状態になったとして、児童及び親から法務局に相談がされた事案である。

相談を受けた日の翌週に児童の修学旅行が予定されていたところ、法務局職員が学校に出向いた上で児童・親に対する対応の在り方について助言するとともに、人権擁護委員が児童と面談し励ますなどした結果、児童は修学旅行に参加することができ、その後も登校するようになった。(措置：「援助」)

(暴行・虐待事案)

事例3 母親の再婚相手による子に対する性的虐待

中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」(※)が送付され、調査を開始した事案である。

法務局は、ミニレターが送付された当日中に被害者との接触を試み、その翌日に、児童相談所へ通告するとともに、被害者が通う学校へ連絡を行った。その後、被害者から電話で事実関係を聴取し、その内容を児童相談所に提供した。その結果、被害者はミニレターが法務局に送付された翌々日に一時保護されるに至った。(措置：「援助」)

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

事例4 母親による子に対する虐待

小学生の児童から、母親から暴力を受けているとして、法務局の相談電話「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

緊急性があると判断した法務局は、速やかに児童の学校に連絡し、被害状況の確認を依頼したところ、児童は、身体にあざがあり、母親との別居を望んでいることが明らかになった。

その後、学校から児童相談所に連絡がされ、児童は法務局に相談がされた翌日に児童相談所に一時保護されるに至った。(措置：「援助」)

事例5 夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため、子どもとともに親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。(措置：援助)

(労働権関係事案)

事例6 職場の上司による部下に対するパワーハラスメント

被害者が、勤めていた会社の上司から厳しく叱責されるパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該上司は被害者の肩を押して床に尻もちをつかせたり、被害者に向けてティッシュ箱を投げるなど、被害者に対する叱責等を繰り返していた事実が認められた。

そこで法務局は、当該上司に対し、本件行為がパワーハラスメントに該当するものであり、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。また、当該会社の代表者に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置：「説示」「要請」)

(教育職員関係事案)

事例7 小学校における体罰

小学生の児童が、学校の教員から体罰を受けたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が当該教員を含む学校関係者らから事情を聴取するなどしたところ、当該教員が自己の指導に従わず授業中に大声を出して騒ぐ児童に対し、その頬を平手でたたいた事実が認められた。

そこで法務局は、当該教員に対して、その反省を促すため、本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置：「説示」「要請」)

(差別待遇事案)

事例8 知的障害を理由とする遊園地における差別的取扱い

知的障害のある者及びその同伴者が遊園地で乗り物に乗車しようとしたところ、障害があることのみをもって、障害者及びその同伴者のみを対象とする誓約書に署名することを強制されるという差別的取扱いを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局が遊園地の事業者に事情を聴取したところ、当該誓約書への署名は利用者の安全を確保するために、同伴者に対する注意喚起を目的として求めたものであるとの説明があった。

そこで法務局が、利用者の安全確保が目的であれば、障害者に限って誓約書を求める取扱いに合理性があるとはいえない旨指摘するなどしたところ、事業

者は、当該誓約書の内容を見直し、その必要性を障害者か否かに限らず判断する取扱いに変更するとともに、当該誓約書への署名は任意であることの説明を尽くすために担当者への研修・周知を徹底するなどの意向を示し、被害者側の納得が得られた。(措置：「調整」)

事例 9 公営住宅の掲示板における差別的文書の掲示

公営住宅の掲示板に、同住宅の住民を同和問題を引き合いに出して中傷する内容の文書が掲示されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局が関係者に事情を聴取したところ、同住宅の住民の一人が、自治会に対する不満から、自身の意見を主張するために当該文書を掲示したことが明らかになったため、同住民に対し、人権尊重の理念についての理解を深め、今後同様の行為を行うことのないよう説示した。(措置：「説示」)

事例 10 外国人に対する宿泊拒否

ビジネスホテルに電話で宿泊の予約をしようとしたところ、外国人であることを理由に宿泊を拒否されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局がホテル関係者から事情を聴取したところ、ホテル側は、不適切な対応があったため、被害者に謝罪したいとの意向を有していたものの、行き違いにより、関係の回復が未だ図られていない状況であることが判明した。

そこで、法務局は、ホテル側に被害者との話し合いの場を設けることを提案し、被害者も話し合いに応じる意向を示した。

話し合いの場において、ホテル側は事情の説明と謝罪を行った上で、今後は、英語表記の対応マニュアルを活用するなどして外国人宿泊客の受け入れ体制を改善したい旨を伝えたところ、被害者もこれに理解を示した。(措置：「調整」)

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

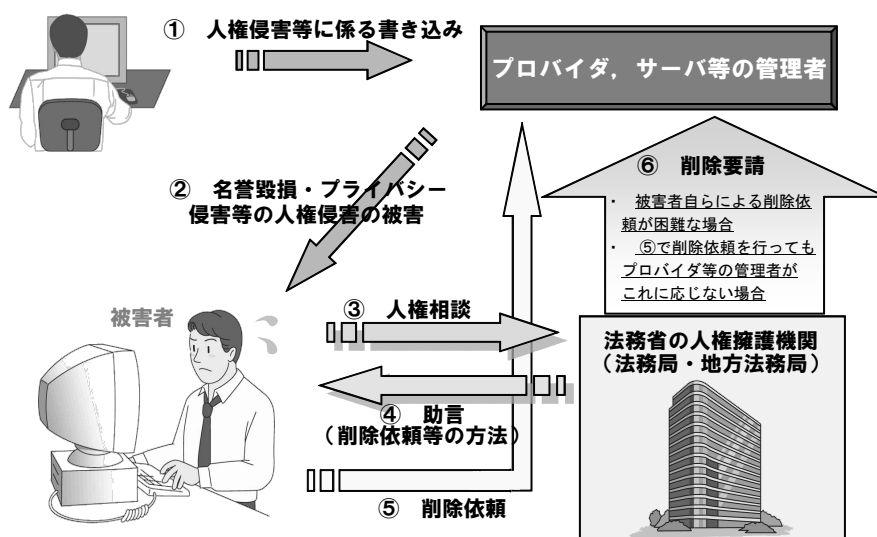
1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応



2 平成27年における人権侵害事件の動向について

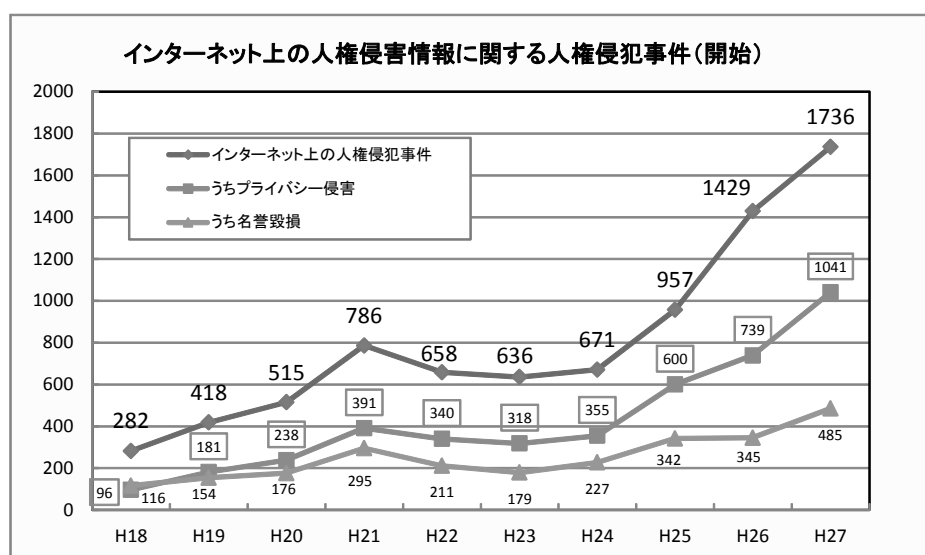
(1) 新規救済手続開始件数について

平成27年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は、前年の1,429件を307件上回る1,736件(21.5%増加)で、昨年に引き続き過去最高^(注)の件数を記録した。

これは、10年前である平成17年の件数(272件)と比較すると6.4倍の増加である。

なお、このうち、プライバシー侵害事案が1,041件(対前年比40.9%増加)、名誉毀損事案が485件(対前年比40.6%増加)となっており、この両事案で全体の88.0%を占めている。

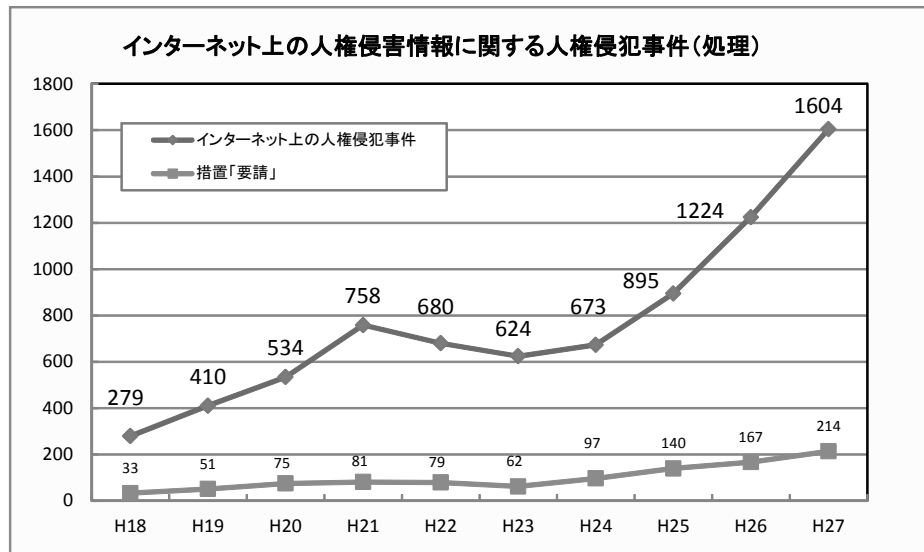
(注)平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。



(2) 処理件数について

平成27年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は1,604件であり、対前年比で380件(31.0%)増加した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が大半を占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、214件であった。



(3) 具体的事例について

当機関が平成27年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上のブログに、宿泊施設の脱衣所で着替えている被害者の画像が掲載されているところ、自治体等に相談したが対応してもらえなかったとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像は、被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、当該ブログのサイト管理者に対して削除要請を行ったところ、当該画像は削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例2] インターネット上の名誉毀損

被害者の過去の勤務先に関するインターネット上の掲示板に、被害者とその氏名を特定した上で中傷する書き込みが掲載されていたところ、被害者自身で当該掲示板の管理者に対して削除を依頼したが、応じてもらえず、かえって被害者が削除を依頼したことが公開されてしまったとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みは被害者の名誉を毀損するものと認められたため、法務局から当該掲示板の管理者に対して削除要請を行ったところ、当該書き込みは削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例3] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の複数の掲示板に、被害者の氏名、住所、電話番号と

ともに「人間のクズ」「死ね」などと中傷する書き込みがされているとして、法務局に相談がされた事案である。

相談を受け、法務局が被害者に対して当該掲示板の管理会社への削除依頼方法を教示し、被害者において削除依頼したが、一部の書き込みが削除されるにとどまった。

そこで法務局が、削除されなかった書き込みについて調査し、被害者のプライバシーを侵害するとともに、その名誉を毀損するものと認めため、法務局から当該掲示板の管理会社に対して削除要請をした結果、当該書き込みは削除されるに至った。（措置：「援助」「要請」）

3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>）でも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（改訂版）」を作成し、全国の高等学校1年生に配布したほか、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(11))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け：V-12-(1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート²の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	18,729,600	19,659,780	20,536,495	19,672,612
		補正予算(b)	1,355,553	362,690	2,529,052	—
		繰越し等(c)	42,683	0	△1,877,804	/
		合計(a+b+c)	20,127,836	20,022,470	21,187,743	
執行額(千円)	19,308,942	19,649,800	20,646,370			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)^{*3} ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)^{*5} 					

測定指標	平成27年度目標値					達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対26年増					達成
	基準値	実績値				
	26年	23年	24年	25年	26年	27年
	129,684	62,030	69,043	88,671	129,684	181,431

測定指標	平成27年度目標値					達成
2 自動化ゲート利用率(%)	対26年0.7ポイント増(5.7%)					達成

	基準値	実績値				
	26年	23年	24年	25年	26年	27年
	5.0	2.5	2.9	3.8	5.0	6.8
参考指標	実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	
1 自動化ゲート通過者数（人）	847,348	1,037,352	1,322,434	1,690,557	2,229,976	
2 自動化ゲート設置空港（成田，羽田，中部，関西）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計（人）	33,452,267	35,784,458	34,416,567	33,712,574	32,965,417	

測定指標	平成27年度目標値					達成
3 在留資格取消件数（件）	対26年増					達成
	基準値	実績値				
	26年	23年	24年	25年	26年	27年
	286	307	238	269	286	306
参考指標	実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	
1 中長期在留者 ^{*6} 数（人）	1,658,264	1,652,292	1,693,224	1,763,422	1,883,563	
2 不法残留者数（人）※各年1月1日現在	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1，2，3は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1，2，3は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」とした。</p>
	施策の分析	
	（達成手段の有効性，効率性等）	

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人の上陸審査や帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに、達成手段⑥「出入国審査システム^{*7}の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ、達成手段⑤「バイオメトリクスシステム^{*8}の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより、事前に利用者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が、一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入（帰）国することを可能にし、またそれにより生じる入国審査官の余力を上陸審査を行う必要がある外国人への対応に振り分けることで、円滑な出入国審査を実施している。

また、達成手段⑤「バイオメトリクスシステムの維持・管理」に係る平成27年度行政事業レビューの外部有識者の所見からも、自動化ゲート利用者登録数及び自動化ゲート利用率の向上が、円滑な出入国審査の実施に対する手段として有効であり、かつ必須であると評価できるところ、有識者協議会等で得られた提言^{*9}や第5次出入国管理基本計画^{*10}で掲げた基本方針を踏まえ、利用者登録増加のための広報活動を展開しているほか、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

これらの取組の結果、自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成27年10月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査^{*11}に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。

これらの取組の結果、前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ、在留資格取消件数も前年を20件上回ったことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1, 2】

引き続き、広報・周知活動により一層取り組むとともに、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め、利用登録者を増やしていく。

また、有識者会議から、自動化ゲートの増設や「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の提言があったことを踏まえ、「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み^{*12}の構築や、各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。

【測定指標 3】

引き続き、事実の調査を数多く実施するとともに、在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努める。さらに、事実の調査の結果、偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的に適用していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成28年7月1日
- 2 実施方法

	<p>会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>なし</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 (入国管理局出入国管理情報企画官, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「自動化ゲート利用率の推移」 (入国管理局出入国管理情報企画官, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「在留資格取消件数の推移」 (入国管理局入国在留課, 対象期間: 平成23年1月1日～平成27年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」 (第6次出入国管理政策懇談会, 平成25年5月20日) ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会, 平成26年12月26日) ・「第5次出入国管理基本計画」(法務省, 平成27年9月15日)
----------------------------------	--

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図った。</p>
-----------	--

<p>担当部局名</p>	<p>入国管理局総務課企画室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	--------------------	-----------------	----------------

*1 「不法滞在等者」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けている等）に該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入（帰）国手続を行うことができるシステムのことであり、平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第7項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供し

ていること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもって出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）」

4 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

（1）空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続の迅速化・円滑化

<出入国手続の迅速化・円滑化>

・以下の取組により、2016年度までに空港の入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

（前略）

・日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図るとともに、更なる大幅な増加に向けて、日本人出帰国審査における顔認証技術の導入を速やかに検討する。

（後略）

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在外者・偽装滞在外者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在外者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞に対策及び偽装滞に対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*9 「有識者からの提言」

(1) 平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

(2) 平成26年12月に上記(1)の第6次出入国管理政策懇談会から報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組の一つとして、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html）を参照。

*10 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理

基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html）を参照。

*11 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*12 「「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み」

在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち、一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ない、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人について自動化ゲートの利用を可能とするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付する仕組み。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）により、平成28年末までに施行することとされている。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27- (12))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-13-(2))					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	157,458	204,614	212,468	225,931
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	157,458	204,614	212,468	
執行額(千円)	147,916	192,545	195,393			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）^{*4} ○インフラシステム輸出戦略（平成27年6月改訂）^{*5} ○「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）^{*6} ○経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）^{*7} ○知的財産推進計画2015（平成27年6月19日知財本部決定）^{*8} ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*9} 					

測定指標	平成27年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
日本を含む41か国から、193名の刑事司法実務家を招へいし、計10回の国際研修・セミナー等を実施し		

た（別紙1参照）。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、インドネシアのジャカルタにおいて、インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委員会との共催により、「第9回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、16の会議に27名が参加した。

参考指標	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 国際研修の実施件数（回）	8	7	7	6	10
2 国際研修への参加人数（人）	130	143	118	149	193
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
4 国際会議への参加回数（回）	4	10	13	9	16
5 国際会議への参加人数（人）	6	11	15	16	27

測定指標	平成27年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、本年度から、法令間の整合性、明確性の確保といった新たな分野をテーマとする研修も開始するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	13	9	9	11
2 国際研修への参加人数（人）	92	158	121	122	162

3 国際研修参加者の研修に対する満足度		別紙3-1のとおり				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数(回)		6	12	7	11	13
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数(人)		20	18	25	28	22
6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	13	15	27	22	22
	派遣件数(回)	13	15	26	21	23
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	15	18	30	28	30
	派遣人数(人)	15	18	29	27	31
8 国際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数(人)		129	125	155	174	176

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、別紙2のアンケート調査結果のとおり、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても94パーセントを超えており、非常に有効であった。 東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア9か国の実務家並びに共催したインドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委員会との緊密な関係を構築することができた。 国際研修・セミナー等では日本を含む41か国から計193名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知	

名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績をも大きく上回った。特に、平成27年4月にカタールにおいて開催された第13回コンGRESSでは、「女性犯罪者及び非行少年の処遇及び社会復帰」に関するワークショップのうち、女性犯罪者に関する部分を企画・運営し、大きな成果を挙げた。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【測定指標2】

国際研修の対象国・テーマ等は、別紙4のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別紙5のとおり（「各国プロジェクト等紹介・成果」法務省ホームページから抜粋。^{*10}）である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成27年度の国際研修の実施件数及び参加人数は参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を上回っており、参加人数については前年度から大幅に増加して過去5年間で最多となったほか、法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数についても、参考指標4のとおり過去5年間で最多となっている。

一方、諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標5のとおり前年度の実績を下回ったが、これは訪日を予定していた招へい研究員が当該国の事情により訪日できなくなる案件が発生したことなどの外的要因によるものであり、その実績値としては過去5年間の平均値程度となっている。

国際専門家会議の参加人数は、参考指標9のとおり大幅に参加者が増加した前年度の実績を更に上回り、過去5年間で最多となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった（アンケートの内容は別紙3-2のとおり）。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合と協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活

用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標 2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

行政事業レビューの点検結果では、法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めると共に、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。さらに、行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、法制度整備支援事業を推進すべく、支援対象国のニーズの的確な把握に努め、より効果的・効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標 1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするるとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標 2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を積極的に行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、より効率的な支援を継続実施することとする。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成28年7月1日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 【意見】 法制度整備支援事業は平成28年度の行政事業レビュー公開プロセスの対象事業として議論されたが、その中で、明確な司令塔がない、若しくは中枢機能がないということが分かったので、法務省が中心的な役割を果たすべきである。 【反映内容】 オールジャパンによる法制度整備支援体制の強化及び司令塔機能の必要性を十分認識し、本年度から新たに実施を予定しているJICAを始めとする関係機関・省庁等との連絡会合において同認識の共有を図るとともに、これまで実施されてきた関係省庁間の連絡会議等の場も有効に活用して更なる連携強化を図り、より戦略的に法制度整備支援を実施していく。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 官民・ドナー間の連携強化のため、関係機関が一堂に会する「法整備支援ネットワーク会合」の新設に伴い各種協議会等の効率化を図ることにより、協議会出席旅費等の縮減を図った。</p>
-----------	--

<p>担当部局名</p>	<p>法務総合研究所総務企画部</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	---------------------	-----------------	----------------

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法

執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略（平成27年6月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）」

中短期工程表「国際展開戦略② 地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法等を通じたビジネス環境整備を促進する」とされている。

*8 「知的財産推進計画2015（平成27年6月19日知財本部決定）」

新興国等における知財司法人財の育成のための取組として、「司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人財の育成を支援する」とされている。

*9 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html）

別表 1 平成27年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研 修 名	件数	参 加 国 (日本を除く。)	人数
国際研修・セミナー	3	ケニア, パプアニューギニア, タイ, フィリピン, ブータン, ミャンマー等	68
国別・地域別研修	5	ベトナム, ネパール, コートジボアール, セネガル, チャド, ニジェール, ブルキナファソ, マリ, モーリタニア, コンゴ等	76
汚職防止刑事司法支援研修	1	バングラデシュ, エジプト, カザフスタン等	30
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア, ラオス, フィリピン等	19
計	10	40 か国 (日本を除く。)	193

別表 2 平成27年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期 間	会 議 名	人数
ドーハ	27. 4. 12～19	第13回国連犯罪防止・刑事司法会議 (コンGRES)	5
香港	27. 5. 11～13	第 6 回香港汚職対策独立委員会 (ICAC) シンポジウム	1
タガイタイ (フィリピン)	27. 5. 20～21	第 3 回保護観察及び非拘禁措置に関する ASEAN+3 会議	2
ウィーン	27. 5. 18～22	第24回国連犯罪防止・刑事司法委員会 (コミッション)	2
バンコク	27. 6. 4～5	アジア国際法学会地域会合	1
バンコク	27. 6. 11	タイ王国法務研究所 (TIJ) 刑事司法人事セミナー	1
ロサンゼルス	27. 7. 14～16	第 2 回世界保護観察会議	2
バンコク	27. 8. 3	犯罪者更生に関する第 2 回国際会議	1
北京	27. 8. 22～23	第 6 回現代刑事法国際フォーラム	1
ウィーン	27. 8. 31～ 9. 2	国連腐敗防止条約第 6 回防止措置作業部会	1
バンコク	27. 10. 8～9	アセアン諸国における女性犯罪者の処遇のための研修教材についての専門家会合及びバンコク・ルールズ制定 5 周年記念セミナー	2
メルボルン	27. 10. 26～29	第17回国際矯正刑務所協会総会	3

バンコク	27. 11. 22～27	第35回アジア太平洋矯正局長等会議	1
ソウル	27. 11. 30	韓国刑事政策研究院（K I C）国際フォーラム 2015：安全な社会のための刑事政策	1
ルンド （スウェーデン）	27. 12. 11～12	ラウル・ウォレンバーグ人権及び人道法研究所 （R W I）セミナー及び国連犯罪防止刑事司法 プログラムネットワーク機関（P N I s）間調 整会議	2
ソウル	28. 3. 13～19	第5回アジア矯正建築実務者会議	1
計			27

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
研修参加人数	143	118	149	193	
質問	回答区分※3	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	79.7%(114人)	70.3%(83人)	73.2%(109人)	71.0%(137人)
	役立った。	15.4%(22人)	20.3%(24人)	26.2%(39人)	26.4%(51人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.8%(1人)	0.7%(1人)	0%(0人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	4.9%(7人)	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	82.1%(101人)	69.0%(69人)	71.2%(94人)	71.5%(123人)
	有益であった。	11.4%(14人)	24.0%(24人)	28.0%(37人)	26.2%(45人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	2.0%(2人)	0.8%(1人)	0.6%(1人)
	有益ではなかった。	0.8%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	5.7%(7人)	5.0%(5人)	0%(0人)	1.7%(3人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※2	非常に役立った。	74.8%(107人)	57.6%(68人)	61.7%(92人)	67.4%(122人)
	役立った。	20.3%(29人)	29.7%(35人)	36.2%(54人)	29.3%(53人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	3.4%(4人)	2.0%(3人)	0.6%(1人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0.8%(1人)	0%(0人)	1.1%(2人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0.6%(1人)
	無回答※3	4.9%(7人)	8.5%(10人)	0%(0人)	1.1%(2人)
アジア研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	81.8%(117人)	66.1%(78人)	76.5%(114人)	72.0%(139人)
	有益であった。	13.3%(19人)	20.3%(24人)	22.8%(34人)	24.9%(48人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	3.4%(4人)	0%(0人)	0.5%(1人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0.7%(1人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	4.9%(7人)	10.2%(12人)	0%(0人)	2.6%(3人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	75.5%(108人)	63.6%(75人)	68.5%(102人)	75.1%(145人)
	有益であった。	18.9%(27人)	28.0%(33人)	29.5%(44人)	19.2%(37人)
	どちらとも言えない。	0.7%(1人)	0%(0人)	2.0%(3人)	0.5%(1人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	2.6%(5人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	4.9%(7人)	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)

※1 刑事関係施設を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
研修参加人数		158	121	122	162
アンケート回収数		158	121	122	162
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問	回答区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	63.9% (101人)	81.8% (99人)	75.4% (92人)	69.1% (112人)
	習得できた。	36.1% (57人)	17.4% (21人)	24.6% (30人)	30.9% (50人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0.8% (1人)	0% (0人)	0% (0人)
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	72.2% (114人)	93.4% (113人)	82.0% (100人)	81.5% (132人)
	有意義であった。	27.2% (43人)	6.6% (8人)	18.0% (22人)	18.5% (30人)
	どちらとも言えない。	0.6% (1人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)

研修アンケート

（各項目右端の口の該当する箇所に☑ を付けてください）

セッション名：

実 施 日：

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	<input type="checkbox"/>
2	ちょうど良かった。	<input type="checkbox"/>
3	短すぎた。	<input type="checkbox"/>

2 講義，協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	<input type="checkbox"/>
2	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
3	あまり快適ではなかった。	<input type="checkbox"/>

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	<input type="checkbox"/>
2	修得できた。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	修得できなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く修得できなかった。	<input type="checkbox"/>

4 研修全般については，どうでしたか？

1	大変有意義であった。	<input type="checkbox"/>
2	有意義であった。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>

ご協力に感謝します。

国際研修実施一覧

平成28年4月1日現在

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成 6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H 6. 10. 3～10. 7 (1週間)	日本における民事法の概要等	
平成 7年度	1	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H 7. 10. 16～11. 2 (3週間)	日本における国籍法等の概要	
	2	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H 8. 2. 27～ 3. 15 (3週間)	司法制度の概要	
平成 8年度	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(5)	H 8. 8. 19～ 8. 30 (2週間)	刑法, 刑事訴訟法	
	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H 8. 9. 2～ 9. 20 (3週間)	商法, 日本の裁判制度・法律家養成の概要	
	3	第2回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H 8. 11. 19～12. 12 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	ロシア司法関係専門家招聘	ロシア(4)	H 9. 1. 21～ 1. 30 (10日間)	日本の司法制度	
	5	第1回国際民商事法研修	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H 9. 2. 17～ 3. 20 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度, 法律関係者の養成)	
平成 9年度	1	第4回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(8)	H 9. 6. 16～ 7. 4 (3週間)	戸籍・登記・供託	
	2	第5回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(12)	H 9. 10. 13～10. 31 (3週間)	民事執行法・民事訴訟法	
	3	第3回カンボジア司法支援研修	カンボジア(5)	H10. 1. 13～ 2. 6 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	第2回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) フィロス(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H10. 2. 2～ 3. 6 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度, 裁判外の紛争処理システム)	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6.15～7.10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10. 10. 5～10.30 (4週間)	知的財産権	
	3	カンボジアカウンタートリート研修	カンボジア(2)	H10. 8.24～9.18 (3週間)	司法行政の在り方, 裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11. 1.12～2. 5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) フィリピン(1) サウジアラビア(1) 日本(3)	H10. 11.16～12.11 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1～3. 5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10. 10. 2～11.25 (8週間)	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11. 2.19～3.12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7～ 7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11.10. 4～10.29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11.10.18～11. 5 (3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP)の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1.17～ 1.21 (1週間)	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3)	H11.11.15～12.10 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第4回国際民商法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1.24～ 2.25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11.11. 8～12. 3 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7. 10～ 7. 21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4～ 9. 14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2. 19～ 3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12. 11. 6～11. 17 (3週間)	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5～ 6. 30 (4週間)	日本の司法制度, 戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9. 18～10. 13 (4週間)	弁護士制度, WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 10. 16～11. 10 (4週間)	日本の検察, 刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2. 19～ 3. 16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1. 22～ 2. 23 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多数国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) パキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5. 18～ 7. 26 (70日)	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状	アジア開発銀行(ADB)の支援
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4. 18 (1日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1. 29～ 2. 2 (5日)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス(1)	H13. 3. 21～ 4. 27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年 度	回 数	名 称	対 象 国 (人 員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5.14～ 6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 6.18～7.13 (4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8.27～ 9. 7 (2週間)	民事訴訟法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9.17～10.12 (4週間)	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13.10.15～11. 9 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13.12. 3 ～12.21 (3週間)	民法起草支援	
	7	第6回国際商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4～ 3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2.25～ 3.20 (4週間)	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2.25～ 3.22 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13.10.29～11.13 (2週間)	日蒙司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターパート研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1～ 4.19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年 度	回 数	名 称	対 象 国 (人 員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5.13～ 6. 7 (4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3～ 6.24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6.24～ 7.19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8～ 7.27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9.17～10.11 (4週間)	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14.10.15～10.25 (10日間)	市場経済の基礎をなす民事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14.11. 5～11.29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14.10.28～11.22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 －中小企業に関する法制度を中心として－	
	9	第7回国際民事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1.20～ 2.21 (5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2.17～ 3. 7 (4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3.10～ 3.20 (10日間)	市場経済を支える民事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3.24～ 4.11 (20日間)	民法及び民事訴訟法	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(17)	H15. 6. 9～7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15. 10. 20～10. 31 (12日間)	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15. 10. 27～11. 21 (4週間)	経済取引を促進する法制度 —担保制度及び不動産登記制度を中心として—	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15. 11. 10～11. 2 (12日間)	海外投資と債権担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1. 13～1. 30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名) を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4～3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際商民事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6)	H16. 2. 16～3. 26 (6週間)	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員(モンゴル2名)を含む
平成16年度	1	第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H16. 6. 2～7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	2	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6～9. 15 (10日間)	法曹養成	
	3	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9. 27～10. 15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
	4	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16. 10. 1～10. 29 (29日間)	倒産法注釈書作成	
	5	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16. 11. 4～11. 18 (15日間)	民法教科書作成	
	6	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1. 31～2. 18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	7	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1. 25～2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	8	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2. 21～3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
	9	2004年度国際商民事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5)	H17. 1. 31～3. 4 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年 度	回 数	名 称	対 象 国 (人 員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5. 23～ 6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5. 23～ 6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6～ 9. 16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第11回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9. 27～10. 14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17. 11. 7～11. 18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 11. 14～11. 25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17. 12. 5～12. 16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6～ 2. 17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5～ 2. 17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際商民法研修(地域別)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6～ 3. 10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み－国際会社法－	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5. 22～ 5. 29 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3～ 7. 14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7. 31～ 8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4～ 9. 12 (9日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18. 10. 8～10. 17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 11. 13～11. 27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18. 11. 21～12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスタープランの内容	
	8	2006年度国際商民法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5～ 3. 9 (33日間)	コーポレート・ガバナンス－非市場型ガバナンス－	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2. 19～ 3. 3 (13日間)	法曹養成	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～7. 20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワークショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8. 31～9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19. 10. 22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修	中国(8)	H19. 11. 12～11. 21(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H19. 11. 19～11. 29(11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際民間商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～3. 7(33日間)	コーポレート・ガバナンスー非市場型ガバナンスー	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19～5. 30(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23～7. 4(12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20. 7. 7～7. 18(12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20. 8. 18～8. 29(12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20. 10. 6～10. 17(12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修	中国(10)	H20. 11. 5～11. 14(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20. 12. 10～12. 19(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21. 2. 9～2. 20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21. 3. 9～3. 17 (9日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21. 3. 9～3. 19 (11日)	刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成21年度	1	東ティモール法案件作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21.7.27～8.7(12日)	法案件作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21.8.17～8.21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21.9.9～9.17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21.10.5～10.16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21.11.2～11.13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善, 権利侵害責任法	
	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21.11.2～11.13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21.11.11～11.18(8日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.11.30～12.11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21.12.9～12.18(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.12.21～12.25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策	
	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22.2.23～3.5(11日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
平成22年度	1	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22.7.12～7.21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22.7.14～7.23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案件作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22.8.9～8.17(9日)	法案件作成能力向上支援	
	4	ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネパール(7)	H22.8.19～8.25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修	中国(12)	H22.10.11～10.19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	概要	備考	
	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22.10.18～10.29(12日)	法曹養成		
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22.11.8～11.12(5日)	戸籍法起草支援		
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22.11.29～12.3(5日)	裁判官人材育成強化支援		
	9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22.12.7～12.17(12日)	中央アジア諸国における企業法制		
	10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22.12.13～12.22(11日)	刑事訴訟法改正支援		
	11	第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)	H23.1.13～1.21(8日)	民事訴訟法改正支援		
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H23.2.1～2.10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援		
	13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.3.14～3.22(9日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国	
	平成23年度	1	第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23.6.20～6.24(5日)	法曹養成	
		2	第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(7)	H23.10.3～10.14(12日)	法曹養成	
		3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.10.17～10.28(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
		4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研修」	中国(8)	H23.11.7～11.12(6日)	裁判官養成	
		5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23.12.5～12.16(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(11)	H24.1.10～1.16(7日)	民事訴訟法改正支援			
7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H24.1.23～2.3(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援			
8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24.2.27～3.9(12日)	民法改正支援			

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成24年度	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 3. 12～3. 21 (10日)	裁判所組織法改正支援	
	1	平成24年度第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」	中国(10)	H24. 7. 9～7. 19(11日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネパール国別研修「民法解説書準備」	ネパール(10)	H24. 8. 13～8. 24(12日)	民法解説書作成支援	
	3	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24. 9. 5～9. 12(8日)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネパール国別研修「事件管理」	ネパール(10)	H24. 9. 18～9. 27(10日)	裁判所能力強化支援	
	5	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 10. 1～10. 12(12日)	民事訴訟関連法等改正支援	
	6	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H24. 10. 15～10. 26(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	7	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H24. 11. 25～12. 8(14日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24. 11. 29～12. 14(16日)	中央アジア諸国における企業法制	
	9	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24. 12. 10～12. 18(9日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	10	第43回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H25. 1. 9～1. 15(7日)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	11	平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H25. 1. 28～2. 5(9日)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(19)	H25. 2. 4～2. 15(12日)	民法のモデル教材作成支援	
13	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25. 2. 18～2. 28(11日)	民法・民事訴訟法普及支援		
平成25年度	1	第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H25. 7. 29～8. 9(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	2	第44回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(6)	H25. 8. 4～8. 8(5日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	3	第45回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H25. 10. 2～10. 11(10日)	民事訴訟関連法等改正支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成26年度	4	第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H25. 10. 7～10. 18(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	5	第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25. 10. 21～11. 1(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	6	第6回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H25. 11. 27～12. 15(19日)	中央アジア諸国における企業法制	
	7	第1回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(20)	H25. 12. 10～12. 20(11日)	裁判所能力強化支援	
	8	第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 2. 10～2. 21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	9	第46回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H26. 3. 4～3. 11(8日)	ベトナム国際私法改正支援	
	1	第1回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H26. 5. 17～5. 31(15日)	ミャンマー法整備支援プロジェクト詳細計画策定	
	2	第4回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 6. 9～6. 20(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	3	第2回ネパール法整備支援研修「調停」	ネパール(10)	H26. 9. 15～9. 27(13日)	裁判所能力強化支援	
平成27年度	4	第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 10. 20～10. 31(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第2回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H26. 11. 2～11. 15(14日)	裁判官・検察官人材育成支援	
	6	第3回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(14)	H26. 12. 1～12. 13(13日)	裁判所能力強化支援	
	7	第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27. 2. 2～2. 13(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	8	第48回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(12)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	ベトナム民法改正支援	
	9	第3回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	立法起草・法審査能力向上支援	
	1	第4回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(11)	H27. 6. 28～7. 11(14日)	立法起草・法審査能力向上支援	
	2	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第3回本邦研修	ラオス(17)	H27. 8. 23～9. 2(11日)	法曹教育・研修改善支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
	3	第49回ベトナム法整備支援研修(OOG)	ベトナム(10)	H27.9.10～9.17(8日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	4	第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27.9.7～9.18(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第5回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27.11.22～12.5(14日)	裁判官・検察官人材育成支援	
	6	第50回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H27.11.24～12.3(10日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	7	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修	ラオス(19)	H27.11.8～11.21(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	8	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修	ネパール(20)	H27.3.1～3.14(14日)	裁判所能力強化支援	
	9	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決」本法研修	ラオス(18)	H27.12.6～12.19(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	10	第6回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28.2.21～3.5(14日)	知的財産関連法起草・法案審査能力向上支援	
	11	第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(15)	H28.2.29～3.11(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	

※ 国際民商事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。
 ※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

各国プロジェクト等紹介・成果

ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が採用され、それまでの社会主義計画経済に代わり市場経済が導入されました。しかし、市場経済への移行は、それを支えるための新たな法制度を整備しなければなりません。そこで、ベトナムは、我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請を行い、法務省は、この要請に応じて、1994年にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことを契機として、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996年には長期専門家1名（弁護士出身）が派遣され、JICA(当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構)による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000年からは、法務省から長期専門家2名（検事出身と裁判官出身の各1名）を派遣するようになり、検事出身・裁判官出身・弁護士出身の長期専門家3名が首都ハノイに常駐し、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関を協力機関として、民法、民事訴訟法などの基本法令の起草支援や、法令を実際に運用する人材の育成支援、実務の改善支援など幅広い活動が続けられてきました。

2015年4月からは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えた、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が新たにスタートしました。同プロジェクトでは、長期専門家による現地での日常的・継続的な支援活動に加え、ベトナム人研修員に対する日本国内での研修、日本の有識者を派遣して行う現地セミナーなどが活動の中心となっています。同プロジェクトでは、これまでの4つの協力機関に対し、起草支援、実務改善支援を引き続き行うほか、新たに首相府を協力機関に加え、法令の整合性、明確性の確保といったベトナムで新たに問題となっている分野への支援を新たに開始し、その活動内容は今なお質・量ともに拡大を続けています。

カンボジア

カンボジアでは、1975年から1979年にかけてのポル・ポト政権による支配、その後の長期間にわたる内戦、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の活動を経て、1993年にカンボジア王国憲法が制定され、自立した国家としてのスタートを切りました。その一方で、ポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や、知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が不十分で、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態であったため、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受けて、1996年から、JICA(当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構)の枠組みにより、法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され、1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクトがスタートし、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ成立しました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられています。

これと並行して、2005年からは、民法・民事訴訟法が適切に解釈・運用されるようになるため、民事教

育の向上を目的として、王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは、将来の自立的運用を目指し、カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行って、その能力強化を図り、現在では同養成校出身者が教官を務めています。このプロジェクトを実施するため、法務省から裁判官出身者1名、検察官出身者延べ3名が長期専門家としてカンボジアに派遣され、教官候補生に対する指導、模擬裁判の実施、教材作成などの支援活動を行ってきました。

2012年4月から、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とし、カンボジアの主要法律機関である司法省、王立司法官職養成学院（前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織）、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の4機関を対象として、新たな枠組みでプロジェクトがスタートし、日本の裁判官・検事・弁護士出身の長期専門家が各機関を対象としたワーキンググループを分担して指導するなどして人材育成に取り組んでいます。

ラオス

ラオスは、1986年に「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策を導入して自由化を進める一方、経済面では、「新経済メカニズム」を導入し、経済開放・市場経済化に向けた改革を行ってきました。そして、1997年に東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟した後、2013年には世界貿易機関（WTO）への加盟を果たしました。この間、ラオスでは、市場経済化を促進するための法整備が進められてきましたが、基本法の整備も十分ではなく、存在する法律も体系化されたものではありませんでした。また、立法手続は必ずしも効率的とはいえず、法の運用面でも統一性及び迅速性に欠けていました。こうした問題の背景には、法・司法分野における人材不足が課題として存在すると指摘されてきました。

このような中、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、技術プロジェクトの一環として、2003年から2008年にかけて、(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事判決書マニュアル及び検察官マニュアル作成支援等を実施することになり、国際協力部では、長期・短期の専門家を現地に派遣するなどして協力しました。

その後も、当部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等を受け、これを踏まえ、2010年7月から4年間にわたり、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施機関とし、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指し、JICAの「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」が実施され、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の執務参考資料の作成等を通じて人材育成能力強化の土台が築かれるなどの成果を上げ、引き続き、2014年7月から、「同プロジェクト（フェーズ2）」（4年間）が開始されました。フェーズ2では、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、関係4機関を実施機関とし、関係4機関及びその職員の①法令の起草、②法令の運用・執行、③法学教育・法曹養成研修、継続的実務研修の改善、④法令の普及・理解促進のそれぞれの能力の向上を目指すものです。

当部では、上記プロジェクト（フェーズ1及びフェーズ2）のために教官を長期・短期の専門家として現地に派遣しているほか、日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

中央アジア

国際協力部では、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の御協力をいただき、2004年から、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し、2007年3月に同注釈書ロシア語版、同年9月にウズベク語及び日本語版、翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また、2008年度から2013年度まで、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施しました。

韓国

国際協力部では、日本の法務省・法務局及び裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・各級法院に勤務する職員を対象に、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、「日韓パートナーシップ共同研究」を毎年1回日韓両国で約10日間ずつ実施しています。この共同研究では、所掌業務に関する両国の制度上及び実務上の問題点に関する意見交換等を行っています。

中国

中国は、1949年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが、1990年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し、2001年には世界貿易機関（WTO）に加盟して、現在、市場経済に適した法整備を進めています。

日本と中国とは隣国どうしで、古来より密接な関係がありましたし、近年は中国に進出する日本企業も数多く、中国との関わりがますます深まっていることから、中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることは日本側にも重要な関心事項でした。他方、中国側も、明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから、2006年、日本に対し、民事訴訟法等の改正にあたって、日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受けて、国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し、2007年から、民事訴訟法及び民事関連法の立法支援、2012年から、行政訴訟法及び行政関連法の立法支援、さらに2014年からは、経済及び社会分野の立法支援を実施しています。支援の中心は、現地でのセミナーや日本での研修を実施して日本の知見を提供することですが、これらの支援の結果、中国で2009年に権利侵害責任法（不法行為法）、2010年に涉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定され、2012年に中国民事訴訟法、2013年に消費者権益保護法が改正されるなどの成果が挙がっています。

インドネシア

約2億4900万人の人口を擁するインドネシアは、近年、着実な経済成長を続けており、更なる経済発展を支える基盤として、法制度、司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び

財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等と協力して、2007年3月から2年間にわたって、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

同プロジェクトの終了後も、インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が寄せられたため、2010年4月以降、法務省独自の取組みとして、裁判官を日本に招いて人材育成制度の共同研究を行うなどして、裁判官研修制度の改善に協力してきました。

さらに、2015年12月からは、JICA等と協力し、インドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を対象機関として、インドネシア知的財産法の起草・審査における法的整合性を向上させる体制を整備するとともに、知的財産を保護する体制を強化することを目的とした新たなプロジェクトが開始され、法務省も全面的に同プロジェクトに協力しています。

ミャンマー

ミャンマーは、2011年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げて新政府を樹立した上、民主化された近代国家を築くためにはグッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントを確立することが最重要であるとして、法の支配の徹底を課題に挙げ、以後、種々の政策を押し進め、着実に民主化への道を歩んでいます。

日本政府も、そのようなミャンマーの改革努力を評価し、2012年4月、日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

国際協力部は、ミャンマーへの法制度整備支援を進めるべく、2012年以降、外務省やJICA、大学等の教育機関等の関係機関と連携しながら、現地調査を実施し、連邦最高裁判所長官や連邦法務長官をはじめとした方々を日本に招へいして、共同研究を行うなどして、法律分野での交流を促進してきました。

そして、2013年8月には、JICAにおいて、連邦法務長官府と連邦最高裁判所との間で、法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」（期間3年間）の合意に至り、同年11月から、同プロジェクトが正式始動しました。同プロジェクトでは、起草支援、審査支援や人材育成支援の分野で、積極的に協力を押し進めることとなっており、当部は、プロジェクト開始後、関係機関と緊密に連携をとりながら、職員を現地に長期派遣するなどして、同プロジェクトに全面的に協力しています。

ネパール

ネパールは、民主化運動を経て、2008年5月に王政廃止と連邦民主制への移行を宣言し、その後、制憲議会により憲法制定作業を進めています。また、これと並行して、法制度の抜本的な近代化を目指し、19世紀に制定され、現在もなお効力を有する「ムルキ・アイン法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体

法・刑事手続法の4分野を包摂する法典)の分割改正作業に着手し、2011年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出されるに至りました。

国際協力部では、ネパールの民主化への歩みを支援するため、JICAなどと協力しながら「民主化プロセス支援プログラム」として、民法や民法解説書作成に関する研修を実施しています。そのほか、ネパールでは、訴訟遅延が大きな問題となっていることから、2012年には、裁判官などを対象に「事件管理」をテーマとした研修を実施し、2013年9月からは、JICAにおいて、新たに「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が開始され、国際協力部もこれに協力しています。このプロジェクトは、最高裁判所を主な実施機関として、事件管理能力の強化や司法調停の活用を通じて裁判所の紛争解決能力の向上を目指すもので、2013年12月以降、同プロジェクトの本邦研修を実施しています。また、刑事法分野については、これまで国際協力部独自の支援として、ネパールの検事総長府との間で共同研究を実施してきましたが、2013年8月以降、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)との共催で、ネパール検事総長府検事らを招へいして刑事司法に関する共同研究を実施しています。

東ティモール

東ティモールは、1975年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その直後インドネシアに侵攻され、長い紛争後の2002年によりやく独立を果たした、21世紀最初の独立国です。独立後は国連等国际機関や先進国の支援を受けながら国づくりを進めており、現在は、ASEAN加盟を目指して国づくりの基盤となる法整備に取り組んでいます。

法整備を行うにしても、東ティモールでは法整備を行う人材や情報、経験が極端に不足しているため、外国の支援なくして法整備を進めるのは困難です。

このような背景から、国際協力部では、JICA(独立行政法人国際協力機構)と連携するなどして、2009年から、東ティモール司法省の法案起草担当職員に対し、政策立案及び起草に関する知識・ノウハウを習得することを目的とした立法能力強化支援を実施しています。これまで、日本での研修や現地でのセミナーを通じて、立法技術に関する研修のほか、「逃亡犯罪人引渡法」や「違法薬物取引取締法」「調停法」などを研修題材として取り上げたワークショップを実施し、東ティモールの法案起草担当者が、単なる外国法のコピーアンドペーストではなく、自らの手で自国法を起草する能力の育成を支援しています。

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27- (13))				
施策名	施設の整備（大分法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	835,030	1,128,227	1,539,981	642,409
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	835,030	1,128,227	1,539,981	642,409
執行額(千円)	835,030	1,128,227	1,539,981	642,409		
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	大臣官房施設課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

大分地方検察庁・大分区検察庁の旧庁舎は昭和41年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の亀裂や漏水が随所に見られるほか、地盤の不備により、施設の維持管理が困難となっていた。

一方、大分地方法務局の旧庁舎は、昭和53年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての建物であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

加えて、両施設はともに相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：大分県大分市荷揚町7番5号

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：12,938平方メートル

入居官署：大分地方検察庁・大分区検察庁

大分地方法務局

大分保護観察所

福岡入国管理局大分出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 114.3点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のも

のを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

（２）有効性

計画の妥当性 133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（３）総合的評価

以上（１）（２）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム²」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」と名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

（１）事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約41億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

（２）事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策に基づく付加機能（B2評価）：人権、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性、保安性（以上評価A）、地域性（評価B）、耐用・保全性（評価C）（別紙2

及び3参照)

・大分法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで面積不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性(評価A)の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

大分地方方法務局は、平成16年の事前評価時には入居庁として予定していなかったが、同局が管轄する支局及び出張所の統廃合の受入に必要な面積規模の検討を行ったところ、既存の庁舎では必要規模の整備ができないことが判明したため、本事業において入居庁の再調整を行い、法務省官署の更なる集約整備をすることで効率化を図った。

なお、本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(大分法務総合庁舎)

分類	項目	係数				評価点
		1.1	0.9	0.8	0.7	
位置	用地取得の見込	取得済み	1	建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできないの道路等に接していない	1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	機能性等	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133

別紙 2

6 事業計画の効果 (B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(大分法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【大分法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・近隣施設等との連携 地域住民との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 地域性のある材料の採用 緑地・オープンスペースの設置 地域に開放された施設の設置 周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 地域の防犯への配慮 地域住民の生活への配慮 景観への配慮 地域住民の人権に配慮した建物計画 	オープンスペースの設置	B
		<ul style="list-style-type: none"> 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 省エネ機器・システムの導入 	来庁者との動線分離 カウンティング室の設置 高効率照明器具(LED照明, HiFi照明)	A
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ機器・システムの導入 屋上緑化 水の循環利用 自然エネルギーの活用 グリーン購入法の全面的な対応 断熱性の向上 環境性能の高いエネルギーの採用 省エネシステムの導入 	屋上緑化 雨水利用設備 太陽光発電, クールヒート・トレンチ(地中熱)	A
		<ul style="list-style-type: none"> 「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加 	「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく	A
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害を軽減させる構造の採用 電気室をGLより高め又は2階以上に設置 止水板の設置 雷保護の高性能化 災害時の対策 非常用飲料水の確保 停電対策 	電気室を10階に設置	A
		<ul style="list-style-type: none"> 保管室の防火性能の確保 保安性の確保 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 	受水タンクの緊急遮断弁の設置 自家発電設備の設置 建具等の防火仕様向上(文書, 証拠品, 預置品等) 護送用車両専用車庫(シャッター付) 監視カメラ対応	A
経済性	耐用・保全性	<ul style="list-style-type: none"> 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 		C
				A: 2つ以上該当 B: 1つ該当 C: 該当なし

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27- (14))				
施策名	施設の整備（さいたま第2法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	
	状況 (千円)	当初予算(a)	0	383,207	496,125	1,355,797
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	0	383,207	496,125	1,355,797
執行額(千円)	0	383,207	496,125	1,355,797		
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	大臣官房施設課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

さいたま地方法務局の旧庁舎は昭和47年に建築された鉄筋コンクリート造5階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁表面の亀裂や屋上防水の劣化による漏水が見られた。

また、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

一方、東京入国管理局さいたま出張所は民間施設に入居していたが、職員数やOA機器等の増加に伴い、執務面積が不足となっていた。

加えて、両施設においては同相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目112番1号

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：8,777平方メートル

入居官署：さいたま地方法務局

東京入国管理局さいたま出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 119点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 4.3

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{※2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1））の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約22億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、別地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙1）, 「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり, 事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B 1 評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策に基づく付加機能（B 2 評価）：人権, 環境保全性, 防災性, 保安性（以上評価A）, 地域性, ユニバーサルデザイン（以上評価B）, 耐用・保全性（評価C）（別紙2及び3参照）。
- ・さいたま第2法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで老朽及び面積不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から, 敷地外環境への負荷も抑えられており, 特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より, 事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は, 整備後の面積であり, 事前評価書及び事後評価実施計画書においては, 予算要求時の計画面積であるため, 両者は異なっている。また, 平成19年度は法務省内で検討を行っていた期間であるため, 予算額・執行額ともに0千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため, 該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため, 平成12年度に策定したものである。なお, 平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお, 平成21年度からは, 新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(さいたま第2法務総合庁舎)

分類	項目	係数				評価点	
		1.1	0.9	0.8	0.7		
位置	用地取得の見込	取得済み	1		建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	災害防止・環境保全	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
		都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできない構造の道路等に接していない	1.0
		建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある		1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133	

別紙 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(さいたま第2法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【さいたま第2法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	事例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・近隣施設等との連携 地域住民との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 地域性のある材料の採用 緑地・オープンスペースの設置 地域に開放された施設の設置 周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 地域の防犯への配慮 地域住民の生活への配慮 景観への配慮 	低騒音型機器(自家発電設備、冷却塔等)の採用 敷地周辺部への外灯設置	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
		人権	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 省エネ機器・システムの導入 	来庁者との動線分離 戸籍相談室、人権相談室の設置 高効率照明器具(LED照明、Hf照明)、高効率空調機の設置など 屋上緑化
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 水の循環利用 自然エネルギーの活用 グリーン購入法の全面的な対応 断熱性の向上 環境性能の高いエネルギーの採用 省エネシステムの導入 	太陽光発電設備、ハイブリッド外灯	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
		ユニバーサルデザイン(敷地内)	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加 	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害を軽減させる構造の採用 電気室をGLより高め又は2階以上に設置 防潮板の設置 雷保護の高性能化 災害時の対策 非常用飲料水の確保 停電対策 保管室の防火性能の確保 保安性の確保 	避雷器設置 受水タンクの緊急遮断弁、採水用水洗等の設置 自家発電設備の設置、蓄電池の設置 壁、建具等の防火仕様向上(書庫等)	A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし
		保安性	<ul style="list-style-type: none"> 被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	監視カメラ、プラインド内蔵型視察窓 鉄格子の設置 車両の寄付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)
経済性	耐用・保全性			A:3つ以上該当 B:2つ該当 C:1つ該当又は該当なし

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27-(15))				
施策名	施設の整備（富士法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	0	366,299	410,008	251,003
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	0	366,299	410,008	251,003
執行額(千円)	0	366,299	410,008	251,003		
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	大臣官房施設課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

静岡地方検察庁富士支部・富士区検察庁の旧庁舎は、昭和39年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の劣化による雨漏りや、内壁及び床の亀裂が多数見られた。

また、職員数の増加やOA機器等の増加により、調室や事務室が面積不足となり、執務に支障を来していた。

一方、静岡地方法務局富士支局の旧庁舎は、昭和54年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

加えて、両施設においては相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：静岡県富士市中央町二丁目7番7号

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：3,590平方メートル

入居官署：静岡地方検察庁富士支部・富士区検察庁
静岡地方法務局富士支局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 120点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のも

のを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。
※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

（２）効率性

事業の効果（費用対効果）3.4

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

（３）有効性

計画の妥当性 133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{※2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

（１）事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約10億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）, 「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策に基づく付加機能（B2評価）：環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性、保安性（以上評価A）、人権（評価B）、地域性、耐用・保全性（以上評価C）（別紙2及び3参照）。
- ・富士法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで面積不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。また、平成19年度は法務省内で検討を行っていた期間であるため、予算額・執行額ともに0千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(富士法務総合庁舎)

分類	項目	係数				評価点
		1.1	0.9	0.8	0.7	
位置	用地取得の見込	取得済み	1	建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできないの道路等に接していない	1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	機能性等	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133

別紙 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(富士法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【富士法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・近隣施設等との連携 地域住民との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 地域性のある材料の採用 緑地・オープンスペースの設置 地域に開放された施設の設置 周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 地域の防犯への配慮 地域住民の生活への配慮 景観への配慮 		C
		<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 	来庁者との動線分離	B
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ機器・システムの導入 屋上緑化 水の循環利用 自然エネルギーの活用 グリーン購入法の全面的な対応 断熱性の向上 環境性能の高いエネルギーの採用 省エネシステムの導入 	LED照明, HI照明, 高効率変圧器 屋上緑化 太陽光発電	A
		<ul style="list-style-type: none"> 「建築物移動円滑化基準」(望ましい規定)に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加 	外気冷房システム等の採用 「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく	A
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害を軽減させる構造の採用 電気室をGLより高め又は2階以上に設置 止水板の設置 雷保護の高性能化 災害時の対策 非常用飲料水の確保 停電対策 	電気室を3階に設置 自家発電設備の設置 建具等の防火仕様向上 護送用車両専用車庫(シャッター付) 監視カメラ対応	A
		<ul style="list-style-type: none"> 保管室の防火性能の確保 保安性の確保 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 		A
経済性	耐用・保全性			C
				C

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27-(16))				
施策名	施設の整備（仙台第3法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	
	状況 (千円)	当初予算(a)	0	605,270	465,990	2,045,758
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	0	605,270	465,990	2,045,758
執行額(千円)	0	605,270	465,990	2,045,758		
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	大臣官房施設課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

仙台法務局の旧庁舎は昭和46年に建築された鉄筋コンクリート造6階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁等に亀裂が見られる状況にある。

また、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

一方、東北公安調査局は、昭和48年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての仙台第2法務合同庁舎に入居しているが、上記施設同様に外壁の劣化が見られるほか、OA機器等の増加により執務室が面積不足となっていた。

加えて、両施設においては同相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：宮城県仙台市青葉区春日町7番25号

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：13,377平方メートル

入居官署：仙台法務局

東北公安調査局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 104点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 3.0

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{※2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）に関する評価指標（別紙1）」）の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約31億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）, 「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策に基づく付加機能（B2評価）：地域性，環境保全性，防災性（以上評価A），人権，ユニバーサルデザイン，保安性（以上評価B），耐用・保全性（評価C）（別紙2及び3参照）。
- ・仙台第3法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで著しい老朽及び面積不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。また、平成19年度は法務省内で検討を行っていた期間であるため、予算額・執行額ともに0千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(仙台第3法務総合庁舎)

分類	項目	係数				評価点	
		1.1	0.9	0.8	0.7		
位置	用地取得の見込	取得済み	1		建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	災害防止・環境保全	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			整備の見込なし	1.1
		都市計画・土地利用計画等との整合性に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		都市計画等と整合しない	1.0
敷地形状	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできない構造の道路等に接していない	1.0
			業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
			駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある			1.0
規模	敷地の規模		建築物の規模に応じ、適切な規模となっている				1.0
		単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
構造	機能性等		適切な構造、機能として計画されている		適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
<p style="text-align: right;">評価点 (各係数の積 × 100倍)</p>						133	

別紙 2

6 事業計画の効果 (B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(仙台第3法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【仙台第3法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・近隣施設等との連携 地域住民との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 地域性のある材料の採用 緑地・オープンスペースの設置 地域に開放された施設の設置 周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 地域の防犯への配慮 地域住民の生活への配慮 景観への配慮 	敷地境界部分に緑地を確保	A
		<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 省エネ機器・システムの導入 屋上緑化 水の循環利用 自然エネルギーの活用 グリーン購入法の全面的な対応 断熱性の向上 環境性能の高いエネルギーの採用 省エネシステムの導入 	低騒音型機器(自家発電設備、冷却塔、送風機等)の採用 敷地周辺部への外灯設置 上層階壁面緑の後退 戸籍相談室、人権相談室の設置 高効率照明器具(LED照明、Hi照明)、高効率冷温水機等 屋上緑化 太陽光発電設備	A: 3つ以上該当 B: 2つ該当 C: 1つ該当又は該当なし
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加 	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	A: 「望ましい規定」に基づく B: 一部「望ましい」規定 C: 法令規定に基づく
		<ul style="list-style-type: none"> 地震被害を軽減させる構造の採用 電気室をGLより高め又は2階以上に設置 防漏板の設置 雷保護の高性能化 災害時の対策 非常用飲料水の確保 停電対策 保管室の防火性能の確保 保安性の確保 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	都市ガス 流量可変システムや外気冷房システム等の採用 電気室を8階に設置 防漏板 避雷器設置 受水タンクの緊急遮断弁、採水用水洗等の設置、井水の確保 自家発電設備の設置、蓄電池の設置 壁、建具等の防火仕様向上(書庫等)	A: 3つ以上該当 B: 2つ該当 C: 1つ該当又は該当なし
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 保安性の確保 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	認証装置付加、防犯ガラスの採用 車両の寄り付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)	A: 2つ以上該当 B: 1つ該当 C: 該当なし
		<ul style="list-style-type: none"> 「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加 	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	A: 「望ましい規定」に基づく B: 一部「望ましい」規定 C: 法令規定に基づく
経済性	耐用・保全性	<ul style="list-style-type: none"> 保安性の確保 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	認証装置付加、防犯ガラスの採用 車両の寄り付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)	A: 3つ以上該当 B: 2つ該当 C: 1つ該当又は該当なし
		<ul style="list-style-type: none"> 「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加 	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	A: 「望ましい規定」に基づく B: 一部「望ましい」規定 C: 法令規定に基づく

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27-(17))				
施策名	施設の整備（八日市場拘置支所整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	0	249,220	427,919	508,085
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	0	249,220	427,919	508,085
執行額(千円)	0	249,220	427,919	508,085		
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	大臣官房施設課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

八日市場拘置支所は、昭和34年に建築された建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の浮き・亀裂が生じているほか、屋上防水の劣化により雨漏りが随所に見られ、施設運営に支障を来していた。

(2) 目的・目標

現状施設の老朽を解消するとともに、被収容者の人権に配慮した施設を整備することにより、適切な収容環境を確保することを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所：千葉県匝瑳市八日市場イ513

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：3,208平方メートル

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 110点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 1.6

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、環境への配慮、地域への寄与、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 100点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和）
- ② 業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、被収容者の処遇・生活環境の改善、職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））
- ④ フレキシビリティの向上

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム²」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）」）の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）」に関する評価指標（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約12億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽の解消及び処遇環境の改善を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）、「事業計画の効果（B2）」に関する評価指標（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策に基づく付加機能（B2評価）：人権、環境保全性、防災性、保安性（以上評価A）、地域性、ユニバーサルデザイン（以上評価B）、耐用・保全性（評価C）（別紙2及び3参照）。

・八日市場拘置支所の新営により著しい老朽の解消及び処遇環境の改善を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。また、平成19年度は法務省内で検討を行っていた期間であるため、予算額・執行額ともに0千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(八日市場構置支所)

分類	項目	係数				評価点
		1.1	0.9	0.8	0.7	
位置	用地取得の見込	取得済み	1	建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできない構造の道路等に接していない	1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
	機能性等	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	
		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133

別紙 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(八日市場拘置支所)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【八日市場拘置支所】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・近隣施設等との連携 地域住民との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 地域性のある材料の採用 緑地・オープンスペースの設置 地域に開放された施設の設置 周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 地域の防犯への配慮 地域住民の生活への配慮 景観への配慮 	低騒音型機器(自家発電設備等)の採用 上層階の壁面線後退 内部からの視線制御 来庁者との動線分離, 外部からの視線制御	A: 3つ以上該当 B: 2つ該当 C: 1つ該当又は該当なし
		人権	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被疑者, 被収容者, 保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 省エネ機器・システムの導入 屋上緑化 水の循環利用 自然エネルギーの活用 グリーン購入法の全面的な対応 断熱性の向上 環境性能の高いエネルギーの採用 省エネシステムの導入 	高効率照明器具(LED照明, HI照明), 氷蓄熱式空調機など 屋上緑化 太陽光発電, ハイブリッド外灯 都市ガス
機能性	ユニバーサルデザイン(敷地内)	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他, 一部「望ましい規定」に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他, 一部「望ましい規定」も付加 	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	A: 「望ましい規定」に基づく B: 一部「望ましい」規定 C: 法令規定に基づく
		<ul style="list-style-type: none"> 地震被害を軽減させる構造の採用 電気をGLより高め又は2階以上に設置 防潮板の設置 雷保護の高性能化 災害時の対策 非常用飲料水の確保 停電対策 保管室の防火性能の確保 	電気室を2階に設置 受水タンクの緊急遮断弁 自家発電設備の設置, 燃料の備蓄, 蓄電池の設置	A: 3つ以上該当 B: 2つ該当 C: 1つ該当又は該当なし
経済性	保安性	<ul style="list-style-type: none"> 保安性の確保 被疑者, 被収容者, 保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 	隣送用車両専用車庫(シャッター一付) 監視カメラ対応	A: 2つ以上該当 B: 1つ該当 C: 該当なし
		<ul style="list-style-type: none"> 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	車両の寄り付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)	A: 3つ以上該当 B: 2つ該当 C: 1つ該当又は該当なし

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省27-(18))			
施策名	施設の整備（仙台少年鑑別所整備等事業）				
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))				
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度		
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	145,320		608,318
		補正予算(b)	0		0
		繰越し等(c)	0		0
		合計(a+b+c)	145,320		608,318
執行額(千円)	145,320	608,318			
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

仙台少年鑑別所は、昭和46年に建築された建物であるが、経年による老朽化が著しく、外壁表面の亀裂や劣化に伴う雨漏りが随所に見られ、施設運営に支障を来していた。

(2) 目的・目標

現状施設の老朽を解消するとともに、少年の人権に配慮した施設を整備することにより、適正な少年の調査に寄与することを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所：宮城県仙台市若林区古城三丁目27番17号
 事業時期：平成21年度から（平成22年度から供用開始）
 延べ面積：3,346平方メートル

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{※1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次の通り評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 107点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 1.7

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、環境への配慮、地域への寄与、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和，地域の相談窓口の充実）
- ② 業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実，円滑な業務の遂行，被収容者の処遇・生活環境の改善，職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））
- ④ フレキシビリティの向上

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については，施設の供用開始から5年経過した後，「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{※2}」（以下「新システム」という。）に基づき，「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には，B1については，事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては，「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1））の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ，100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし，評点が100点以上あることを確認する。

また，B2については，事前評価において評価指標としていないが，「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2）により，各分類ごとにその取組状況の評価し，政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお，事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては，「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については，当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから，原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

（１）事業の情報となる項目（費用，施設の利用状況，事業期間等）の変化

事業は総額約8億円で平成21年度から平成22年度にかけて実施し，平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は，老朽の解消及び処遇環境の改善を図るものであったが，現地建替により，計画どおりに完了できた。

（２）事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1），「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり，事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：146点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策に基づく付加機能（B2評価）：人権，環境保全性，防災性，保安性（以上評価A），地域性，ユニバーサルデザイン（以上評価B），耐用・保全性（評価C）（別紙2及び3参照）。
- ・仙台少年鑑別所を新営することで著しい老朽の解消及び処遇環境の改善を達成でき

た。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(仙台少年鑑別所)

分類	項目	係数				評価点	
		1.1	0.9	0.8	0.7		
位置	用地取得の見込	1	0.9	0.8	0.7	敷地未定	
		取得済み					建設までの用地取得計画が不明確
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好					自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
		周辺に道路・鉄道等が整備済み					整備の見込なし
規模	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	
		敷地形状				敷地が有効に利用できる形状ではない	
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している					規模未定
		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている					
構造	敷地の規模		駐車場の確保に支障がある				
		単独行舎、総合庁舎としての整備				総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件	単独行舎としての整備が適当					1.0
		総合庁舎としての整備条件が整っている					総合庁舎としての整備条件が整っていない
機能性等	適切な構造、機能として計画されている					標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	
評価点 (各係数の積 × 100倍)						146	

別紙 2

6 事業計画の効果 (B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(仙台少年鑑別所)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【仙台少年鑑別所】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・近隣施設等との連携 地域住民との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 地域性のある材料の採用 緑地・オープンスペースの設置 地域に開放された施設の設置 周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 地域の防犯への配慮 地域住民の生活への配慮 景観への配慮 	低騒音型機器(自家発電設備, 送風機等)の採用 壁面線の後退, 高さを抑える 内部からの視線制御 来庁者との動線分離, 外部からの視線制御 外来相談専用エントランス 高効率照明器具(LED照明, HI照明), 氷蓄熱式空調機など	A: 3つ以上該当 B: 2つ該当 C: 1つ該当又は該当なし
		人権	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被疑者, 被収容者, 保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 省エネ機器・システムの導入 屋上緑化 水の循環利用 自然エネルギーの活用 グリーン購入法の全面的な対応 断熱性の向上 環境性能の高いエネルギーの採用 省エネシステムの導入 	都市ガス 自然換気装置の採用
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく 「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他, 一部「望ましい規定」も付加 	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	A: 「望ましい規定」に基づく B: 一部「望ましい」規定 C: 法令規定に基づく
		ユニバーサルデザイン(敷地内)	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害を軽減させる構造の採用 電気室をGLより高め又は2階以上に設置 防潮板の設置 雷保護の高性能化 災害時の対策 非常用飲料水の確保 停電対策 保管室の防火性能の確保 	避雷器設置 受水タンクの緊急遮断弁, 探水用水洗等の設置 自家発電設備の設置, 蓄電池の設置
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 保管室の防火性能の確保 保安性の確保 被疑者, 被収容者, 保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保 	送用車両専用車庫(シャッター一付) 監視カメラ対応	A: 2つ以上該当 B: 1つ該当 C: 該当なし
		保安性	<ul style="list-style-type: none"> 更新性の高い設備室 清掃を容易にする工夫 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	車両の寄付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)
経済性	耐用・保全性			

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1	政策評価とは	1
2	法務省における政策評価	2
3	法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価)	3
4	事業評価システムの流れ	4
5	法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6	事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1)	事前評価システム	6
(2)	再評価システム	12
(3)	事後評価システム	12

1 政策評価とは(政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

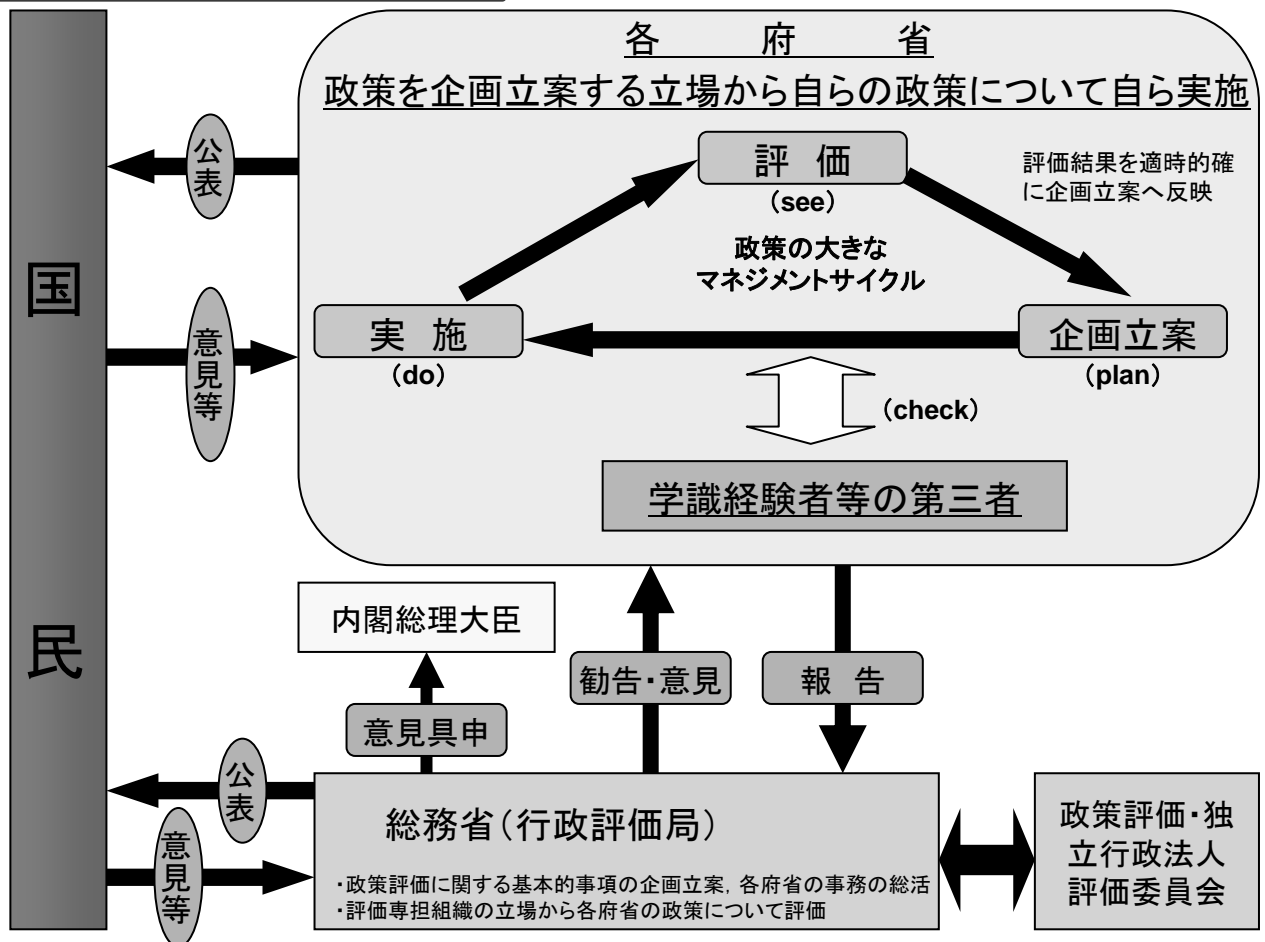
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

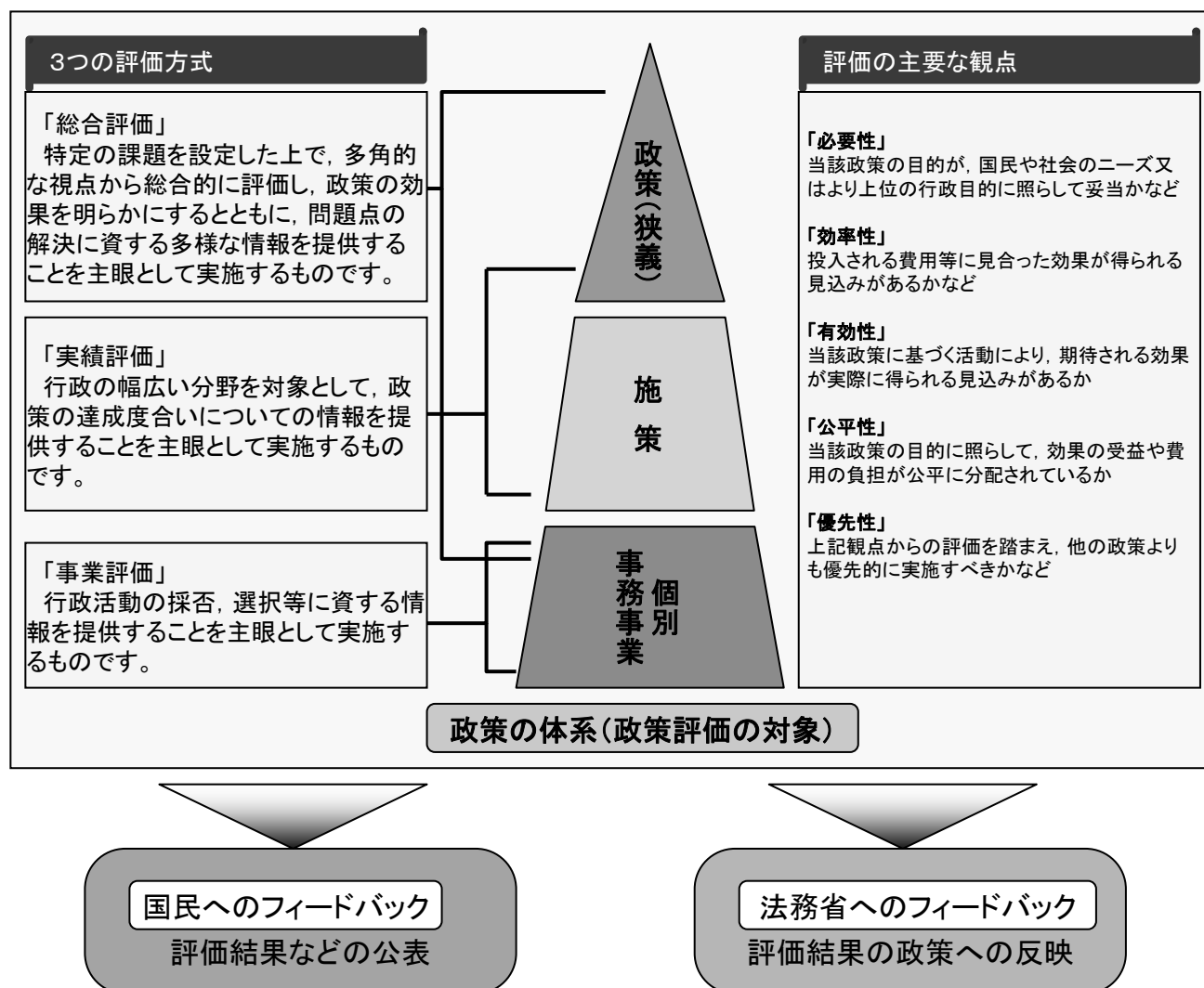
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

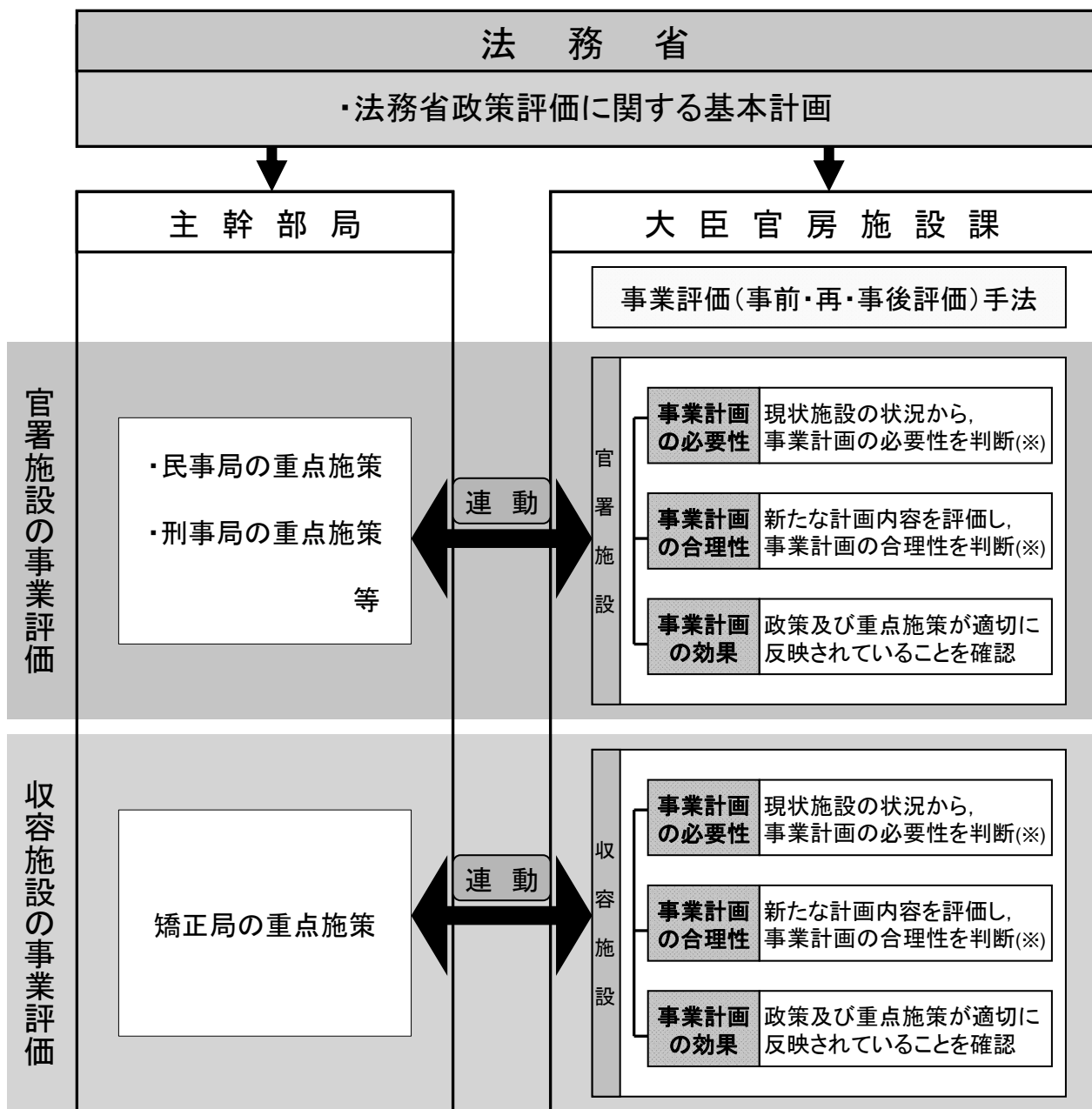
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

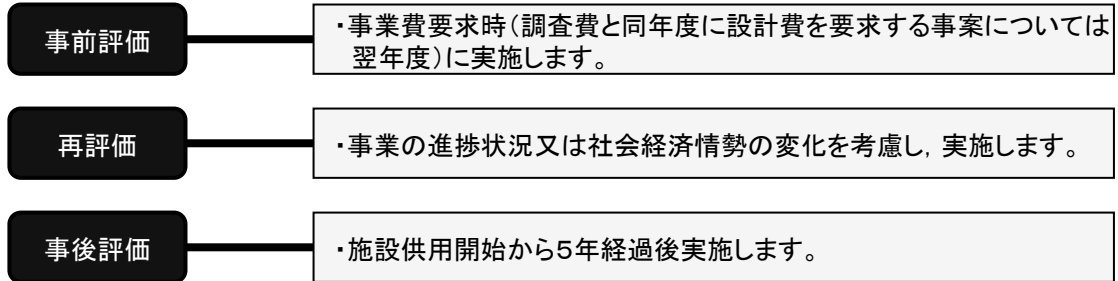


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

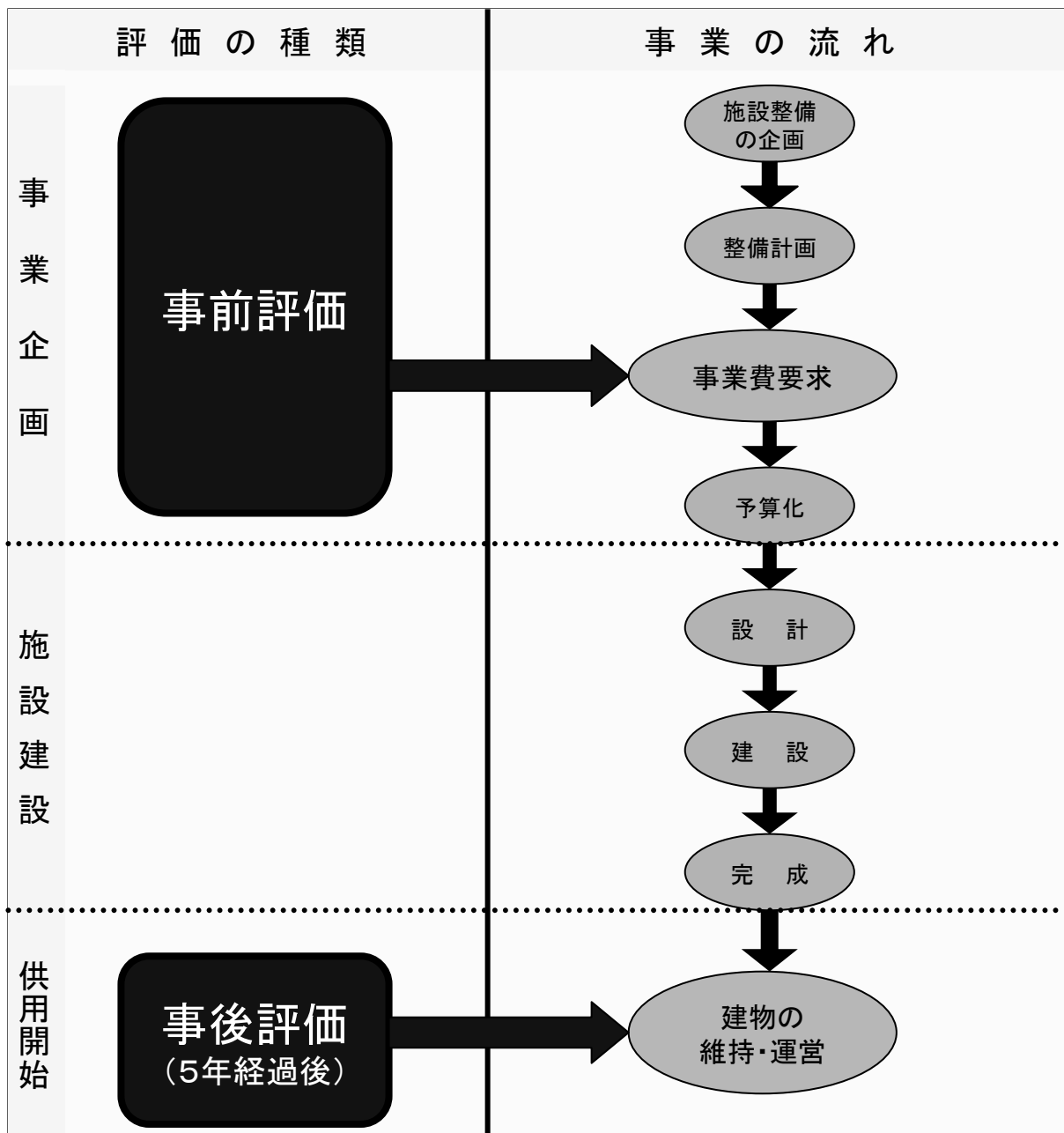
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

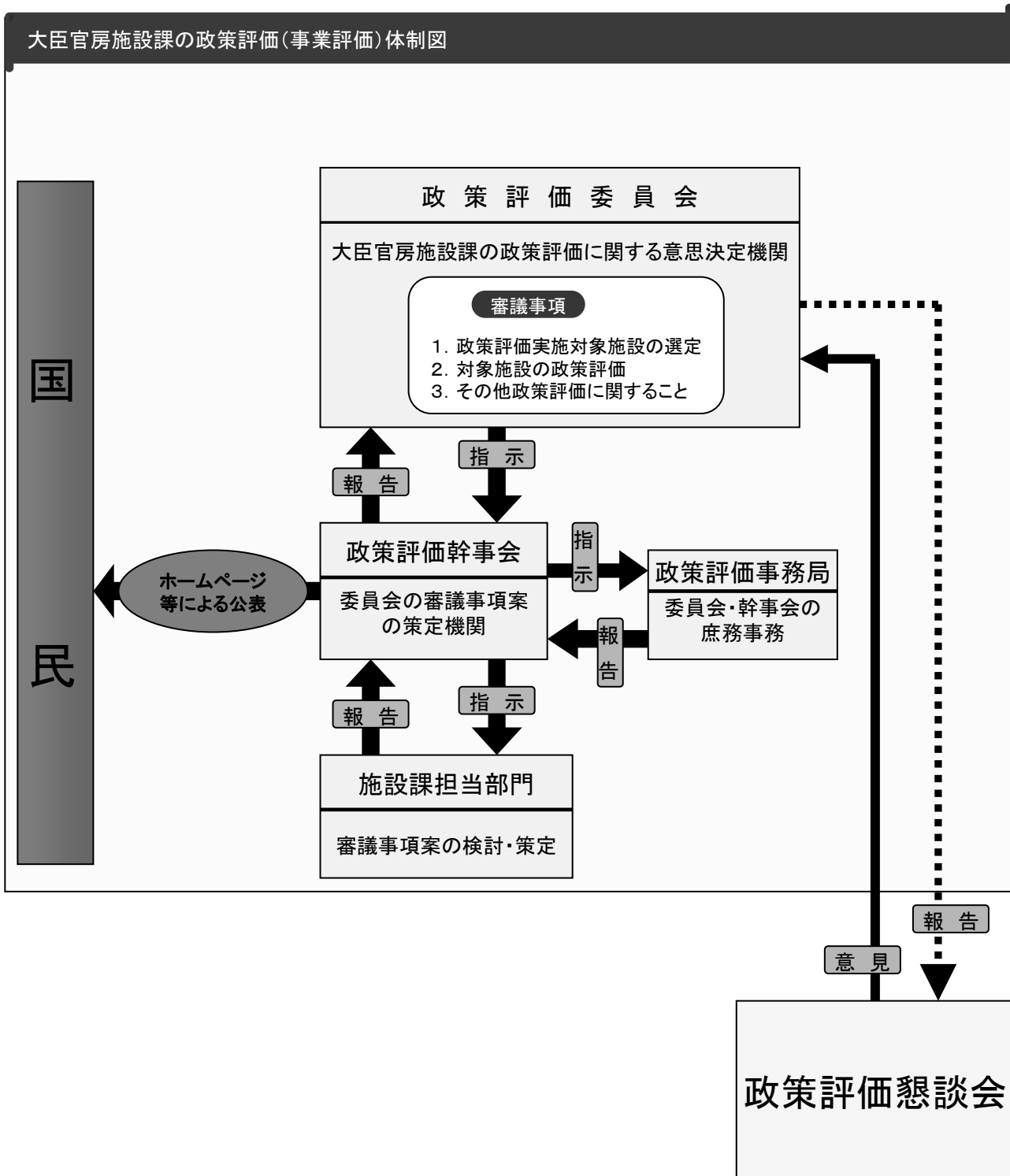


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造, 設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m²) / 新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>